

労働総研

クォーターリー

ISSN 0918-7618

2020
夏
季号

特集

安心して暮らせる公的年金へ

「全世代型社会保障」と2020年金制度改正

年金だけでは生活できない 現行年金制度の問題点

最低保障年金の必要性とその方向

年金財政の現状・問題点と改革方向

国民的な年金闘争の再構築と労働組合運動

「世代間対立」を乗り越える運動の展望

——労働問題を憲法／人権の視点でとらえる

「高齢者就業支援」という名の不安定就業の拡大

畠中 亨

唐鎌直義

吉田 務

河村健吉

原富 悟

弓田盛樹

井之上亮

RODO SOKEN

編集・発行 労働運動総合研究所

発売 本の泉社

労働総研ブックレット No.11

The Japan Research Institute of Labour Movement RODO SOKEN Booklet / 編集：労働運動総合研究所

財界戦略とアベノミクス

——内部留保はどう使われる

藤田 宏 著



- 序章 アベノミクスと財界戦略
- 第1章 バブル崩壊後の財界戦略——『新時代の「日本的経営」』と「新型経営」
- 第2章 財界・大企業の搾取強化の新段階——付加価値の企業配分の増大
- 第3章 「新型経営」下で急膨張する内部留保
- 第4章 財テク重視の「新・新型経営」による新たな資本蓄積方式
- 第5章 「新・新型経営」とアベノミクス
- 終章 内部留保は国民経済の障害——内部留保を経済の好循環の糧に

ISBN：978-4-7807-1215-5 C0036 A5判・64 ページ・定価 600 円(+税)

『労働総研ブックレット』No.1～10も好評発売中

全てA5判/No.1～8：定価 571円(+税)/No.9：定価 800円(+税)/No.10：定価 550円(+税)

- No.10** 人間らしい働き方とジェンダー平等の実現へ
労働組合の役割ととりくみ 64頁
労働総研女性労働研究部会編
- No.9** アベノ改憲の真実
平和と人権、暮らしを襲う濁流 104頁
坂本 修著
- No.8** 労働時間の短縮で日本社会を変えよう
斉藤隆夫監修・労働総合運動研究所編 64頁
- No.7** ブラック企業と就活・働く権利
青年に希望を悪質企業を見分ける確かな眼 72頁
生熊茂実・鹿田勝一著
- No.6** ミニマム——健康で文化的な生活保障
金澤誠一著 64頁
- No.5** 地域循環型経済への挑戦
松丸和夫・吉田敬一・中島康浩著 64頁
- No.4** TPPと労働者、労働組合
萩原伸次郎著 64頁
- No.3** 公契約適正化運動のすすめ
発展方向と可能性を探る 64頁
伊藤圭一・斎藤寛生・原富悟著
- No.2** 大震災と日本の社会保障
被災地から労働・生活・地域の再建を考える 64頁
日野秀逸著
- No.1** フランス、イギリス働くルールと生活保障の最新事情
日本が学ぶことを探す旅 72頁
労働総研仏英調査団編

本の泉社

21世紀を生きる人と社会に役立ち、感動を共有できる本づくり

お求めはお近くの書店または本の泉社へ
〒113-0033 東京都文京区本郷 2-25-6
HP：http://www.honnoizumi.co.jp/ 郵便振替：00130-6-137225

TEL：03-5800-8494
FAX：03-5800-5353



☞ 単行本の出版のご相談をお受けいたします。お気軽にご連絡ください。☞

目次

特集 安心して暮らせる公的年金へ

- 「全世代型社会保障」と2020年金制度改正 …………… 畠中 亨 2
- 年金だけでは生活できない 現行年金制度の問題点 …………… 唐鎌直義 10
- 最低保障年金の必要性とその方向 …………… 吉田 務 18
- 年金財政の現状・問題点と改革方向 …………… 河村健吉 27
- 国民的な年金闘争の再構築と労働組合運動 …………… 原富 悟 35
- 「世代間対立」を乗り越える運動の展望
—労働問題を憲法／人権の視点でとらえる …………… 弓田盛樹 43
- 「高齢者就業支援」という名の不安定就業の拡大 …………… 井之上亮 49

〈研究ノート〉

- 2020年最低生計費調査のまとめ …………… 中澤秀一 55

〈労働戦線NOW〉

検証・コロナ禍の史上異例な労働運動と成果

全労連、連合、野党などポストコロナの政治経済変革へ

- 「全国一律最賃、1500円」も政労使の重要課題 …………… 青山 悠 58

安心して暮らせる公的年金へ

「全世代型社会保障」と 2020 年金制度改革

畠中 亨

2020年5月29日、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」（以下、「2020年改正」）が成立した。この年金制度改革は、首相主導で進められている全世代型社会保障検討会議の中間報告に示された方針に沿ったものである。そこで示される「全世代型社会保障」とあわせて、本改正の内容を検討するのが本稿の課題である。

先に結論を述べるならば、全世代型社会保障の基本的な考え方は、2020年改正は消極的な改正である。なぜならば全世代型社会保障の方針が、社会保障制度の改革よりも雇用政策に力点を置いているためである。一方で、最低限度の生活保障という社会保障本来の目的への接近は見られず、低年金者が多数いるという日本の年金制度が抱える問題は残されたままとなっている。こうした視点を加えて、全世代型社会保障について分析してみよう。

1 2020年改正

(1) 全世代型社会保障

全世代型社会保障検討会議は、2019年9月20日より首相を中心に閣僚と一部の有識者により組織され議論を開始した。同年12月19日に中間報告が発表されている。中間報告では、「新しい時代の日本に求められるのは、多様性である」とし、「多様な学び、多様な働き方、そして多様なライフスタイルに応じて安心できる社会保障制度」の確立を提唱している¹。

さらに「これまで社会保障改革といえば、年金、医療、介護が主要なテーマになってきたが、今回の全世代型社会保障改革は、人生100年時代の到来を踏まえて、働き方を含めた改革

を行っていく」としているように、「働き方改革」に合わせた制度に作り替えることが社会保障改革の課題と認識されているようである。

少子高齢化による高齢者人口の増加と生産年齢人口の減少に対して、高齢者と女性の就業を増やし、労働力および社会保険料負担者の確保を図ることが、全世代型社会保障の骨子である。中間報告内では「ライフスタイルの多様化」という言葉が多く見られる。その言葉は「高齢者についての画一的な捉え方を変え」²という表現が示すように、高齢者にも現役世代と同様に社会保障の負担を求めることを含意していることに注意が必要である。

中間報告全体を通して、社会保障がどのような役割を果たすべきかという視点が見られない点も、全世代型社会保障の特徴といえる

だろう。日本の高齢者の相対的貧困率は19.0%で、OECD平均の12.5%を上回っている³。また、厚生労働省「国民生活基礎調査」(2017年)によると、老齢年金受給者のうち男性の17.0%、女性の52.9%は年金額が年額100万円未満である。こうした低年金者が生じやすい年金制度の構造から、日本は国際的にみても高齢者が貧困に陥りやすい国となっている。こうした問題に対して全世代型社会保障検討会議の中間報告は目を向けていない。

(2) 改正の概要

次に2020年改正の具体的な内容を確認しておこう。法律の改正点は多岐にわたるが、主要な点は①被用者保険(厚生年金保険法、健康保険法)の適用拡大、②在職中の年金の在り方の見直し、③受給開始時期の選択の拡大、④確定拠出年金の加入可能要件の見直し等の4つである。

③に関しては、法案検討段階において年金支給開始年齢の引き上げの可能性として、大きく世間の注目を集めた。しかし、最終的には既存の70歳まで認められている任意の繰下げ受給が、75歳までの繰下げまで選択肢を広げられたが、標準の受給開始年齢である65歳については変更が加えられなかった。

②の在職老齢年金の見直しは、60～64歳の間において年金支給が停止される賃金額と年金の合計額の基準を現在の月額28万円から47万円に引き上げ、在職しながらの年金受給の機会を増やす改正である。これにより、60代前半の就労率を増やすのが目的である。

②、③は共に、年金受給開始前後の年齢段階で自身の体力と生活に余裕がある人に、積極的な就労継続のインセンティブを与えるものであ

る。

これに対し①の被用者保険の適用拡大は、短時間労働者に厚生年金(および被用者健康保険)の加入機会を広げ、低年金問題の軽減に寄与する可能性がある改正である。しかし今回の改正は、2012年の年金制度改革において始まった短時間被保険者制度の対象範囲を、僅かに拡張する程度のもにとどまった。

2012年の改正で導入された短時間被保険者制度は、週の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者のうち、1年以上継続して雇用が見込まれること、月の報酬が8.8万円以上であること、学生でないこと、501人以上の企業であることの4つの条件をすべて満たす労働者を新たに厚生年金に加入させるものであり、2016年10月より施行された。今回の改正では、経過措置であった企業規模による制限を緩和し、2022年10月に100人超、2024年10月に50人超の規模の企業まで適用を拡大することとなった。

2020年改正の主要点は以上の通りで、全体として消極的なものであった。政府の目指す全世代型社会保障が、社会保障制度改革よりも雇用政策を優先しているためであると考えられる。

(3) 2020年改正の背景

2020年改正は厚生年金加入者を増加させることに主眼を置いている。こうした改正をする背景には、年金財政の持続可能性に対する懸念がある。

年金財政の持続可能性を検証するため、5年に1度実施される年金財政検証で、100年先までの収支が推計される。その結果を踏まえて、年金給付水準の段階的な引き下げをするマクロ

経済スライドの実施期間も推計される。ただし、給付水準の引き下げが行われても、給付水準を示す指標である所得代替率が50%を下回らないことと定められている。財政検証結果に関する論点は、所得代替率が将来にわたり50%の水準を確保できているかに当てられる。

2019年の財政検証では、「経済成長と労働参加が進むケース」3ケース、「経済成長と労働参加が一定程度進むケース」2ケース、「経済成長と労働参加が進まないケース」1ケースの計6ケースに分けて将来推計が作成された。そのうち、将来にわたって所得代替率50%を確保できるのは、「経済成長と労働参加が進むケース」のみである。

「経済成長と労働参加が進むケース」とは、経済・雇用政策を適切に講ずることで、経済成長と労働市場への参加が進むシナリオ⁴であるとされる。そのシナリオでは男性では60歳以上、女性では20歳代後半以上の特に30～40歳代で、労働力率が大きく上昇することとなっている⁵。

つまり、高齢者や女性の労働参加を進めることは、年金財政を維持する生命線となっている。

。2020年改正がそのために十分なものであったのか、今後の結果が問われることとなる。

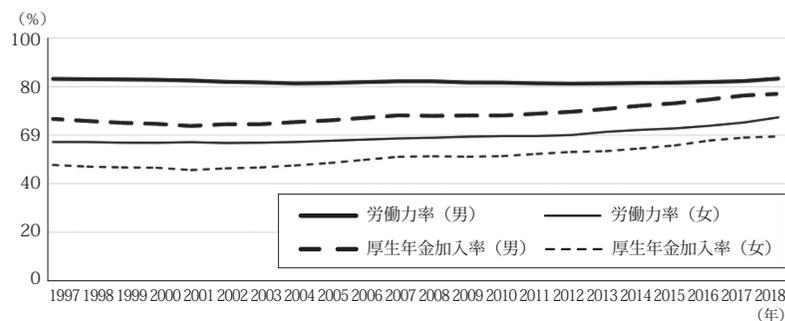
2 厚生年金の適用拡大

(1) 厚生年金加入動向

厚生年金への高齢者や女性の加入拡大が、全世代型社会保障の要となっている。厚生年金への加入動向について確認しておこう。図1は15～69歳の労働力率と労働力人口中の厚生年金加入者の割合（厚生年金加入率）の推移を男女別に示している。男性の労働力率はほぼ横ばいであるが、女性の労働力率は上昇を続けており、特に2010年代以降の上昇が顕著である。厚生年金加入率は2001年を底として、男女とも大きく上昇している。一般に、非正規雇用が増えたことで厚生年金加入率は低下していると考えられがちであるが、実際には厚生年金への加入が拡大しているのである。

社会保障審議会年金数理部会「公的年金財政状況報告」（2019年）によると、2016年10月から導入された短時間被保険者制度の被保険者は2018年度末時点で43.8万人となっている。

図1 労働力率と厚生年金加入率（推計値）の推移（15～69歳）



(注1) 労働力率は、総務省「労働力調査」による各年次平均値である。

(注2) 厚生年金加入率は、総務省「人口推計」の各年10月1日現在の総人口に労働力率を乗じた値を労働力人口とし、社会保障審議会年金数理部会「公的年金財政状況報告」の各年度末時点の厚生年金加入者数（厚生年金及び各共済年金など被用者年金加入者の合計）を労働力人口で除した推計値である。

出所：総務省「人口推計」、総務省「労働力調査」、社会保障審議会年金数理部会「公的年金財政状況報告」より筆者作成。

2015年度末時点から2018年度末時点までに厚生年金被保険者（一元化後の全被用者年金合計）は、4128.9万人から4428.4万人へと299.5万人増加している。短時間被保険者制度による増加分は、このうちの14.6%に過ぎない。

厚生年金保険法の改正による適用拡大の効果よりも、雇用環境の変化によ

る要因の方がより多く厚生年金被保険者を増加させている。

(2) 雇用形態別公的年金加入状況

この点を詳しく分析するため、20～59歳と60～69歳の雇用形態別の公的年金加入状況を2008年、2013年、2018年の三時点間で比較したものが表1である。年齢構成比の変化による影響を除去するため、2013年、2018年の数値は、2008年の年齢構成比と同じとなるようにウェイトバックしたものである。

20～59歳についてみると、正規の職員・従業員の割合は男女とも2008年から2013年の間でわずかに減少し非正規雇用化が進んでいたことがわかるが、2013年から2018年にかけては正規の職員・従業員の割合が増加している。公的年金加入状況は、男性ではすべての雇用形態で、厚生年金・共済年金加入の割合が一貫して増加している。女性についても同様であるが、パート・アルバイトの厚生年金加入は男性ほど増えていない。一方で、2013年から2018年にかけて第3号被保険者の割合がわずかに増加している。男性の厚生年金加入者が増加し、その配偶者として第

3号被保険者となる女性が少なくなかったことがわかる。

60～69歳の正規の職員・従業員の割合は、男性では上昇が続いたが、女性では2008年から2013年で低下、2013年から2018年ではほぼ横ばいであった。女性では派遣社員・契約社員・嘱託の割合が特に上昇している。公的年金加入状況は、60歳を超え第3号被保険者の対象から外れることで男女の差異は縮まっているが、非正規雇用で厚生年金に加入する割合は男性より女性の方が低い傾向である。男女とも

表1 雇用形態別の公的年金加入状況の変化

		20～59歳					60～69歳				
		雇用者以外	正規の職員	パート	嘱託	派遣社員	雇用者以外	正規の職員	パート	嘱託	派遣社員
2008年	男	雇用形態別構成比	100.0	86.7	7.5	5.8	100.0	41.6	28.5	30.0	
		総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
		第1号	8.9	4.4	52.9	19.9	2.3	2.2	3.3	1.2	
		第2号(厚生・共済)	88.4	94.7	27.3	72.9	54.7	72.7	21.3	61.1	
		第3号	0.1	0.0	0.8	0.4	-	-	-	-	
	加入していない	2.6	0.9	19.0	6.9	43.1	25.1	74.9	37.6		
	女	雇用形態別構成比	100.0	46.8	42.3	10.9	100.0	21.3	69.7	9.1	
		総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
		第1号	13.1	4.4	23.0	12.2	4.9	2.3	5.8	3.4	
		第2号(厚生・共済)	63.3	94.1	26.4	74.1	31.1	68.0	18.2	41.5	
第3号		20.7	0.8	45.2	11.4	-	-	-	-		
加入していない	2.8	0.7	5.3	2.5	64.0	29.7	75.7	53.7			
2013年	男	雇用形態別構成比	100.0	86.4	8.0	5.6	100.0	42.3	25.9	31.7	
		総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
		第1号	8.5	4.1	49.5	17.8	2.7	3.0	3.9	1.4	
		第2号(厚生・共済)	89.2	95.0	34.9	77.5	57.7	70.3	28.6	64.7	
		第3号	0.2	0.0	1.3	0.6	-	-	-	-	
	加入していない	2.0	0.8	13.5	3.4	39.7	26.7	67.5	34.1		
	女	雇用形態別構成比	100.0	46.5	42.7	10.7	100.0	20.0	68.1	11.7	
		総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
		第1号	13.0	4.1	23.4	10.2	4.0	2.5	4.7	2.5	
		第2号(厚生・共済)	65.5	94.4	30.7	79.0	34.1	64.5	21.8	52.9	
第3号		19.0	0.8	41.3	9.1	-	-	-	-		
加入していない	2.3	0.7	4.4	1.4	61.9	33.0	73.5	44.6			
2018年	男	雇用形態別構成比	100.0	87.9	6.7	5.4	100.0	45.3	24.8	29.8	
		総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
		第1号	5.2	1.8	45.1	10.6	1.7	2.0	2.5	0.7	
		第2号(厚生・共済)	93.5	97.9	42.4	86.0	62.0	76.3	31.4	65.9	
		第3号	0.2	0.0	1.6	0.4	-	-	-	-	
	加入していない	1.1	0.3	10.6	2.1	36.2	21.7	66.1	33.4		
	女	雇用形態別構成比	100.0	51.2	39.2	9.6	100.0	20.2	67.4	12.3	
		総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
		第1号	8.3	1.8	17.4	6.2	1.9	2.3	2.1	0.6	
		第2号(厚生・共済)	70.8	97.3	33.3	82.5	34.8	71.1	20.3	54.6	
第3号		19.5	0.6	46.4	10.0	-	-	-	-		
加入していない	1.4	0.4	2.8	0.9	63.3	26.7	77.7	44.0			

出所：厚生労働省「国民生活基礎調査」より筆者作成。

厚生年金加入者は増えているものの、女性の非正規雇用化が進んだこともあり、2008年から2018年の間で男女の差が大きくなっている。

厚生年金加入者の増加は、近年の労働力不足による正規雇用への揺り戻しと、非正規雇用労働者に厚生年金を適用させる傾向の両面から起こっている。裏を返せば、景気悪化に伴い労働市場が反転すれば、再び厚生年金加入者は減少する危険性が潜んでいることとなる。さらに、労働政策研究・研修機構の「従業員の採用と退職に関する実態調査」によると、過去5年間で正規従業員を懲戒などにより普通解雇した事業主の割合が、2004年調査の13.0%から16.3%に増加している⁶。正規雇用が増加していても正規雇用自体の雇用の安定性が低下しつつあり、個人単位で見たときに、厚生年金加入状態が長期に維持されていくのかも今後検証されるべきである。

3 低年金者対策の必要性

(1) 短時間被保険者制度による低年金者対策

厚生年金への加入者が増加していけば、年金財政の持続可能性は少なからず改善していこう。しかし、社会保障としての本来の目的である最低限度の生活保障を見失ってはならない。貧困状態にある高齢者の多い日本では、低年金者を減らす方策も検討されるべきである。

短時間労働者が厚生年金に加入することで、将来の年金額を増加させ低年金を防止する効果が期待される。しかし、厚生年金短時間被保険者となることができる月収の最低条件である8.8万円で10年間厚生年金に加入した場合、増加する厚生年金額は月額4,600円に過ぎない。厚生年金額は加入期間に比例するので、20年

加入で9,200円、30年加入でも1万3,800円である。これでは老後の貧困問題の解消には十分とはいえない。

2012年改正で創設され、当初予定されていた2016年10月の施行開始が延期され続けていた年金生活者支援給付金の支給が、2019年10月にやっと開始された。年金生活者支援給付金の支給対象は公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額が87万9,900円以下の者とされており、この所得制限額は基礎年金満額に約10万円、月額にして8,000円強を加えた額である。そのため、年金生活者支援給付金と短時間被保険者への厚生年金の給付が相殺されてしまうケースが多く発生するのではないだろうか。

年金生活者支援給付金の支給額も、最大で月額約5,000円と極めて少額である。短時間被保険者制度も年金生活者支援給付金も、低年金問題解消にとっては心許ない対策に過ぎない。今後のさらなる高齢化を見据えた抜本的な改革が必要だろう。

(2) 単身高齢者の貧困問題

先に述べたように、日本では人口全体の貧困率よりも高齢者の貧困率の方が高い。阿部(2018)の推計では、高齢者のなかでも単独世帯の貧困率が突出して高いことが指摘されている。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の世帯数の将来推計」(2018年推計)によると、65歳以上の独居率は男性で2015年の14.0%から2040年の20.8%へ、女性で15.3%から18.9%に上昇すると予想されている。

日本の公的年金の給付額は夫婦世帯で受給することを前提に設計されており、単身で老後を迎える場合、年金給付が生活費に対して不足しやすい。表2は高齢年金受給者のうち年金額が

年100万円未満の低年金者の割合を、性、年齢、配偶者の有無別に示したものである。注目すべきは男性の配偶者ありとなしの違いで、配偶者なしの方が低年金者の割合が多い。その差は年齢が低いほど大きくなっている。

この理由としては、現役時において既婚者に対して非婚者の方が賃金や雇用の安定度が低かったことが考えられる。女性については、配偶者ありより配偶者なしの方が低年金者の割合が少ない。結婚により第3号被保険者とならなかったことで、結婚した女性より個人の年金額

は多くなるが、それでも低年金者の割合は高く、配偶者なしの男性の1.5倍ほどとなっている。

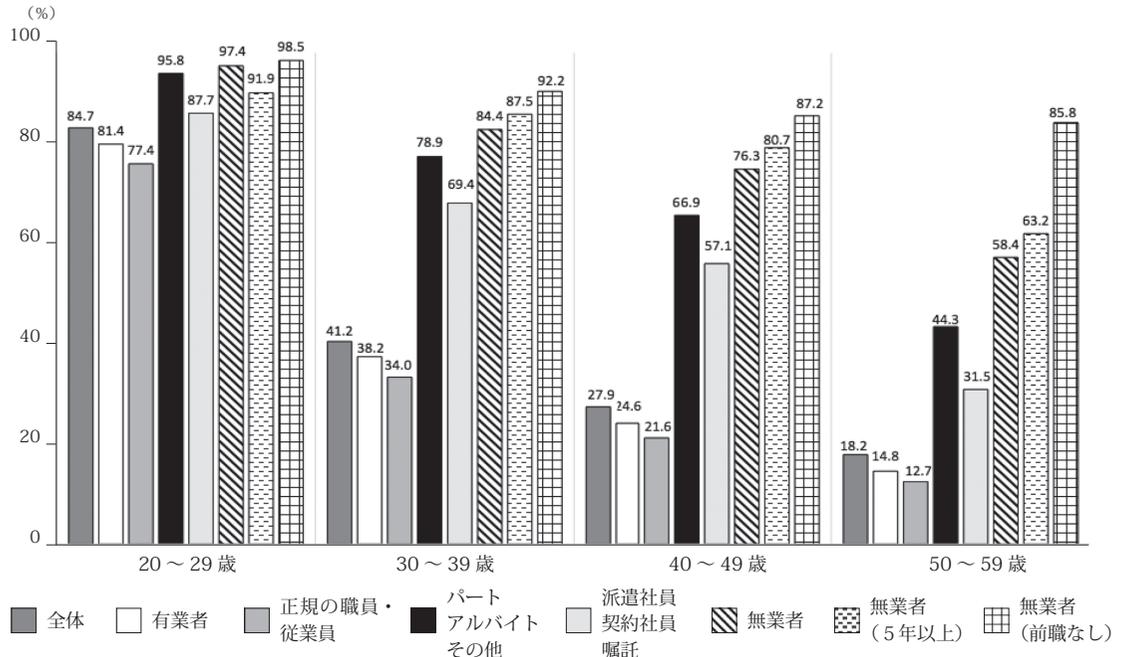
独居する単身高齢者が増加する要因として、未婚率の急上昇が考えられる。現役世代の未婚率を性、年齢、就業状態別に比較したものが図2（男性）、図3（女性）である。30歳以降の男性では、無業者または非正規雇用労働者である場合に顕著に未婚率が高いことがわかる。女性はおおむね男性と逆の傾向であるが、派遣社員・契約社員・嘱託と前職無しの無業者（職務

表2 性、年齢、配偶関係別、低年金者の割合（2017年）

	低年金者（年金額が年100万円未満）の割合（%）				年齢別構成比（%）				
	あり		なし		総数	あり		なし	
配偶者	男	女	男	女		男	女	男	女
性別									
65歳以上計	17.0	68.0	25.6	34.7	100.0	35.7	30.7	7.8	25.8
65歳～69歳	16.0	65.9	29.9	34.3	100.0	38.5	38.8	9.2	13.5
70歳～74歳	15.2	68.4	27.2	31.8	100.0	39.6	35.7	7.2	17.5
75歳～79歳	16.6	70.0	19.0	30.8	100.0	38.6	32.4	6.6	22.4
80歳以上	20.5	68.9	23.4	36.8	100.0	28.4	18.4	8.0	45.2

出所：厚生労働省「高齢年金受給者実態調査」より筆者作成。

図2 性、年齢、就業状態別未婚率（男性、2017年）



出所：総務省「就業構造基本調査」より筆者作成。

経歴なし) の場合は、未婚率が全体よりも高い点は見逃すべきではないだろう。

男性の非正規雇用労働者や無業者で未婚率が高いのは、家族を扶養する経済的基盤がなく結婚を避けざるを得ない状況にある人が多いためと考えられる。そうした人たちは老後を迎えたとき、単身の低年金者となり深刻な貧困状態に陥る可能性が高い。非正規雇用労働者の低賃金や雇用の不安定性が解消されない限り、厚生年金の加入拡大のみでは低年金問題をなくすことはできないだろう。単身を想定した高齢者の低年金・貧困対策が必要である。

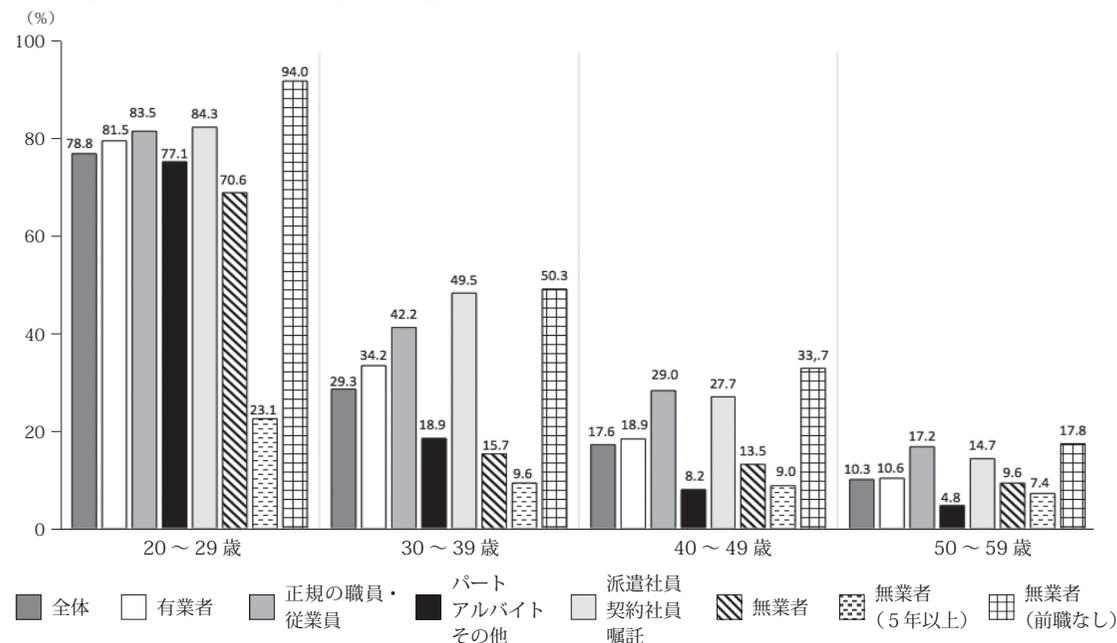
まとめにかえて

本稿では、全世代型社会保障のための改革の一環として行われた、年金制度の2020年改正内容と、日本の年金制度の課題について検討し

た。年金財政の安定化のため、厚生年金への高齢者や女性（短時間労働者）の加入拡大が目指されているが、その改正内容は消極的なものであった。一方で、年金制度の改正内容によらず、労働市場の人手不足化により、厚生年金の加入者は増加傾向にある。しかし、依然として現役世代に非正規雇用労働者が多く、そうした人々は未婚率も高いことから老後の貧困リスクを抱えている。現状でも深刻な高齢者の貧困問題が、今後さらに深まることが懸念される。

全世代型社会保障検討会議の中間報告では、高齢者の貧困問題には目が向けられていない。2020年改正も厚生年金への適用拡大に関する部分は、2012年改正の一部を発展させたものであるが、2012年改正の「最低保障機能の強化」という目的まで引き継いでいるとは解し難い。もちろん、2012年改正で導入された年金生活者支援給付金や短時間被保険者制度も、現

図3 性、年齢、就業状態別未婚率（女性、2017年）



出所：総務省「就業構造基本調査」より筆者作成。

状では高齢者の貧困問題を大幅に解消する効果を期待できるものではないが、目的を見失わず制度の改善を続けていくべきである。

単身高齢者の低年金・貧困問題の解消には、現役世代と高齢者の両方に向けた政策が不可欠である。現役世代に対しては最低賃金の引き上げが不可欠である。また、低年金者は年金額に占める基礎年金の割合が高いので、基礎年金の給付水準を見直す必要もあるだろう。特に年金給付水準を段階的に引き下げるマクロ経済スライドの基礎年金への適用は、行うべきではない。それに加えて、医療・介護の社会保険料と給付時の自己負担軽減や、家賃補助による住宅費の軽減も貧困リスクの軽減に大きく寄与するはずである。

現在日本では就業構造と生活構造が、相互に作用しながらドラスティックに変化しつつある。そうした中で生じる貧困問題や生活不安に対処していくためには、特定のカテゴリーの制度や対象者にとられず、総合的な視点による社会保障の見直しが必要となっている。年金制度の2020年改正は、年金制度自体の持続可能性のみに焦点が狭められてしまっている。最低限度の生活保障という社会保障の本来の目的に立ち返り、現代における新たな社会問題を認識して必要な制度改革を目指すことこそ、真に「全世代を対象とした社会保障改革」といえるのではないだろうか。

(はたなか とおる・帝京平成大学)

【参考文献】

- ・阿部彩 (2018)「相対的貧困率の動向：2012-2015」(東京都立大学貧困統計ホームページ、2020年7月1日確認)
- ・畠中亨 (2015)「2014年公的年金財政検証と低所得・低年金者対策」『大原社会問題研究所雑誌』685号, pp.18-33。
- ・畠中亨 (2017)「公的年金を中心とした高齢期ナショナル・ミニマムの検証」『社会政策』第10巻第2号, pp.82-92。
- ・駒村康平 (2013)「低所得高齢者向け最低生活保障制度の確立」宮本太郎編『生活保障の戦略—教育・雇用・社会保障をつなぐ』岩波書店, pp.171-198。
- ・厚生労働省 (2019)「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し—2019(令和元)年 財政検証結果—」(厚生労働省ホームページ、2020年7月1日確認)。
- ・OECD (2017) Pensions at a Glance 2017: OECD and G20 Indicators, OECD Publishing.
- ・労働政策研究・研修機構 (2014)「JILPT 国内労働情報 従業員の採用と退職に関する実態調査—労働契約をめぐる実態に関する調査(Ⅰ)—」(労働政策研究・研修機構ホームページ、2020年7月1日確認)
- ・労働政策研究・研修機構 (2019)「資料シリーズ No.209 労働力需給の推計—労働力需給モデル(2018年度版)による将来推計—」(労働政策研究・研修機構ホームページ、2020年7月1日確認)
- ・山田篤裕 (2012)「高齢期における所得格差と貧困」橘木俊詔編著『格差社会』ミネルヴァ書房, pp.147-171。
- ・全世代型社会保障検討会議(2019)「全世代型社会保障検討会議中間報告」(首相官邸全世代型社会保障検討会議ホームページ、2020年7月1日確認)

- 1 全世代型社会保障検討会議 (2019) p.2。
- 2 全世代型社会保障検討会議 (2019) p.3。
- 3 OECD (2017) p.135。
- 4 『『日本再興戦略2016』、『未来投資戦略2017』、『未来投資戦略2018』、『働き方改革実行計画(2017年3月)』、『働き方の未来2035(2016年8月)』、『第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日閣議決定)』および『働き方改革関連法』(196回通常国会成立)等、一連の戦略・施策によって示される経済・雇用政策が適切に実施され、掲げられている経済成長率目標が達成されたシナリオ(『成長実現・労働参加進展シナリオ』)において、2040年頃までの労働力需給の将来像がどのように描かれるかをシミュレーションによって示す」労働政策研究・研修機構 (2019) p.48。
- 5 厚生労働省 (2019) p.6。
- 6 労働政策研究・研修機構 (2014) pp.74-77。

年金だけでは生活できない 現行年金制度の問題点

唐鎌直義

わが国では今日、公的年金だけで安心な老後生活を送れる人は少数派に属すると言わなければならない。今からおよそ20年前、小泉政権時に始まった年金給付額算定方式の見直し（賃金スライドの停止）以来、新規裁定年金の給付額は漸次引き下げられてきた。現在の高齢者の年金水準が以前に比べて総じて低下しているのは、これが主たる理由である。2012年に発足した安倍政権は、年金特例水準（過去の物価下落時における年金給付水準の維持）の「解消」に乗り出し、大胆にも既裁定年金の給付額引き下げにまで手を染めるようになった。賃金スライドに代わって導入されたマクロ経済スライドの厳格な適用も開始されている。

その結果、何とか年金給付額の範囲内で老後生活を保持してきた人々が、次々に生活保護基準以下の生活にずり落ちるようになった。年金とは職業から引退した後の労働者の老後生活を国家が保障する制度であるが、今では金融庁の「老後は2,000万円の貯蓄が必要」推計に端的に示されているように、国みずから「年金だけでは生活できない」ことを広言するまでになった。政府によって公的年金崩壊への道が拓かれようとしている。

1 年金生活の現実

年金支給額が引き下げられるなか、高齢者の経済生活はどういう状態にあるのか。政府統計に

よってその実情を概観する。

(1) 依然として高い高齢者世帯の貧困率

表1は「65歳以上の高齢者が1人以上いる世帯」に関して、世帯構造（世帯類型）別に貧困率を示したものである。

表1 65歳以上の高齢者のいる世帯の貧困率（2016年と2018年）

	2016年			2018年		
	貧困率 (%)	世帯数 (万世帯)	高齢者数 (万人)	貧困率 (%)	世帯数 (万世帯)	高齢者数 (万人)
男の単独世帯	36.3	76.1	76.1	38.7	86.1	86.1
女の単独世帯	56.2	250.7	250.7	51.3	236.2	236.2
夫婦のみ世帯	21.2	159.2	286.6	16.4	131.9	237.4
単親+未婚子の世帯	26.3	51.0	51.0	30.8	61.4	61.4
夫婦+未婚子の世帯	16.2	49.6	89.3	12.1	37.8	68.0
三世帯世帯	10.1	26.9	40.4	10.1	25.2	37.8
その他の世帯	15.7	39.5	39.5	12.0	29.2	29.2
高齢者のいる世帯計	27.0	653.0	833.6	24.4	607.8	756.1

注) 貧困測定基準：1人世帯年収160万円、2人世帯同226万円、3人世帯同277万円、4人世帯同320万円。

注) 単独世帯と夫婦のみ世帯以外の各世帯類型の平均世帯員数を想定：単身+未婚子世帯とその他の世帯の平均世帯員数を2.0人、夫婦+未婚子世帯の平均世帯員数を3.0人、三世帯の平均世帯員数を4.0人と想定して測定した。

注) 単独世帯と単身+未婚子の世帯以外の各世帯類型の高齢者数の想定：夫婦のみ世帯、夫婦と未婚子の世帯の平均高齢者数を1.8人、三世帯世帯の平均高齢者数を1.5人、その他の世帯の平均高齢者数を1.0人と想定した。

資料：厚生労働省『国民生活基礎調査』（平成21年版）p.177,301、同（平成30年版）表-99、表-82より作成。

高齢者のいる世帯全体では、貧困率は最新値で24.4%に達している。つまり、高齢者のいる世帯のおよそ4分の1が実質的生活保護基準以下の所得で生活している。世帯数にして推計607万8千世帯、高齢者数にして推計756万1千人が貧困状態にある。

これを「公的に捕捉された貧困世帯」数という意味で生活保護受給高齢者世帯の数 88 万 2,001 世帯（2018 年 10 月現在）と比べてみると、その存在の大量性が明確になる。生活保護によって救済されている貧困高齢者世帯は貧困高齢者世帯全体の 14.5% にすぎない。貧困高齢者世帯の 85.5% が保護を受けることなく貧困生活に耐えている状況が浮かび上がる。

世帯構造別に見ると、依然として女性の高齢単独世帯の貧困率が突出している。51.3% と半数を超えている。近年、男性の高齢単独世帯の貧困率が上昇傾向にあったが、その状況は今も継続しており、ついに 38.7% に達した。この点に安倍政権による年金給付額の引き下げの影響が大きく現れている。

2016 年に比べて貧困率が下がったのは高齢者の夫婦のみ世帯である。21.2% から 16.4% へ 5 ポイント近く低下している。世帯数で見ても 159 万 2 千世帯から 131 万 9 千世帯へ 27 万世帯余減少している。高齢夫婦 + 未婚子の世帯においても、貧困率は 16.2% から 12.1% へ低下している（世帯数で 11 万 8 千世帯減）。その理由は、推論の域を出ないが、政府による高齢者就労継続政策の推進を通じた就労高齢者の増加と考えられる。高齢期に夫婦で暮らせる期間は主として前期高齢期であり、後期高齢期に入ると女性でも男性でも 1 人暮らしの出現率が高まっていく。高齢者の夫婦のみ世帯は主として前期高齢者の世帯形態であることが多く、世帯主の年齢が若い分、就労の機会が得られやすいという事情が働く。高齢単親 + 未婚子の世帯で貧困率が 26.3% から 30.8% へ上昇しているのも、同様の事情（高年齢であるほど就労機会が乏しい）が作用しているためと考えられる。年金の減額が前期高齢者を中心とした就労収入によってカバーされ、それが結果的に貧困率の低下に繋がっているとすれば、それは煎じ詰めれば

「老後における生活の自己責任」が強化された結果と言えよう。しかも、高齢になればなるほど就労機会は乏しくなっていく現実を踏まえるならば、後期高齢者の貧困はアクティベーション（就労継続）政策では防ぐことが出来ない。「後期高齢者加給年金」のような仕組みを新たに導入するよりほか、単身高齢世帯の貧困を防止する手立てはない。長寿化が進むなか、今後の年金政策のあり方に工夫が必要とされる点である¹。

今回の新型コロナウイルス禍は 1929 年の世界大恐慌以上の景気後退をもたらしたと言われている。すでに不安定な雇用形態で働いていた前期高齢者の多くが雇い止めに遭ったと思われる。就労で最低生活の維持へ誘導する方法はこうした経済危機に対して甚だ無力である。前期高齢者だからいつでも働く場があるという訳ではないことを政府は肝に銘じるべきだ。

（2）高齢者世帯の家計収支

① 高齢者単身無職世帯一可処分所得は保護基準以下に一

表 2 は、無職の高齢単身世帯の 1 カ月の家計収支の変化をやや長期のタイムスパンから捉えてみたものである。総務省『家計調査年報』のデータでは、高齢単身無職世帯の平均年齢は 2002 年 74.3 歳、2005 年 74.5 歳、2010 年 75.5 歳、2015 年 76.1 歳、2019 年 77.1 歳であり、図らずも大略後期高齢者から成るといってよい。

この表を一瞥してすぐに分かることは、高齢単身無職世帯の社会保障給付額（ほぼ年金給付額）の低位性であり、それに規定された可処分所得の低位性である。その水準は、2019 年現在で前者 11 万 8 千円余、後者 11 万 4 千円余であり、これは単身高齢者の生活保護基準に相当する。高齢単独世帯の貧困率の高さの背景には、生活保護基準以下の公的年金受給者が多数存在している現状が

ある。

各年の実収入を100とした指数表示を見ると、実支出のみならず、消費支出までもが大きく100を超えている。つまり、公的年金給付に若干の資産収入や仕送り金を足した実収入では毎月の生活を送れない現状が示されている。高齢单身無職世帯の家計は恒常的な赤字家計ということになる。毎月の赤字額は2万5千円～3万円である。せめて、月々赤字が出ない程度の年金額を国は保障できないものだろうか。本表に示されている消費支出の金額（月額14万円程度）が最低保障の一つの目安になるだろう。

実収入から非消費支出を差し引いた可処分所得は大略実収入の9割程度しかない。対消費支出比では約8割に過ぎない。ここから預貯金の取り崩しやクレジット購入による支払いの先送り、借金等でやり繰りしなければならない单身高齢者の金銭事情が窺える。一般に高齢者の貯蓄水準は高いと言われるが、それはあくまでも平均値の話で

あり、貯蓄ほど個人間、世帯間格差が激しいものはない。低年金高齢者の場合、貯蓄ゼロの人も少なくない。低水準に固定された年金で生活する老後は、クレジット破産の危険と隣り合わせである可能性が高い。

2019年の数値を見ると、2012年以降続いてきた年金引き下げ政策が一転緩和されたかのように見える。しかし、これは調査対象世帯の変質のせいではないか。表の最右欄に『家計調査年報』に示されている高齢单身無職世帯の持ち家率を併記しておいたが、2002年の72.4%から2019年の84.4%にまで大きく変化している。特に2010年以降の変化が激しい。調査対象世帯が相対的に余裕のある持ち家の高齢者にシフトしていると考えられる。年金生活になって家賃を払う必要がない人とある人の経済格差は大きい。この間、高齢单身無職世帯の持ち家率にこれほど大きな変化が実際に起きているとは考えにくい。もともと高齢者世帯の中で最も持ち家率の低いのが单身世帯であ

表2 高齢单身無職世帯の収支状況の推移

(単位:円、%)

	実収入	社会保障給付	実支出	消費支出	可処分所得	家計赤字額	持家率
2002年	128,679	119,454	159,351	147,978	117,305	30,672	72.4
2005年	122,709	112,865	154,311	144,518	112,915	31,602	76.9
2010年	133,172	123,567	157,752	146,264	121,684	24,580	76.5
2015年	117,885	107,432	156,165	144,022	105,742	38,280	80.7
2019年	126,500	118,274	150,533	138,623	114,590	24,033	84.4
2002年	100.0	92.8	123.8	115.0	91.2	23.8	
2005年	100.0	92.0	125.8	117.8	92.0	25.8	
2010年	100.0	92.8	118.5	109.6	91.4	18.5	
2015年	100.0	91.1	132.5	122.2	89.7	32.5	
2019年	100.0	93.5	119.0	109.6	90.6	19.0	

資料:総務省『家計調査年報』(2019年)表-9「高齢者のいる世帯」(世帯主の就業状態別)より作成。

表3 高齢夫婦無職世帯の収支状況の推移

(単位:円、%)

	実収入	社会保障給付	実支出	消費支出	可処分所得	家計赤字額	持家率
2002年	231,549	215,726	269,962	246,275	207,863	38,413	88.6
2005年	223,821	213,597	265,835	239,416	203,961	35,455	89.9
2010年	223,757	208,080	264,949	234,555	193,364	41,191	90.7
2015年	213,379	194,874	275,705	243,864	181,537	62,326	92.7
2019年	237,659	216,910	270,929	239,947	206,678	32,269	93.0
2002年	100.0	93.2	116.6	106.4	89.8	16.6	
2005年	100.0	95.4	118.8	107.0	91.1	15.8	
2010年	100.0	93.0	118.4	104.8	86.4	18.4	
2015年	100.0	91.8	129.9	114.9	85.5	29.4	
2019年	100.0	91.3	114.0	101.0	87.0	13.6	

資料:総務省『家計調査年報』(2019年)表-9「高齢者のいる世帯」(世帯主の就業状態別)より作成。

る。国による作為的なデータ操作とは思いたくないが、今後の推移を見守る必要がある。

②高齢夫婦無職世帯—重い公租公課負担—

表3は、高齢夫婦無職世帯の1カ月の家計収支の変化を高齡单身無職世帯と同様にみたものである。本稿の趣旨からすれば、世帯主が有業の世帯を含む高齢夫婦世帯の家計収支をみるべきなのだが、『家計調査年報』では高齢夫婦世帯に関するデータは支出のみで、収入に関するデータは調査

されていない。それでは分析不能となるので、ここでは限界があることを認識しつつ、高齢夫婦無職世帯のデータを見ることにする。

高齢夫婦無職世帯の場合も、高齢単身無職世帯とほぼ同様の傾向を指摘できる。すなわち、実支出と消費支出が実収入を上回る赤字家計に陥っていること、可処分所得では消費支出を賄えないこと、不足分が貯蓄の取り崩しやクレジット購入で補われていることなどである。ただ、高齢単身無職世帯に比べると、全体的に家計逼迫の度合いが低いことが特徴である。実収入と消費支出がほぼ拮抗している年もある。

しかし最も大きく異なる点は、可処分所得の対実収入比が高齢単身無職世帯よりも一段と低い点である。これは高齢夫婦無職世帯に課せられている非消費支出（公租公課負担）の重さを物語っている。年によっては実収入の15%近い公租公課が徴収されている²。しかも近年、負担度が漸増傾向にある。年収270万円前後の無職の高齢夫婦世帯に15%近い税・社会保険料負担を課し、その可処分所得を保護基準スレスレの水準にまで低下させることは、政策として理にかなうことであろうか。「世代間の公平」を政策の指針に置くあまり、高齢者世帯への風当たりを強くしすぎているのではないか。それが知らず知らずの内に、歯止めのかかない事態にまで踏み込んでしまっているのではないか。

2 現行年金制度の構造上の問題点

高齢者世帯の経済状況に関して、いくつかの問題点を指摘してきたが、本来、老後生活は公的年金によって保障されるべきものである。この大原則を無視・軽視すると、現在の日本の高齢期生活を見るように、矛盾が多発する。老後生活の十全な保障という観点から日本の公的年金制度の問題

点について述べることにする。

(1) 低年金者を生み出し続ける制度の矛盾

日本の公的年金制度には最低保障機能がないので、女性を中心に貧困高齢者を多数生み出す構造となっている。

国民年金の満額（最高額）は2020年現在月額約6万5,141円で、平均支給月額は約5万5,000円である。この平均額は厚生年金受給者の1階部分も含んで算出されたものなので、国民年金のみの受給者の平均額を求めると、約4万5,000円に過ぎない。女性の年金額はこの水準にも及ばないことが多い。これでは生活扶助基準の半分以下でしかなく、始めから老後生活の保障に失敗していると言わざるを得ない。

なぜこうした年金制度が改められることなく存続してきたのだろうか。国民皆年金がスタートした1961年当時は自営業の終身継続と資産継承が前提にあり、老後も家業から得られる所得がそれなりにあって、国民年金はその稼働所得を補完する役割を担うものと捉えられていたからである。いわば「老後の小遣い年金」としてスタートしたためである。しかし、日本経済の高度成長は自営業の存立基盤を徐々に掘り崩し、バブル経済崩壊以降の「失われた10年」で廃業が一気に進んだ。こうして地方都市では駅前商店街がシャッター通りと化し、現在ではそこに非大手不動産会社による小規模駐車場が虫食い状に作られている。駅前の風景は実に荒涼としたものになってしまった。このような自営業者を取り巻く環境の激変に公的年金制度は適切に対応してこなかった。

また、国民年金制度の加入者は自営業者だけではなかった。旧型の「不安定低賃金労働者」（出稼ぎ労働者、臨時工、季節工等）は職域の社会保険である厚生年金や旧政管健保に加入できない「安価な労働力」として活用され、日本の高度成

長を最底辺から支える役割を果たした。そして老後は「国保・国年」層として貧困高齢者の核を形成してきた。したがって、女性と自営業者と不安定賃金労働者が、そのまま今日の高齢期貧困の体現者となったのである。

こうした低年金高齢者を多数生み出す構造にメスを入れないまま、安倍政権は画一的に年金受給額を減らし続けてきた。いわば最低生活費以下に落ち込んでいる高齢者をさらに窮地に追い込む政策を採っている。これでは生活保護を受けざるを得なくなった高齢者世帯が増加し続けているのも当然である。

(2) 高齢者を分断する激しい年金格差

問題を複雑化しているのは、厚生年金の受給者でも低年金高齢者が相当数存在することである。その理由は、保険料を支払っていた加入期間中の雇用状態に年金額が大きく影響される仕組みになっているからである。現役の時に離職・再就職を繰り返すと、老後に低額年金に吹き寄せられる構造になっている。年金受給額が保険料納付総額に正比例する仕組みのことを「業績主義の年金」というが、日本の場合それが極端化している。

その原因は、高度成長の時代に一定の有効性を持っていた長期雇用・年功賃金を前提にした年金制度を、日本政府が今も墨守しているからである。こうした制度は労働生涯の全過程において安定的な雇用に就くことができた大企業労働者や公務員だけを守れる仕組みである。年収200万円以下の非正規労働者が1,800万人、就業人口の約4割を占めるようになった現在では、もはや遺物的制度と言うべきであろう。かつては厚生年金から排除された不安定低賃金労働者が国民年金層として存在していたわけだが、今では厚生年金の内部にも低年金層が相当量存在するようになった。

業績主義の年金というと、どこか成果主義賃金

に似た現代的な響きがある。しかしよく考えると、それは信賞必罰の年金制度であることを意味し、古めかしい叙勲制度と本質的に同じ発想に基づく制度と言える。「老後にもらう」「細かい等級に分けられている」「権威主義・差別主義が基本原理」といった点が酷似している。日本は今も「御恩と奉公」の国なのだと思います。勲章はそれ自体高価なものではないので転売してもほぼ無価値だが、年金の方は老後生活の所得源なので、差別主義で運営されては堪ったものではない。自分の労働生涯に対する国家の評価が老後の年金額に反映されるような制度はもう廃止するべきで、様々な生き方に中立的な制度に改変するべきである。

しかし、それでも、保険料納付額に正比例する年金が当たり前と考えている中間層が少なからず存在している。受験競争を含めて、自分の一生の努力が年金額に反映される仕組みが公正だと考える人々がいる。年金額が低いのは、その人の努力が足りなかったせいだから当然と信じているのである。ここに年金受給者を分断する源がある。職業生活の成功は、生まれ育った家庭環境を含めて、その人が努力し続けられる環境に恵まれたことや機会の多さを反映するものではないか。

(3) 賦課方式と積立方式のキメラ = 「^{ぬえ}鵺方式」

年金の運用方式として賦課方式と積立方式は二者択一の関係にある。普通はそうである。しかし、日本の年金制度はこの2つが「修正積立方式」(積立方式に部分的に賦課方式を取り入れたもの、厚労省の正式見解)として結合された奇妙奇天烈な制度である。政府は、普段は賦課方式の年金制度として、高齢受給者と現役の負担世代が利害対立しているかのように描いている。負担と受給のあり方が例の「お神輿型」から「肩車型」に変化しているため、年金制度の存続のためには高齢者の

年金額を引き下げざるを得ないと、事あるごとに説明している³。しかし賦課方式であるならば、約170兆円もの年金積立金は不要になるはずである。数カ月分を残して順次給付に回せるはずである。政府は絶対にそうしたくないので、「修正積立方式」という看板を降ろせない。その理由は、巨額の積立金に群がる利権集団（大手証券会社、大銀行、大保険会社、大企業）のために積立金は死守されなければならないからである。使い分けに便利というべきか二枚舌というべきか、政府がこういう鶴のような年金運営方式であることを公言するべきではない。自らを卑しめる行為である。

こうして、日本の公的年金制度は、ある時には積立金死守のために修正積立方式であると説明され、別の時には保険料引き上げ・給付引き下げのために賦課方式であると説明される。これほどご都合主義の制度説明はない。賦課方式に純化するならば、負担と給付に関する説明が明確になり、国民の納得も得られやすい。負担の増大と給付の減少を防ぐために積立金を準備しなければならないといったおためごかしとうかいの韜晦戦術は使うべきでない。

(4) 繰り返される年金積立金の政治利用

年金積立金は厚労省の役員OBの天下り機関（特殊法人）での報酬保障に使われてきた経緯がある。かつてのグリーンピア問題も、ゼネコンに支払われた建設費用もさることながら、理事長らの高い年俸保障の方に主眼が置かれていたのではない。現在、GPIFで株式投資された積立金は、アベノミクス演出のために日本の大企業の株価維持・引き上げに使われている。そこから莫大な利益を受けてきたのが大企業と富裕層とアメリカの投資会社である。

そう考える理由は、株価がいくら高騰しても、その好機にGPIFが保有する株を売却して国民

のために利益確定するという行動を一切取らないからである。運用と呼ぶにはあまりにも奇怪な行動を繰り返している。どんなに濫用しても官僚は責任を問われないから、積立金の蚕食を放置しても構わないと考えているのではないか。

小泉政権時の坂口厚労大臣の下で、年金運営方式が永久均衡方式から有限均衡方式に変更された。これは、100年後の1年間の保険料収入総額と1年間の年金給付総額、年金積立金残高が「100兆円 = 100兆円 = 100兆円」で均衡するように制度を舵取りするというものである。これは現在も厚労省によって墨守されている。この変更が発表されたときに、何を意味しているのか理解できなかった。賦課方式を前提にするならば、年金保険料の徴収総額と年金給付総額を均衡させるのは当然である。しかし、なぜ100年後の年金積立金が100兆円でなければならないのか、その理由が判らなかつたからである。

そもそも「日本の公的年金制度は永久に安泰」とか「100年安心の制度設計」とか言われても、何の意味があるのだろうか。それは永久または100年後の制度の存続に国民の眼を向けさせることにより、今現在、低年金で苦しんでいる高齢者のことを無視することを意味する。今困窮している人を救わない国家が、100年後の困窮者を救うためだという。こんな詐欺まがいのことを信じられるだろうか。

100兆円の意味が判明したのは、破棄された永久均衡方式と新規採用された有限均衡方式との違いを比較対照している表が厚労省によって発表された時である。旧来の永久均衡方式では、永久という無限の時点で、年間保険料総額と年間給付総額と積立金が均衡するというものであった。この方式に基づくと、積立金が限りなく増え続け、高齢化のピーク時で560兆円に達すると書かれていた。これをわずか100年間、100兆円に縮めたの

だから、この方式への移行は厚労省の国民に対するせめてもの譲歩の表れであるということなのだろうと解釈した。というよりも、年金積立金に対する政府・官僚の底知れぬ執着の強さに震撼した。国民の立場に立つならば決して低額とは言えない月々の年金保険料を、国はどう理解しているのだろうか。国税よりも使い勝手がいい「白紙委任された第三の税金」と理解しているのではないか。

(5) 年金に対する国庫負担は出来るだけ小さく、が政府の大前提

昨年、金融庁の報告書によって、モデル年金の所得代替率が現状60%から50%に徐々に引き下げられていく方針だったが、経済成長率がプラスでないと43%にまで下がる見通しなので、老後生活のためには2,000万円の貯蓄が必要という将来推計が発表された。

この報告書の背景には、高齢人口が激増するなかで、年金給付総額の自然増は絶対に避けなければならないという政府の暗黙の方針があるように思える。さらにその根底には、基礎年金給付費の1/2を税負担している現状を変えないという前提が隠されている。国庫負担率を段階的に引き上げ（当面2/3へ）、将来的には全額国庫負担にするはずではなかったか。20年前の国会の付帯決議はどうなったのだろうか。

国庫負担を段階的に引き上げていくという方針に立脚するならば、新たな年金財源を確保する道が拓ける。470兆円にまで膨らんだ大企業の内部留保に対する適切な課税も議論の俎上に上る。その点に全く触れることなく、「アクティブ・エイジング」「サード・エイジ」など様々な麗言を駆使して、稼働収入の獲得に高齢者を追い立てる一方の政府の姿勢は、不誠実極まりないと言わざるを得ない。アンフェアに過ぎる。

(6) 所得保障の水準は現物給付の水準に規定されることを忘れていない

戦後、欧州福祉国家建設時の「バイブル」と称された『ベヴァリッジ報告』では、どんな時でも全ての国民に対してナショナルミニマムの所得を保障するために、医療サービスとリハビリテーションサービスを社会保険給付から外し、「所得保障の前提条件」の一つとして100%税財源で運営することを提起した。労働者生活には特別な出費が必要になる時があり、それを無料もしくは低負担の現物給付として常設準備しておかないと、最低限の現金給付（所得保障）が常に上手く機能するようにならないと考えた。現物給付を国家が土台として提供し、労働者・企業・国家の三者拠出でまかなわれる現金給付をその上に置くように設計した。公的年金に代表される所得保障は、医療、介護、住宅、教育、保育などの土台を盤石なものにしておかないと、非常に不安定化することである。

今の日本では、社会保障・社会福祉を総合的に組み立てるという視点が欠落している。医療、介護、住宅、教育、保育の民営化＝市場化が進み、現金給付の価値が侵害されている。国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の保険料が引き上げられ、高齢者世帯の可処分所得がかつてなく低下している。さらに、低所得高齢者に重くのしかかる医療の窓口負担、介護の利用者負担、消費税率の引き上げが消費の節約を招いている。こうした状況下では、高齢者の生活不安は増すばかりである。社会保障の監督官庁として、厚労省は社会保障全体の動向を把握した上で、年金減額の是非を判断すべきではなかったか。年金は年金、医療は医療、介護は介護と、行政の縦割り思考が問題を悪化させている。収支両面から高齢者の暮らしを圧迫し続けることだけは即刻止めるべきだ。江戸時代の

悪徳領主は「胡麻と百姓は絞れば絞るほど取れる」と言ったそうだが、それに酷似しているのが安倍政権の社会保障政策である。

まとめに代えて

新型コロナウイルス（COVID-19）禍がなかなか終息に向かわない。4月に発令された緊急事態宣言が解かれて自粛生活に一応の終止符が打たれたが、未だ平常とは言えない重苦しい日々が続いている。

今回のコロナ禍を機に焙り出されたのが、いわゆる「低所得不安定階層」に属する人々の貧困問題の噴出である。自粛要請が零細事業者の休業、倒産、廃業の連鎖を生み、そうした職場で生計を立ててきた人々の休職、失業、住居喪失、ホームレス化の連鎖を生んだ。生活保護の受給申請も急増している。折角入学した大学を退学しなければならない学生も現れている。経済が正常に循環している際には気づけない日本社会の本質が、病気の感染爆発によって一気に露呈したということである。我々の豊かな社会は、実は現代版「無告の細民」と呼ぶべき多くの人々の営為と就労によって成り立っている。普段は見えない社会の真実が

白日の下に晒された瞬間であったと言ふべきだろう。

こうした目に見えない現実というものは、年金生活を送る高齢者の貧困とも共通している。データで証明してきたように、日本は「無告の貧困高齢者」に溢れている。高齢になって日常的にお金の心配をしなければならない境遇は、何とも形容し難い痛切さに満ちている。こうした老後の悲劇をなくすためには、何よりも公的年金に最低保障機能を持たせることが重要である。まずはそこから出発する必要がある。

先に、高齢単身世帯の平均消費支出額14万円が最低保障年金の目安になると述べた。しかし、それを一気に実現するには多くのハードルがある。また14万円という水準自体が現在の多消費型生活構造を前提とした数値であり、例えば高齢者医療や高齢者介護を無料もしくは低負担にするならば、現金給付の水準を下げることは可能である。

地域社保協の自治体交渉等の活動を通じて経験的に蓄積されてきた事実を持ち寄り、何から始めるべきか、どこまで実現可能か、その具体的ロードマップを作ることが大切であろう。

（からかま なおよし・社会保障研究者、労働総研理事）

- 1 イギリスの公的扶助制度（“Income Support” 所得援助制度）は、かつて高齢になるほど最低生活費が高くなる仕組みを採用していた。「高齢加給」の仕組みである。現在では年金税額控除制度（“Pension Credit”）に移行しているので詳細は不明である。別の機会に論じたい。
- 2 「表3」中の「実収入に対する可処分所得の割合」（%表示）を100.0から差し引いた数値が公租公課負担率である。消費税負担は含まれていない。
- 3 厚労省の説明は、全く勉強しない体育会系男子大学生でもすぐに理解できる。社会の利害関係が若者と高齢者によって成り立っていると考えているのだ。筆者が「資本家（富者）と労働者（貧者）で成り立っている」と力説しても理解してもらえない。高齢者の存在はどこでも見られるが、富者の存在は見たことがないせいであろう。どちらがフェイクなのか。

最低保障年金の必要性とその方向

吉田 務

本稿は、高齢者の貧困の実態と公的年金の空洞化の状況、これらを解決するための最低保障年金創設の基本的方向を明らかにするものである。全体を三つの柱で整理した。

第一の柱は、最低保障年金の必要性とその意義である。加速する高齢者の貧困、公的年金制度の空洞化の進行、2019年財政検証をもとにマクロ経済スライドがいかにかに冷酷な制度であるかを明らかにした、さらに、国連等から最低保障年金制度を導入するよう再度の勧告を受けていること、そして、最低保障年金制度が国際的に発展していることを述べた。

第二の柱は、最低保障年金の水準をどこにおくかである。この中で、生活保護法と国民年金法の立法過程を歴史的に振り返り、全日本年金者組合が検討している水準について述べた。

第三の柱は、全日本年金者組合が検討している最低保障年金制度「第3次提言（案）」について、「第3次提言」をまとめる視点、必要な財源をどう確保するかを検討内容について述べた。

はじめに

2019年暮れに発生した新型コロナウイルスは、瞬く間に世界に感染が拡大した。2020年7月現在、いまだ終息の先が見えない。日本においても、感染者が2万人を超え、死亡者も1000人に迫っている。政府の「緊急事態宣言」の解除後、新たに感染者が急増しつつあり、予断を許さない事態が続いている（7月11日現在）。

この感染症の災害による危機的状況が明らかにしたのは、経済効率を優先し、不安定雇用をまん延させ、医療、福祉などの社会保障を切り捨ててきた新自由主義路線の誤りであり、いかに人間の命と健康を粗末に扱い人権を蔑ろにするかということである。

いまほど、命と暮らしを守る社会保障制度の拡充が求められている時はない。

高齢者とともに、若い世代の安心した生活を上げるためにも、政治を転換し最低保障年金制度を創設することが重要になっている。

1 最低保障年金の必要性とその意義

(1) 加速する高齢者の貧困

1 貧困に追い込まれる高齢者

安倍政権の「全世代型社会保障検討会議」中間報告（2019年12月）は、国民生活の全分野におよぶ社会保障を全面改悪し、高齢者の生活をもますます厳しい状況に追い詰めることを明らかにした。

現在でも、高齢者の生活意識をみると、苦しい（大変苦しい・やや苦しい）との回答が、

「高齢者世帯」では55.1%にもなっている。全世界帯の平均所得金額は551万6千円（中央値＝423万円）に対し、この金額以下の世帯割合は62.4%。これに対し、高齢者世帯334万9千円（中央値＝260万円）は88.9%で約9割の世帯が平均所得金額以下で生活している。さらに、高齢者世帯の所得分布をみると、150～200万円の金額階級が12.8%と最も多く、200万円未満の世帯は36.3%にのぼる。いかに貧困に追い込まれているかがわかる¹。

2 年金だけで暮らしている高齢者世帯は51%

公的年金・恩給受給者のいる世帯は2,668万3千世帯で、全世界帯5,099万1千世帯の52.3%を占める。高齢者世帯の平均所得金額334万9千円の種類の構成割合は、公的年金・恩給61.1%、稼働所得25.4%、財産所得8.0%となっている。所得の全てが公的年金・恩給である世帯は51.1%で、その年金がマクロ経済スライドで容赦なく減らされ続けているのである²。

3 働かざるを得ない高齢者が増大している

働く高齢者がますます増大している。労働力人口に占める65歳以上の割合は、1990年の5.6%（360万人）から2018年には12.8%（875万人）へと急増している。就業理由をみると、男子で65～69歳で「生活の糧を得るため」の56%が一番多く、「生きがい、社会参加」（52.2%）、「健康にいい」（51.7%）＝複数回答、となっている。目減りする年金を補うために「働かざるを得ない」状況がみえる³。

4 生活保護世帯の54%は高齢者世帯

2018年の1ヵ月平均の生活保護利用者は210万人、利用世帯は164万世帯である。そのうち高齢者世帯が53.9%（88万世帯）である。日

本の生活保護捕捉率が20%前後であることを考えると、統計数字に表れない膨大な高齢者が相対的貧困の状況に追い込まれていると考えるべきだろう。

1973年の時点では、被保護世帯70万世帯に対し、高齢者世帯は22万世帯と全体に占める割合は31.4%だった。それが、1992年の時点で40%を超えた。さらに、消費税率を5%から8%に引き上げた2014年前後をみると、被保護世帯は2014年が前年比2万世帯の増加に比し、高齢者世帯は4万世帯も増加、被保護世帯に占める割合も47.2%から49.3%へと2ポイントも増加し、2016年には50%を超える事態となり、以降この傾向が続いている⁴。

(2) 年金制度の空洞化の進行

1 生活に占める比重が大きい公的年金

2019年のわが国の65歳以上人口は3,588万人で、総人口（1億2,625万人）に占める割合（高齢化率）は28.4%になる。公的年金加入者総数は6,746万人、総人口の53.4%を占める。公的年金受給者数は延べ人数で7,543万人、重複のない実受給者数は4,067万人となっている。

高齢者の生活に占める公的年金の比重は大きい。その年金が生活を支えるものになっているだろうか。公的年金受給者の年金総額は、老齢年金43兆7千億円（年金総額の8割）、遺族年金7兆円、通算老齢年金2兆9千億円、障害年金2兆1千億円で、計55兆6千億円が年金総額である。

受給者の平均年金月額、老齢厚生年金（厚年1号）（納付期間25年以上）145,865円、（同25年未満）60,687円であり、国民年金だけの受給者の平均月額は51,469円でしかない⁵。

2 男女の賃金格差の反映

厚生年金の標準報酬月額平均は31万3千円（男子35万5千円、女子24万4千円）。男子では、上限の31級（62万円）が240万人と最も多くなっている一方で、女子は第15級（22万円）が151万人と最も多くなっている（厚年第1号）。標準賞与額の1回あたりの平均は45万円（男子52万6千円、女子31万3千円）。男女の賃金格差が反映している⁶。

3 増大傾向にある無年金者、低年金者

第1号被保険者は1,471万人。全額免除・猶予者数は574万人（法定免除者数135万人、申請全額免除者数205万人）、一部免除者数40万人で免除・猶予総数は614万人となり、第1号被保険者総数の41.7%になる。未納者数は138万人であるから、752万人（51.1%）がまともに保険料を納付できる状況にない。

このまま推移すると、無年金者・低額年金者はさらに増えることは火を見るより明らかである。国民年金保険料の定額制（2020年度月額16,540円）は所得が低い人ほど負担割合が大きく、所得が高いほど少ない。この逆進性は改善されなければならない。

2014年度からの4年間をみただけでも、国民年金保険料の全額納付者は確実に減少している。納付者は、2014年度916万人＝第1号被保険者に占める割合52.6%、2018年度759万人＝同51.6%と、実納付率は確実に低下しつつある⁷。

年金制度は深刻な空洞化に陥っている。無年金者・年金月額1万5千円未満の人（介護保険第1号被保険者の普通徴収対象者）は、全国339万人（65歳以上人口の9.7%）もいる。政府発表の推計無年金者50万人は過少すぎないか⁸。

4 女性の低年金がますます深刻に

老齢年金受給権者（基礎年金含む）の年金月額の内訳をみると、年金月額が10万円未満の受給権者が男子の7.7%に対し、女子は16.6%と、女性の年金の低さが際立っている。男女の標準報酬の差が年金額の差になっている。

一方、国民年金しかない受給者の平均月額は生活保護基準以下の金額である。さらに、重大なことに、納付期間が25年未満の国民年金だけの受給権者をみると、平均月額が4万円未満の者は、男子が16.2%に対し、女子は80%と、

表1-1 国民年金のみの「老齢年金」（25年以上）受給権者・受給月額別人数

年金月額	人数 (千人)	年金月額 (円)					
		男性	割合 (%)	再掲① (%)	女性	割合 (%)	再掲② (%)
3万円未満	517	54	0.9	7.6	463	7.8	40.5
3万円以上5万円未満	2,338	396	6.7		1,943	32.7	
5万円以上	3,092	666	11.2		2,426	40.8	
合計	5,947	1,116	18.8		4,832	81.3	
平均年金月額	—	53,740	—		49,650	—	

表1-2 国民年金のみの「老齢年金」（25年未満）受給権者・受給月額別人数

年金月額	人数 (千人)	年金月額 (円)					
		男性	割合 (%)	再掲① (%)	女性	割合 (%)	再掲② (%)
2万円未満	291	49	9.8	16.2	243	48.6	80.0
2万円以上4万円未満	189	32	6.4		157	31.4	
4万円以上	20	3	0.6		16	3.2	
合計	500	84	16.8		416	83.2	
平均年金月額	—	19,008	—		18,944	—	

出所：厚生労働省「平成30年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」より作成

低額年金は圧倒的に女子である⁹（表1）。

高齢者の相対的貧困率をみると、女性の貧困率が男性よりも高く、その差は高齢期になるとさらに拡大している。70～74歳で男性が17.3%に対し女性は26.6%である。80歳以上では、男性22.9%に対し女性は28.1%である¹⁰。

(3) マクロ経済スライドは廃止すべき—— 2019年財政検証にみる年金削減の方向

マクロ経済スライドは、年金額改定の際、物価や賃金の伸びよりも年金額の伸びを低く抑えて、給付水準を実質削減するしくみである。マクロ経済スライドが、現在の受給者のみならず、現役世代まで直撃する許しがたい制度であることがますます明らかになっている。

2019年財政検証によれば、モデル世帯の2019年度の所得代替率61.7%の内訳は、基礎年金部分が36.4%、報酬比例部分が25.3%である。具体的にみると、ケースⅢ（経済成長率0.4%）では、2047年度以降で所得代替率が50.8%になるが、その内訳は、基礎年金部分が26.2%、報酬比例部分が24.6%である。

これは、基礎年金部分の給付が約28%カッ

ト（ $= 1 - 26.2 \div 36.4$ ）される一方、報酬比例部分の給付が約3%カット（ $1 - 24.6 \div 25.3$ ）されることを意味している。同様にみると、現在のコロナ災害の影響もあり最も可能性の高いケースⅤ（経済成長率0.0%）では、2058年度以降で所得代替率が44.5%になるが、その内訳は、基礎年金部分が21.9%、報酬比例部分が22.6%である。これは、基礎年金部分の給付が約39.8%カットされる一方、報酬比例部分の給付が約10.7%カットされることになる（表2）。

日本経済を直撃しているコロナ災禍は、財政検証ケースⅤよりさらに悪化する可能性がある。低年金者ほど削減幅が多く、生活苦に拍車をかけるマクロ経済スライドの過酷さは明白であり、廃止しなければならない¹¹。

(4) 国連等の勧告・提案をいまこそ実行すべき

国連社会権規約委員会は日本政府に対して、2001年に「最低保障年金制度導入」を勧告、2013年には再度の勧告を行った。この20年間に2回も勧告している。世界人権宣言（1948年）は、「すべての人は社会の一員として社会

表2 財政検証の試算結果

人口と経済の前提		調整終了年度		調整後の所得代替率(%)			2019年度比の削減率(%)		
		基礎年金	報酬比例	基礎年金	報酬比例	モデル世帯	基礎年金	報酬比例	モデル世帯
出生中位・ 死亡中位	経済Ⅰ	2046	調整なし	13.4	25.3	51.9	26.6	0.0	15.9
	経済Ⅱ	2046	2023	13.3	25.0	51.6	26.9	1.2	16.4
	経済Ⅲ	2047	2025	13.1	24.6	50.8	28.0	2.8	17.7
	経済Ⅳ	2053	2030	11.7	23.1	46.5	35.7	8.7	24.6
	経済Ⅴ	2058	2032	11.0	22.6	44.5	39.8	10.7	27.9
	経済Ⅵ	マクロ経済スライドを続けても、2052年度に積立金が枯渇してしまい、財政均衡ができない。							
出生高位・ 死亡中位	経済Ⅰ	2042	調整なし	14.3	25.3	53.8	21.7	0.0	12.8
	経済Ⅲ	2043	調整なし	14.1	25.3	53.4	22.5	0.0	13.5
出生低位・ 死亡中位	経済Ⅰ	2049	2026	12.5	24.3	49.2	31.6	4.0	20.3
	経済Ⅲ	2050	2028	12.1	23.7	47.8	33.5	6.3	22.5
出生中位・ 死亡高位	経済Ⅰ	2042	調整なし	14.1	25.3	53.4	22.5	0.0	13.5
	経済Ⅲ	2043	2021	14.0	25.2	53.1	23.4	0.4	13.9
出生中位・ 死亡低位	経済Ⅰ	2049	2024	12.5	24.7	49.7	31.3	2.4	19.4
	経済Ⅲ	2051	2027	12.2	24.0	48.4	33.0	5.1	21.6

厚生労働省「2019財政検証」詳細結果のデータにより作成。削減率は、19年度の所得代替率（基礎年金18.2%、報酬比例年金25.3%、モデル世帯61.7%）と比較した低下率。

出所：垣内亮「『減らない年金』はどうすれば実現できるか『前衛』2019年12月号、44ページより引用・転載。

保障を受ける権利を有すること」「老齢等の生活能力の喪失の場合に、保障を受ける権利を有する」ことを世界的指針として示している。

また、国連の女性差別撤廃委員会は、「委員会は締約国に対し、シングルマザー・寡婦・障害女性・高齢女性のニーズに特別の関心を払い、年金制度をこれらの女性たちの最低生活水準を保障するものに改革するよう要請する。」としている¹²。憲法 25 条は、この見地にたっている。それにもかかわらず、政府はこの勧告を事実上無視する態度をとり続けている。

また、全国指定都市市長会は、すでに 2005 年 7 月に「最低限の所得保障を行うため、無拠出制で受給要件を一定年齢の到達とする最低年金制度を創設する」ことを提案している。政府は、これらの勧告・提案を真摯に受け止め、実施すべきである。

(5) 国際的に発展している最低保障年金制度

最低保障年金制度は、世界の流れになっている。国によって名称は違うが、無拠出、全額国庫負担の基準でみると、オーストラリア、クウェート、ニュージーランド、タイ、デンマーク、フランス、アイルランド、ノルウェー、ポーランド、ロシア、スペイン、スウェーデン、アルゼンチンなどで実施されている。

また、無拠出の税による高齢期の所得保障としては、韓国、マレーシア、ベルギー、イタリア、イギリス、アメリカなどで行われている。他にも公的扶助として高齢期を支えている国は多い¹³。

発展途上国でも、南アフリカ共和国なども最低保障年金制度をもっている。今後もっとも激しく人口の高齢化が進展する発展途上国では、貧困の中に取り残されている高齢者の問題が深

刻になっており、貧困の解決手段としての国庫による最低保障年金制度が注目されている¹⁴。

2 最低保障年金の水準をどこにおくか

わが国において、最低保障年金の水準をどこに置くべきか。全日本年金者組合は、中央本部が委嘱した第 4 次政策委員会の「最低保障年金制度 第 3 次提言（案）」の答申を受けて、「高齢者の最低生計費」を基準として、様々な角度から検討を重ねている。

(1) 生活保護法と国民年金法の関係——生活保護は国民年金に代替するものではない

1 1950年社会保障制度審議会勧告

「勧告」は次の通り、無拠出年金について言及した。「一般国民に関しても、極めて限定的な場合に限っては無拠出年金制度を考慮するを適当とする。年金額は最低生活の保障を建前とするところからこれを定額制とし」と述べている¹⁵。

社会保障制度審議会は、社会保険を中心とした総合的社会保障制度の策定を前提として、その補完的的制度として、生活保護制度を位置付けており、現行生活保護制度はこうした社会保障制度審議会の考え方を踏まえて、社会保障制度の下では補足的役割を果たすものとして立法されたものであって、生活保護制度は皆年金皆保険制度の実現に伴ってその役割を縮小することが想定されていたといえよう。

2 生活保護との関係

私たちは、「年金で暮らせなければ生活保護を受ければよい」という意見には反対である。

生活保護の制度自体、社会保障の中で「補足

的役割」を担うものとして位置付けられて出
発した。1950年の社会保障制度審議会の勧告
（「50年勧告」）を受けて現行生活保護法を立案
した厚生省社会保護課長（当時）の小山進次郎
は、社会保障制度の中における生活保護制度の
位置づけについて、「公的扶助制度を社会保障
制度の中軸にすえようという意見もないではな
かったが、（中略）、この法律は、公的扶助制度
が資本主義下の社会保障制度の下では補足的な
役割を果たすものであるという考え方にたって
立案されることになったのである。同時にこの
法律は、資本主義の下において社会保障に関す
る施策を怠り、生活保護制度を恰も社会保障
の主役かの如く取り扱う考え方にも強く反対す
る立場を法文の構成上明らかにしているのであ
る」と述べている¹⁶。

（2）最低保障年金制度についての検討内容

1 生活扶助額を上回る

私たち全日本年金者組合が検討している最
低保障年金制度は、最低保障年金は月額8万
円。加えて、20歳以上65歳未満の人は、被用
者でない人は新国民年金に加入する。保険料を
全額納付の人は、最低保障年金に「 $= 1,625 \text{円} \times 1/2 \times \text{納付月数}$ 」が加算され、総額は月額で
116,562円になる。保険料全額免除の人でも「 $= 1,625 \text{円} \times 1/4 \times \text{納付月数}$ 」が加算され、総額
は月額で98,281円になる。これは生活保護の
生活扶助額をはるかに上回る。

生活保護の最低生活保障水準をみると、高齢
者単身世帯（68歳）の場
合の生活扶助額および住
宅扶助額（上限額 = 2018
年）は、月額で以下の通
りである¹⁷（表3）。

2 「無拠出制か拠出制か」

国民年金法の立法過程をみると、前記「50
年勧告」を受けて、厚生省内部でも「無拠出制
か拠出制か」の議論が1957年から成立（1959
年）の直前まで行われている。難航の末、「財
政的に困難」を理由に結局「拠出制の年金を基
本とし、無拠出制の年金は経過的、補完的」と
することで決着している¹⁸。無拠出年金の主た
るものは「老齢福祉年金、障害福祉年金、母子
年金、準母子年金」などだが、1985年（昭和
60）改正で障害福祉年金は障害基礎年金に、母
子年金・準母子年金は遺族基礎年金へと裁定
替えされた。老齢福祉年金は残っているが、
2019年3月末現在の受給者数は55人。受給権
者は472人。制度発足当時は年額12,000円（月
額1,000円）であったが、2020年4月以降は
400,500円（月額33,375円）が支給されてい
る¹⁹。

3 老齢年金の水準は、どう設定されたか

老齢基礎年金の水準は、1986（昭和61）年
当時月額5万円とされたが、高齢者の平均的な
生活費のうち、その「基礎的な支出」を保障す
るものとして決定された。

2020年5月成立した年金改定法の「付帯決
議（案）六」では「基礎年金制度の創設時に
おいて、基礎年金額が国民の老後生活の基礎的
部分を保障するものとして設定された経緯に鑑み
²⁰」と述べていることからみても、そもそも国
民年金（基礎年金）が高齢者の「基礎的生活の
保障」を目的としたものであることは明らかで

表3 高齢者単身世帯（68歳）の生活扶助額および住宅扶助額

（2018年。月額、円）

	1級地 - 1	1級地 - 2	2級地 - 1	2級地 - 2	3級地 - 1	3級地 - 2
生活扶助	79,550	76,180	72,010	70,900	67,860	65,500
住宅扶助（上限額）	53,700	34,000	43,000	35,000	32,000	32,000
合計	133,250	110,180	115,010	105,900	99,860	97,500

ある。

その老齢基礎年金の満額が年額 781,700 円、月額 65,141 円（2020 年度価格）であり、2018 年度の平均額は 51,469 円でしかなく、高齢者の「基礎的な支出」を保障するものになっていない。そして、さらに、ますます削減の方向なのである。

4 全国消費実態調査（平成26年／2015年）

「高齢者の生活の基礎的支出」をみる基準の一つとして用いられてきたのが「全国消費実態調査」における 65 歳以上の高齢者単身世帯における「食糧費、住居費、光熱費及び被服費」に対する支出を合計したもので、その額は 47,601 円であった（昭和 59 年 /1984 年）。

国立国会図書館社会労働課の田中敏氏は同様の計算を 2004（平成 16）年の「全国消費実態調査」で行い、単身者世帯では 76,941 円であったとした。田中氏に倣い 2014（平成 26）年調査でみると、76,531 円となった。消費支出全体は 2004 年（156,984 円）、2016 年（159,058 円）と、ほぼ同額である²¹。

5 年96万円、月8万円

以上の検討も含め、全日本年金者組合の第 3 次提言（案）は、最低保障年金は 96 万円（月額 8 万円）と考えている。

この最低保障年金の水準は、政治・経済情勢の発展の中で国民的に議論され修正・統一されていくものと期待している。

3 全日本年金者組合が検討している最低保障年金制度「第3次提言（案）」

(1) 「最低保障年金制度第3次提言」をまとめる視点

1 「第2次提言」から15年

全日本年金者組合は 1989 年の結成以来 30 年間、最低保障年金制度の創設を要求し署名活動、自治体請願活動等に取り組み、2005 年 12 月に「最低保障年金制度・第 2 次提言」を公表した。それから 15 年余が経過した。この間の日本の経済成長、年金制度の現状を踏まえ、「第 2 次提言」をさらに前進させるために、2017 年 2 月に「第 4 次政策委員会」を発足させ、2019 年 4 月に「年金者組合 最低保障年金制度第 3 次提言（案）」の答申を受けた。

現在、年金者組合では、この「第 3 次提言（案）」の「組織内討議」を進めている最中にある。以下、「第 3 次提言」は、どのような視点でまとめあげようとしているかについて述べてい。

2 「第2次提言」を発展させる

1) 最低保障年金（老齢・障害・遺族）は年額 96 万円（月額 8 万円）を保障する。この部分は全額国庫負担と事業主負担で賄う（消費税は財源としない）。

①すべての日本国在住者を対象とする（外国人も対象になる）、②日本に 10 年在住で支給する、③ 65 歳から支給する。最低保障年金の支給要件は、この 3 つである（図）。

支給開始を、「第 2 次提言」の「60 歳支給」から「65 歳支給」にするのは、現行制度（65 歳支給）と、平均寿命と健康寿命の伸びを勘案したものである。

現行制度から移行するときに、国民年金や厚生年金の保険料を納付した分と今後の納付金は、上乘せ給付として反映する（新国民年金、新厚生年金の加入者または受給者となる）。また、国民年金加入者は正当な理由のある滞納期間も給付の対象にするので、最低保障年金と国

民年金期間の給付で生活扶助額水準を下回ることはない（前述 p.25 左段）。

2) 「障害年金」と「遺族年金」について検討する。「第2次提言」では、「障害年金」と「遺族年金」まで踏み込むことができなかった。現在、検討をしているのは以下の通りである。

①「障害年金」では、現行制度では障害等級3級は厚生年金にはあるが、国民年金にはない。この不公平を是正するために、障害保障年金、新国民年金、新厚生年金すべてに1級、2級に加え3級を設ける。国年・厚年間の制度の移動があった人の場合、両方の期間が年金として生かされるようにする。

②遺族保障年金は、18歳未満の子（障害がある場合は20歳到達の前月まで）が対象となる。子に父母がある時は、一人親加算をつける。国年・厚年間の制度の移動があった人の場合、両方の期間が年金として生かされるようにする。

これ以外は、現行制度から後退しないことを基本とする。

(2) 最低保障年金制度に必要な財源の基本的考え方の検討

「第3次提言（案）」の答申以降、最低保障年金制度の財源について検討している内容は以下の通りである。

1 税の「応能負担」の原則に立ち、所得税や法人税を充てる

最低保障年金制度実現に必要な財源は、税の「応能負担」の原則に立ち、累進性の強い所得税や法人税などを充てる。最低保障年金

の確立により、生活保護受給の高齢者は確実に激減するだろう。年金だけで生活していけるのであれば、生活保護を受給する必要はないからである。

所得税については、税率は1986年までは住民税の最高税率18%と合わせて最高税率は70%であった。現在は、住民税の10%と合わせて最高税率55%と累進性が大きく緩和されている。少なくとも、最高税率の水準を1986年までに戻し、増収を図る。

法人税については、減税は中止し、引き下げられてきた税率を元に戻し、引き上げも検討する。法人税率は現在は23.2%（2018年）で、所得が増えても同じ一律の税率である比例税率。これを所得税と同じ累進税率とし増収を図る²²。

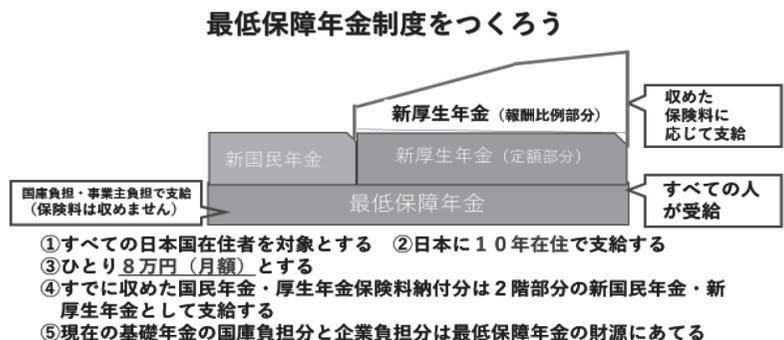
2 年金積立金の問題

2019年の財政検証では、公的年金の積立金が2014年度末では203.6兆円。これが、2080年には531.9兆円（名目）に膨れ上がる²³。この積立金を大企業の株価つり上げのために投入する政策をやめさせ、計画的に取り崩し年金の給付に充てるべきである。

3 消費税＝社会保障財源論の誤り

消費税導入から31年間の消費税収は397兆円だが、ほぼ同時期に法人3税の税収は298兆

図 最低保障年金制度のイメージ



円も減り、所得税・住民税の税収も275兆円減った。この原因は、何よりも、大企業と富裕層への減税・優遇税制が税収を大きく減らしたことにある。加えて、消費税増税がもたらした不況と経済低迷が税収を減らした。

「弱者から吸い上げ大企業や富裕層を潤す」、これこそが消費税の正体である。消費税は、貧困と格差を拡大する特徴をもつ不公平税制である。社会保障財源の主要財源を消費税に求めるかぎり、社会保障支出の増大を解決するために消費税を増税し続けなければならなくなる。増税ができなければ、社会保障を削減し、貧困と格差の拡大を放置するしかないという選択を迫るものとなる。消費税は、社会保障の財源として最もふさわしくない²⁴。

以上の論点が、いっそう各階層で議論されることを心より歓迎し、ご批判をお願いしたい。

(3) 最低保障年金制度創設の展望

市民連合と野党全会派が2019年5月、参議院選挙に向け合意した13項目の政策では、8

項目めに「消費税率引き上げを中止し、所得、資産、法人の各分野における総合的な税制の公平化を図ること」が明記され、10項目めには、「最低賃金『1500円』を目指し、8時間働けば暮らせる働くルールを実現し、生活を底上げする経済、社会保障政策を確立し、貧困・格差を解消すること」が明記された。

ここまで市民と野党連合の合意が形成されたことの歴史的意義は大きい。この野党連合が政権に向かう旗印に、「マクロ経済スライドの廃止」「最低保障年金制度の確立」を加えることができれば、共闘は質的にさらに前進するだろう。

現政権は、消費税増税に固執し、社会保障削減の政策を変える意志はない。現在のアメリカ追随、大企業言いなりの政治体制では、消費税に頼らない最低保障年金の実現は不可能ではないか。つまり、国民の税金の集め方、税金の使い方等、国の財政の基本政策を転換する政治の改革が火急の課題となっているといえよう。

(よしだ つとむ・全日本年金者組合副委員長、
社会保険労務士)

- 1 厚労省「平成30年国民生活基礎調査」。
- 2 厚労省「平成30年度厚生年金保険・国民年金事業年報」。
- 3 総務省統計局「2018年労働力調査」、労働政策研究・研修機構平成23年「高齢者雇用調査」。
- 4 厚労省「平成30年被保護者調査」。
- 5 厚労省「平成30年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」。
- 6 厚労省「平成30年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」。
- 7 厚労省「平成30年度国民年金加入・保険料納付状況」。
- 8 厚労省「平成30年度10月介護保険事業報告（暫定）」。
- 9 厚労省「平成30年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」。
- 10 内閣府「平成24年版高齢社会白書」。
- 11 厚労省「2019年財政検証の結果」。
- 12 国連女性差別撤廃委員会の日本報告総括所見（2016年3月7日）。
- 13 年金シニアプラン総合研究機構『年金と経済』2018年7月号。
- 14 全日本年金者組合「第2次提言」2005年7月8日。
- 15 社会保障制度審議会「社会保障制度に関する勧告」1950年10月16日。
- 16 小山進次郎『増補改訂 生活保護法の解釋と運用』。
- 17 厚労省「第1回生活保護基準の新たな検証方法の開発に関する検討会」2019.3.18資料。
- 18 中尾友紀「国民年金法の立案過程」『社会保障研究』2018、vol.3。
- 19 厚労省「平成30年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」。
- 20 2020年5月29日成立「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」附帯決議（案）六。
- 21 田中敏「低年金・無年金者と高齢者の所得保障」『調査と情報』第528号・全国消費実態調査（平成26年）。
- 22 伊藤周平「社会保障財源論のまやかし」『世界』2019年8月号。
- 23 河村健吉「財政検証 給付削減と減らない積立金、公的年金の改革」『学習の友』2019年12月号。
- 24 伊藤周平「年金制度の改革の動向とゆくえ」『月刊全労連』2020年3月号。

年金財政の現状・問題点と改革方向

河村健吉

公的年金の財政は給付が発生する都度それに見合う資金を調達する賦課方式である。2004年に導入したマクロ経済スライドは給付を保障せず、保険料の上限を定め受給者の増加と支え手の減少にあわせて給付を削減する。基礎年金は大幅に削減され、現役時代の給与が低く基礎年金の比重が高い人の給付を削る逆進的な給付削減が行われる。このとき採用した有限均衡方式は100年程度の期間に給付と負担の均衡を図るもので、最終年度の積立金が給付費の1年分になるように財政をバランスさせる。しかし、有限均衡方式は「100年後」が財政検証のたびに5年ずつ後ろにずれ込むので、積立金の取り崩しは永久に起きない。有限均衡方式は積立金を増やすための財政方式である。日本の公的年金の積立金は過剰で、積立金は年金給付のためでなく、政府の経済政策に活用することが目的だ。安倍内閣は年金資金運用基金（GPIF）の運用方針を変更し、国内債券を60%から35%に減らし国内株式を12%から25%に、外国株式も12%から25%に倍増させた。

4月14日に年金制度関連法案が衆院本会議で審議入りした。改革法は、受給開始を75歳まで延長、働く60歳代前半の年金減額の縮小（在職老齢年金の見直し）、短時間労働者の厚生年金への加入拡大だ。

法案の柱のひとつは、60～70歳の間で選べる年金の受給開始年齢を、2022年4月から60～75歳に拡大させるというものだ。公的年金の受給開始は65歳が基本だが、繰下げ受給の柔軟化は、高齢者が就労状況等に合わせて年金受給の方法を選択できるように上限年齢を引き上げる。政府は“75歳まで繰り延べると月々の受給額が8割余り増える”と宣伝しているが、厚労省の高橋俊之年金局長は、「マクロ経済スライド」を発動し続ければ、“8割増”しても現在の水準より低くなることを認めた。75歳から受給した場合、平均余命を超える90歳

にならないと受給総額が65歳受給開始を上回らない。

在職老齢年金の見直しも高齢者の就業促進を狙ったものだが、現行の仕組みは60～64歳と65歳以上とで基準が異なる。賃金と年金の合計月額が60代前半で「28万円超」、65歳以上は「47万円超」の場合に年金が減額される。60～64歳の低所得者在職老齢年金（低在労）は、所得が低い在職者の生活を保障する設計で、収入が夫婦2人の標準的な年金額を下回る場合は減額しない。65歳以上の「高年齢者在職老齢年金（高在労）」は、収入が現役男子被保険者の平均月収を超える高所得者の年金を減額する。低在労の対象は67万人（在職老齢年金120万人の55%）、高在労の対象は41万人（在職老齢年金248万人の16.5%）である。

短時間労働者の加入拡大は厚生年金の支え手

を増やす方策として検討された。労働時間が通常労働者の4分の3（30時間）未満の短時間労働者は厚生年金に加入できないが、2016年10月から常時501人以上の事業所の短時間労働者も加入対象になった。加入資格は、①労働時間が20時間以上（雇用保険と同じ）、②月収8.8万円（年収106万円）以上、③勤務期間が1年以上、④学生ではない——の4つ。改革案は企業規模要件を2022年10月に101人以上に、24年10月に51人以上に段階的に引き下げる。しかし、新たに厚生年金に加入できるのは65万人で、未加入の短時間労働者の6%にすぎない。この施策も高齢者を短時間労働者として雇用し、労働力の不足を補うことを狙ったものだ。

法案は基礎年金を実質3割削減するマクロ経済スライドを放置する一方、公的年金で足りない人は体力の限界まで働くことを求める「全世代型社会保障」の具体化である。全世代型社会保障改革は、少子高齢化のもとに必要な労働力を確保し、社会保障費の削減と市場化を促す大企業中心の安倍内閣の成長戦略である。



公的年金の特質を知るには制度設計と財政政策の理解が重要だ。制度設計は加入資格や給付水準を決定し、財政政策は給付資金の調達方法を定めている。公的年金は受給者全員が制度発足後の加入者で占められると成熟状態になる（国民年金は1961年4月に創設、1986年4月に基礎年金に改組）。加入者と受給者の総数と年齢構成が一定不変になれば、毎年の給付総額と収入総額が一定かつ等しい定常状態になる。65歳以上人口は「団塊の世代」が65歳以上となった2015年に3,387万人となり、「団塊の世代」が75歳以上となる2025年には3,677万人

に達する見込みで、これを反映し公的年金の成熟度はすでに高い段階にある。

年金制度の財政方式は給付原資を積み立てる積立方式と、給付が発生する都度それに見合う資金を調達する賦課方式があり、公的年金は賦課方式である¹。

2004年に導入したマクロ経済スライドは、給付水準を保障せず、保険料の上限を決め保険料にあわせて給付を削減する設計だ。

基本型 前年度の年金額×物価・賃金変動率×マクロ経済スライド調整率

マクロ経済スライドは、スライド調整率に相当する分の年金を削減する。具体的には、賃金や物価による改定率から、被保険者数の減少と平均余命の伸びに応じて算出した「スライド調整率」を差し引いて物価・賃金変動率を圧縮し年金の実質価値を減少させる（所得代替率が低下）。

被保険者数が減少する場合や年金受給者数が増加するときに収支が悪化するので、これを数量化した。スライド調整率は全被保険者数の減少率（3年平均）に平均余命の伸び率（0.3%）を加えた数値だが、平均余命の伸びは年金受給者の余命ではなく、年金受給者総数の増加率である。

マクロ経済スライド実施前は、財政再計算時に給付水準の維持に必要な保険料を算定したが、財政再計算は廃止され「財政検証」へ移行した。財政検証は5年に1度、年金給付・保険料・国庫負担・年金積立金の見込みを推定し、①マクロ経済スライドはいつまで続くか、②終了時の所得代替率は何%になるかを試算する。財政検証は、人口や経済に関して計算時点に得

られるデータによる年金財政の将来予測である。

それまで保険料は永久均衡方式で決定したが、2004年にこの仕組みに代えて有限均衡方式を採用した。有限均衡方式は、加入者が年金受給を終えるまでの100年程度の期間について給付と負担の均衡を図る。財政状態は5年ごとに財政の現況と将来の見通しを検証し、財政均衡期間を5年ごとに移動させ、最終年度の積立金が給付費の1年分になるように財政をバランスさせる。積立金を給付費で割った数値を積立度合いという。

基礎年金の給付はマクロ経済スライドで大幅に削減される。2019年の検証では、基礎年金の削減は47年まで続き給付額も28%も減少するが、報酬比例部分は25年に削減が終わり削減率も3%にとどまる。マクロ経済スライドによる削減をいつまで続けるかの推計は、国民年金財政と厚生年金財政の2段階で行う。基礎年金は国民年金と厚生年金の一階部分（定額部分）である。国民年金は被保険者分（保険料全額免除者・保険料未納者を除く）の基礎年金拠出金を負担し、厚生年金・共済年金は20歳以上60歳未満の第2号被保険者（加入者本人）と第3号被保険者（加入者の配偶者・専業主婦）分を負担する。全加入者共通の基礎年金の削減の停止を、公的年金全体の10分の1の規模しかない国民年金が決める構造である。それは次のような仕組みだ。

（1）国民年金をバランスさせるように基礎年金の給付削減を推計する。財政均衡期間終了時に、国民年金の積立金（支出の1年分）を保有し収支が均衡するように基礎年金のマクロ経済スライドの終了年度を決定する。国民年金の支出は基礎年金への拠出なので、国民年金の健

全化時期が将来の基礎年金（1階部分）の水準を左右するのである。基礎年金の費用は、基礎年金給付費から国庫負担を除き、国民年金と厚生年金の基礎年金拠出金算定対象者数で割って計算した基礎年金拠出金に基づいて分担する。この結果、厚生年金と違い事業者負担がなく加入者の所得も低い国民年金の収支を均衡させるため給付を削り続けることになる。19年の見通しでは、経済状態が良く出生率を維持できた場合で約3割、経済状態や出生率が悪い場合には約4～6割の削減が必要という推計になっている。

（2）基礎年金の給付削減が決まると、厚生年金から基礎年金への拠出額も決まる。これを受けて厚生年金のマクロ経済スライドの終了時期を決定する。厚生年金は、基礎年金の水準が低下すると厚生年金から基礎年金への拠出が少なくなり、厚生年金（2階部分）の給付削減が小幅で済むことになる。

基礎年金の給付が大幅に削減される結果、現役時代の給与が低い人は基礎年金の比重が高いから、逆進的な給付削減が行われる。基礎年金の給付を重点的に削減するマクロ経済スライドは、老後の所得保障が役割の公的年金の否定である。

国民年金の給付削減が長期間、深刻なレベルまで続くのは年金特別会計を厚生年金と国民年金に区分して管理しているから。マクロ経済スライドを廃止するには国民年金と厚生年金の年金特別会計を統合すればよく、この結果、厚生年金から国民年金に財政援助が行われる。財源は厚生年金保険料の標準報酬上限を健保並みに引き上げることで対応が可能である²。

有限均衡方式には二重の偽りがある。一つは「100年後」が財政検証のたびに5年ずつ後

ろにずれ込むことで、04年の検証期間は04～2100年度だったが、19年は検証期間が19～2115年度になった。均衡期間が検証のたびに5年ずつ先にずれる仕組みのため、積立度合が1となる年度（均衡期間の最終年度）も先延ばしとなり、積立度合は理屈の上では永久に1にはならない。こうして「給付費1年分の積立金」に到達する時期は永久に先送りされる。もう一つは積立金の取り崩しは永久に起きないことだ。財政検証のたびに積立度合を1とする年度を先延ばしするので、それまで1と見込んでいた年度の積立度合を後の検証では必ず1よりも大きくしなければならず積立金は増え続ける。2019年の財政検証の場合は2070年まで積立金が増え続け、名目値は2050年434兆円、2070年522兆円に達する。2004年に見込んだ2100年度の積立予定額（115兆円）と、2019年度の財政検証で見込む2100年度の積立予定額（436兆円）の差額（321兆円）は新しく生まれた債務である（これを後発債務という）。厚労省の検証計算のプログラムは積立金の取り崩しが最後に始まるようにセットされている。このように有限均衡方式の財政計算は積立金を増やすための財政方式なのである。

アメリカの公的年金は、短期見通し（10年間）と長期見通し（75年間）を作成する。2018年末の全米の受給者は63百万人で、年金積立金2,895億ドルは特別財務省証券（短期債務証券及び最長15年の債券。市場性はない）で運用している。短期見通しは10年の推計期間を通して積立金が年間支出を上回っていれば、財政的妥当性を満たしていると評価する。長期見通しは数理的収支率（保険料収入現価と年金給付現価の差額を給与現価で除す）により適正さを判断する。アメリカは毎年財政検証を実施

しているが、日本も短期見通しと長期見通しを毎年作成し、積立金が年間支出を上回っていれば妥当とすべきで、年金給付費を大幅に上回る積立金を保有すべきではない。



厚生年金の財政状態は特別会計で確認できる。年金特別会計は、基礎年金、国民年金、厚生年金の3つの勘定に区分されている。被用者年金の一元化により厚生年金に公務員及び私学教職員も加入した（2013年10月から）。年金勘定は、厚生年金の保険収支（業務勘定を除く）を経理し、保険料と国庫負担金を主な財源に保険給付を行っている。保険給付費は、各機関が徴収した保険料と積立金に応じて分担する。基礎年金の給付は各勘定からの基礎年金拠出金が財源である。かつては年金勘定の積立金は資金運用部に預託していたが、2001年度から年金資金運用基金（GPIF）に寄託して運用するようになった。

国庫負担の対象は基礎年金のみで、報酬比例部分は国庫負担がなく全額保険料で賄われている。2004年の法改正で国庫負担割合は3分の1から2分の1に引き上げられた（2009年度に完了）。

図1は厚生年金特別会計の主な収支である。保険料は2004年度から毎年0.345%ずつ引き上げられ、料率は2003年度の13.580%から2017年度に18.3%になった。他方、報酬比例年金の支給開始年齢は2013年度に61歳に引き上げられ、以後3年ごとに1歳ずつ引き上げて2025年度は65歳になる（女子は5年遅れ）。2007年度から団塊の世代（1947年から1950年に生まれた第一次ベビーブーム世代）が60歳に到達し年金受給者になった。保険料と年金支給開始時期の変動により図1の収支は年ごとに変化

し、08年度から16年度までは給付が収入（保険料+税）を上回った。収入が不足する分は積立金の取り崩しと、確定給付企業年金に移行した厚生年金基金からの徴収金で補った。積立金も徴収金も過去の保険料だから収益ではない。

収支は2014～18年は黒字化し積立金は毎年増加している。保険料率引き上げと国庫負担の引き上げが寄与している。ま

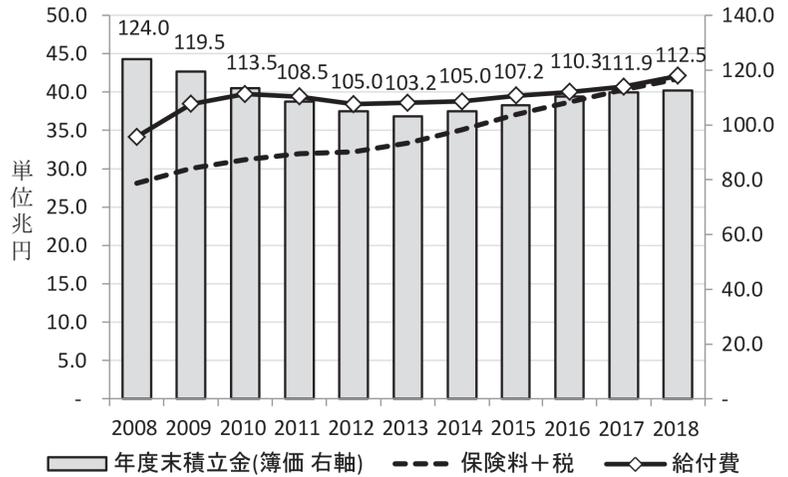
た検証計算では生産年齢人口が減少に転じ被保険者が減少する見込みだったが、予想外に被保険者数が増加したことも寄与した。被保険者の増加は厚生年金の支給開始年齢引き上げで、働かざるを得なくなった人が就労を余儀なくされたためだ。

2008年度から2018年度の11年間の特別会計の各項目の合計値は次の通りである。

保 険 料	286.8 兆円
一般会計より受け入れ	92.9 兆円
解散厚生年金基金等徴収金	22.4 兆円
積立金より受け入れ	25.1 兆円
G P I F 納付金	10.5 兆円
収 入 計	462.5 兆円
年金給付費	259.1 兆円
基礎年金勘定へ繰入	176.7 兆円
支 出 計	429.8 兆円

厚生年金は収入が給付を上回っているから財

図1 厚生年金特別会計における主な収支



出所：厚生年金特別会計財務書類

政状態は健全である。ここで留意すべきことは、積立金の利息は年金財政にほとんど貢献していないことだ⁴。この間のG P I Fの利子・配当受取額は25.7兆円あるが、G P I Fから特会への納付金は10.5兆円で特別会計の収入の2.5%にすぎない。2018年度末の積立金（時価）は159兆円もあるけれど、積立金は年金給付費の半年分もあれば十分である。実際に、年金特別会計ではG P I Fとは別に8兆円前後の余裕金を財政融資資金に預託して運用している。年金積立金を取り崩してマクロ経済スライド廃止の財源に充てることは妥当である。

日本の公的年金の積立金残高は過剰である。そのことをO E C Dのデータで確認する（表1）。積立水準はG D Pに対する比率を使う。O E C D平均はG D Pの14.2%だが日本はその2倍の28.8%である。フランスは2.5%、ドイツは1.0%にすぎない。アメリカは団塊の世代が退職期を迎え積立金を積み増しているが、G D Pの14.3%で日本の半分である。

表1 先進国の公的年金と私的年金の積立水準と積立金残高

	私的年金		公的年金	
	GDP に対する比 (%)	積立金 (10億ドル)	GDP に対する比 (%)	積立金 (10億ドル)
オーストラリア	140.7	1,922	7.7	104
カナダ	155.2	2,524	28.4	472
デンマーク	198.6	677	×	×
フランス	10.4	281	2.5	68
ドイツ	6.9	268	1.0	40
イタリア	9.8	198	×	×
日本	28.3	1,400	28.8	1,479
韓国	28.5	456	34.2	573
オランダ	173.3	1,536	×	×
スペイン	12.5	173	0.4	6
スウェーデン	88.0	471	29.4	157
スイス	142.4	997	×	×
イギリス	104.5	2,809	×	×
アメリカ	134.4	27,549	14.3	2,939
OECD 平均	49.7	42,515	14.2	6,036

(注) ×は該当なし。

出所：Pensions at a Glance 2019・©OECD 2019

公的年金の運用では評価益（含み益）を実現しなければ年金財政に寄与しない。年金特会は実現した収益だけが計上される。実現しない評価益を年金財政に加える検証計算は積立金の役割を過大評価している。

評価益を実現するため保有株式を売却すると株価が暴落する。含み益がある株式を売却し同額を再購入すれば暴落は起きないが、簿価が上昇し株価下落時の損失が大きくなる。

GPIFの前身の年金福祉事業団はバブル期の80年代に大蔵省資金運用部から資金を借りて運用事業を開始した。資金運用業務は、財投借入金の償還が終了した2010年度に終了した。しかし、借入資金の返済利子を上回る運用収益が得られず、累積損失は△2兆9,907億円となった。累積損を生じた要因は年金積立金を直接運用する現在の仕組みとは異なり、有利子で借り入れた資金と利息を償還しつつ運用する逆ざやリスクのある運用だったからである。

資金運用業務は廃止され損失は、厚生年金勘定が△2兆7,908億円、国民年金勘定が△1,999億円を負担した。これは国民負担である。事業団の累積損失は、借入金の利払い原資を確保するため評価益がある株式を売却し同額で再購入して簿価が上昇したことが原因だった。

金融危機の時、預金保険機構は破綻した長銀や日債銀の保有株式（3兆円）を買取った。評価益があっても市場で売却すると株価が暴落するので機構が時価で購入した。バブル期に大銀行は含み益を自己資本に見なしたが、金融危機の時に含み益を実現できなかった。

政府は年金積立金を被保険者の利益のため、安全かつ効率的に運用すると繰り返し説明している。これは積立金の運用益が大きければ国民負担を軽減できると期待させることが狙いで、この説明の真の狙いは過大な積立金の保有を覆い隠すことだ。

有限均衡方式の財政計算の狙いは年金積立金を安定的に積み上げ、政府の経済政策に活用することだ。年金積立金を運用するGPIFは、国内債券を中心に複数の資産に分散投資する「基本ポートフォリオ」を定めている。基本ポートフォリオは、運用委員会が理事長に提案し、理事長が運用方針を決定する。委員会は運用方針作成に大きな影響力を持っているが、運用結果には責任を負わない。国とは別人格の組織で運営しても、理事長や運用委員会の委員は厚労相が任命し国会の承認も不要で、政治的リスクは極めて大きい。

安倍首相は厚労相の任命権を使って人事に介入し、運用委員会に株式投資を増やす方針を支持するメンバーに入れ替えた。2014年度最初の運用委員会は、8人の委員のうち委員長をはじめ5人が入れ替わった。10月23日の委員会

で、国内債券を60%から35%に減らし株式を24%から50%に引き上げる変更案が、賛成7人反対1人で承認された。国内株式を12%から25%に、外国株式も12%から25%に倍増させる大幅な変更で、リスクは従来の2倍以上になった。GPIFの三谷理事長は、「資産構成の見直しは年金財政検証の結果と、デフレから緩やかなインフレへの移行が見えてきたためだ。将来の金利上昇による国内債の評価損リスクが最大の焦点だった」と述べた。これはアベノミクスによる景気回復とデフレ克服を前提にした「シナリオ運用」で、シナリオが外れると大幅な損失が出る危険が大きい。2020年4月に国内債券の比率を25%に下げ、外国債券を15%から25%に引き上げた。

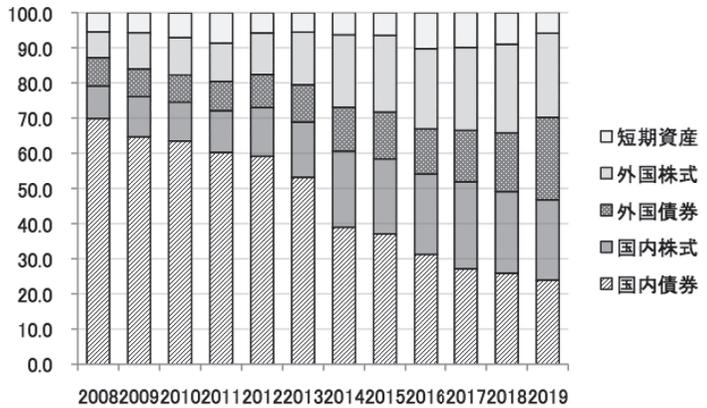
年金積立金の資産構成の推移は図2の通りである。

市場運用の損益と収益率は図3の通り。2001年度以降の累積収益額は57.5兆円であるが(2020年3月末)、19年間のインカムゲイン累積額は37.1兆円である。

2020年1～3月期の運用実績は、損失額が17.7兆円に達し、四半期別の損失額としては、18年10～12月期の14.8兆円を大きく上回り過

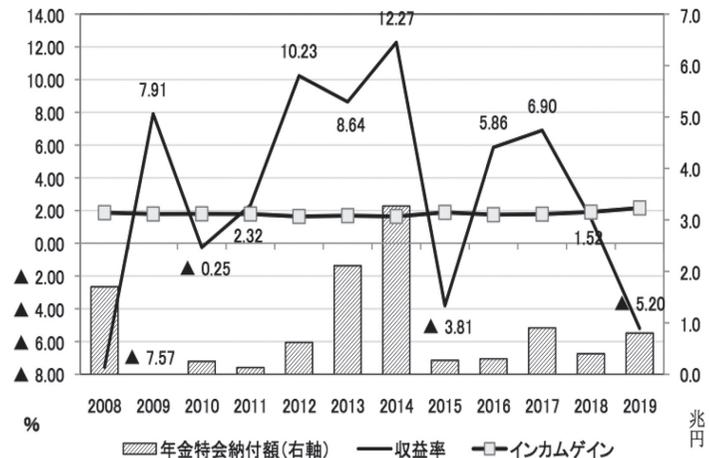
去最高となった。19年度の実績も8.3兆円の赤字で、リーマン・ショック時の08年度(マイナス9.3兆円)に次ぐ赤字となった(業務報告書)。

図2 資産構成割合の推移



(注) 短期資産は、年金特別会計が管理する積立金(出納整理期間を含む)を含む。
出所：2019年度業務報告書

図3 GPIFの市場運用、収益率、年金特会納付額



(注) 収益率は、運用手数料及び借入金利息等を控除する前

最後に年金積立金の改革について簡単に触れる。

(1) 公的年金は賦課方式で、年金給付を行うために必要な資金をあらかじめ積み立てる考え方を採っていない。団塊の世代が引退して受給者になり給付が安定するので、積立金を段階的に取り崩し、マクロ経済スライドの廃止の財源に使うべきだ。

(2) 100年安心などという非現実的な財政

方式を改革し、標準報酬の上限を引き上げて高所得者に適正な負担を求める必要がある。5年ごとの財政検証は廃止し、年金財政の現況報告と将来予測を毎年実施し、わかりやすい年次報告書を作成し公表する必要がある。

(3) 積立金の運用は株式投資をやめて全額国債で運用すべきだ。保有内株式を急いで処分すると市場に大きな影響を与えるので、段階的に保有比率を下げる必要がある。

(かわむら けんきち・年金コンサルタント)

-
- 1 事前積立方式は企業年金で用いられ、加入年齢方式や開放基金方式などがある。
 - 2 年金シニアプラン総合研究機構の福山圭一上席研究員は、次のように述べている。「公的年金は現状のままでは、マクロ経済スライドの影響により、基礎年金の給付水準が大きく低下し、団塊ジュニアの老後が直撃を受ける。国民年金と厚生年金の積立金の統合が問題解決の方策だがそのためには両制度の統合が必要である」(『季刊個人金融』2020 春号「国民年金の厚生年金への統合」)。
 - 3 熊野英生「Economic Trends 財政検証：何が年金を救ったのか？」第一生命経済研究所 2019年9月27日。
 - 4 ニッセイ基礎研の井出真吾氏は、年金の支給に積立金はほとんど使われていないと明確に述べている。2018年度の公的年金の支出総額は約53兆円で99%以上が年金の給付だ。財源は3つあり、(1)現役世代から集めた保険料(約38兆円)、(2)税金など(約13兆円)、(3)積立金など(約2兆円)となっている。つまり保険料と税金が95%以上を占めており、積立金の貢献度は3.5%に過ぎない。ニッセイ基礎研レポート2020年6月号「『年金巨額損失』というニュースの正しい読み方」。

国民的な年金闘争の再構築と労働組合運動

原富 悟

日本の労働組合は、73年春闘で、大幅賃上げを獲得するとともに、大規模な年金ストで年金制度の改善を勝ち取った経験を持っている。その後の労働組合は、労働戦線の再編での対応や、資本の攻勢による賃金抑制と政府の構造改革路線のもとで運動の停滞を余儀なくされ、年金闘争においても困難な状況が続いた。

貧困が全世代に広がり、一方で、年金削減が重ねられ、年金制度について多くの国民・労働者が不安を募らせている中で、昨年6月の「2,000万円不足」問題が波紋を呼び、年金への関心は高まった。それでも政府は「全世代型社会保障改革」と称して「全世代型」の負担増計画を推し進めようとしている。

こうした状況にあって、年金制度の民主的な改革をめざす国民運動の再構築に向けて、労働組合の位置と役割、その可能性について考える。

1 老後の生活不安と「2,000万円不足」問題

(1) 年金制度への不安

厚生労働省の「平成28年社会保障を支える世代に関する意識調査」¹の中に、「社会保障制度に対する意識について」という項目がある。

「将来への不安」（複数回答）については、男女とも81%が「公的年金が老後生活に十分であるかどうか」を選択し、男性の50%、女性の54%が「医療や介護が必要になり、その負担が増大してしまうのではないか」を選択している。年代別に見ても、いずれの年代も「年金不安」が「ダントツ」である。そこから、当然のことながら「今後、充実させるべき社会保障分野」について、男女とも7割が「老後の所得保障（年金）」を選択し、「高齢者医療や介護」5割強、「子ども・子育てで支援」4割と続く。注目すべきは、20歳代でも「年

金」59.4%、「子育て」64.2%、30歳代は「年金」67.7%、「子育て」65.5%となっており、子育て世代においても、老後の所得保障（年金）への不安が非常に強いことである。年金への不安は、前回の平成25年調査よりも強まっている。

税や社会保険料の負担については、男女ともに87%が「負担感がある」と答え、そのうち「生活が苦しくなるほど重い」が37%を超える。所得階層（等価所得階層）200万円未満では、男性の49%、女性の45%が「生活が苦しくなるほど重い」と答えている。

調査項目には「今後の社会保障の給付と負担の関係」があり、「社会保障の給付水準を維持し、少子高齢化による負担増はやむを得ない」が24.5%、「給付水準をある程度引き下げつつ、ある程度の負担もやむを得ない」18.0%、「給付水準を引き上げ、そのための負担増もやむを得ない」11.6%と続く。さらに「水準を引き下げ、負担を減らす」9.3%、「水準を引き下げ、従来通りの負担」

7.7%とあるが、選択する回答項目に「給付水準を引き上げ、負担を減らす」という選択肢がないのは、どうしたわけか。

財務省のHPには、いまだに「肩車社会へ—今後、急激に高齢化が進み、やがて、1人の若者が1人の高齢者を支えるという、厳しい社会が訪れることが予想されています」として、1965年・胴上げ型（高齢者1人に対して20～65歳は9.1人）、2012年・騎馬戦型（同2.4人）、2050年・肩車型（同1.2人）との恣意的な主張がイラストで掲載されており、政府は、社会保障の給付水準の引き上げと負担の軽減はあり得ないとしつつ、世代間対立を煽っている。

（2）2,000万円問題の波紋と全世代型社会保障改革

年金と老後の生活についての不安が広がっている中で、2019年6月3日に「老後の生活に公的年金では月額5万円が不足し、生涯では2,000万円不足となる」との試算を記載した金融庁の報告書²が公表されたのだから、注目を集め、マスコミも取り上げ、居酒屋談義の話題にもなった。月刊総合誌として数十万部を発行する『文藝春秋』は2019年8月号で、社会保障審議会年金部会の委員や政治家・学者を登場させて「年金崩壊 すべての疑問に答える」との特集を組んだが、国民の疑問に何ら答えるものにはならず、「年金不信」をいっそう広げるものになった。7月の参院選挙でも争点の一つとして年金問題が浮上し、8月には5年ごとに行われる公的年金の財政検証³が公表され、マクロ経済スライドによって基礎年金の水準が大幅に低下することなどが、国会でも議論の俎上にのぼった。

一方、政府は6月21日に「経済財政運営と改革の基本方向2019」（骨太方針2019）を閣議決定したが、そのなかで「全世代型社会保障への改革」

を強調し、「多様な就労・社会参加に向けた年金制度改革」として、働き方の多様化に応じた年金受給時期の選択肢の拡大、被用者保険の適用拡大、在職老齢年金の見直しなど、年金改革の方向を示し、論点に杵をはめた。ここで示された「改革」の柱は、高齢者や女性、非正規労働者など、年金保険料を払う「支え手」を「全世代的」に増やすことに終始し、年金の水準にかかわる国民・労働者の「年金不安」「年金不信」に対応するものではない。

9月に全世代型社会保障検討会議が設置され、12月19日には検討会議の中間報告が出された。社会保障審議会および同年金部会では、「骨太方針」に沿った「改革」の論点の枠内、つまり、マクロ経済スライドによる年金水準の抑制・低下をそのままに、働き方改革と連動した「支え手」を増やすことに焦点を当てた議論が重ねられ、2020年「改革」の法案づくりが進められた。年金部会は12月25日に「社会保障審議会年金部会における議論の整理（案）」を了承する。

部会における総括議論の場で、佐保委員（連合総合政策推進局長）は「働く者の立場からすれば、働き方や企業規模、形態によって社会保険の適用の有無が異なるということは不合理」で「納得できるものではない」「財政検証では基礎年金の給付水準が大きく低下していく……基礎年金の底上げが喫緊の課題である」「基礎年金の所得分配機能の維持という表現は……強化」とすべきであり、今回の部会の議論では「基礎年金の給付水準の大きな低下に対する対応策も示されず、（今回の制度改革は）全体としては不十分な改革内容にとどまったと言わざるを得ない」と発言した。一方、牧原委員（日本経団連年金改革部会長）は、「将来世代を含めた給付と負担のバランスを踏まえた議論が必要であり……給付だけに偏った議論は現在や将来の負担増を招いて経済成長を阻害しかね

ない」「自助・共助・公助のバランスの取れた持続可能な年金制度にしていく」「年金制度の所得分配機能の維持について」は「様々な問題が想定され、課題の立て方も含めて慎重な議論が必要で、(議論の) 必要性も含めた検討が必要」と述べている⁴。

年金部会における議論では、基礎年金の水準引き上げやマクロ経済スライドのあり方などを含めた抜本的な制度改革を議論すべきとする連合の主張に対して、給付の改善など、年金制度の全体にかかわるような議論はすべきではなく、いわば「政府方針(骨太の方針)に沿った議論をすればよい」という日本経団連の主張がある。

こうして、国民・労働者の「年金不安」「年金不信」の広がりを顧みることもなく、政府は、年金水準の現状、今後の低下はそのままに、全世代型の負担増路線を突っ走るという状況になっている。

(3) 労働組合の動向

全労連は2019年9月21日、「年金問題を考える！」とするシンポジウムを開催した。そこでは、安倍政権の全世代型社会保障改革・年金制度改革への批判、現行の年金制度の問題点と最低保障年金の創設、年金引き下げ違憲訴訟と社会保険庁の解体・年金機構の諸問題などが議論され、女性の低年金問題や、全日本年金者組合による「最低保障年金制度第3次提言」についても報告され、「①年金引き下げはやめること。際限のない年金引き下げの仕組みである『マクロ経済スライド』は廃止すること。②65歳の年金支給開始年齢をこれ以上引き上げないこと。③全額国庫負担による『最低保障年金』を早急に実現すること。④当面、基礎年金の国庫負担分月3.3万円をすべての高齢者に支給すること。⑤年金積立金の株式運用をやめ、年金保険料の軽減や年金給付の充実など被保険者・受給者のために運用すること。⑥年金は隔

月支給ではなく、国際標準の毎月支給にすること」とする6項目の「年金署名2019」が提起された。なお、全労連は、2018年9月に2日間にわたって「若者年金セミナー」として、社会保障闘争の歴史、高齢期の生活問題、年金制度の実情と課題、年金機構の問題などをテーマにした若者を対象とした学習集会を開催している。

全労連傘下の全日本年金者組合が全国展開で取り組んでいる年金減額違憲訴訟の行方も、労働組合のたたかいとして注目される。

連合は、2019年2月に「2019年度連合社会保障講座(年金編)」を開催し、8月に「公的年金・企業年金等勉強会」、12月には「2020年度公的年金制度改革に向けたシンポジウム」を開催した。連合は、2011年に「新21世紀社会保障ビジョン」を策定し、「第一段階としての基礎年金の全額税方式及び被用者年金の一元化、第二段階として自営業者等の所得比例年金の創設とすべての所得比例年金制度の一元化、基礎年金の最低保障年金へ転換」という基本的な考え方をまとめている。2018年10月および2019年9月の中央執行委員会では「年金制度の見直しに向けた連合の考え方と当面の取り組みについて」として、「新21世紀社会保障ビジョン」をふまえつつ、当面の取り組みについて、「すべての労働者の社会保険の原則適用」「基礎年金の給付水準の引き上げとマクロ経済スライド適用のあり方を見直し」などを求め、学習会やシンポジウムを開催するとし、「連合の考え方を広く社会に発信するとともに、制度改革の必要性について世論喚起を図る」(2019年9月中執確認)とあるが、これまでの取り組みでも幹部闘争にとどまっている印象があり、大衆行動についての取り組みには不十分さが感じられる。

こうした2つのナショナルセンターの動きのもとで、地方・地域でも、例えば全日本年金者組合の地域支部で、あるいは地域労連・地域春闘共闘

による2020年春闘に向けた年金学習会等が取り組まれた。

2 戦後労働運動と73春闘「年金スト」

(1) 73年春闘における年金ストの経緯

1973年の春闘は、オイルショック下の激しい物価高騰の下でたたかわれた。3月11日には「年金・物価メーデー」が15万人の参加で行われ、4月17日には「4・17年金統一スト」が実施されて54単産、353万人が参加、春闘史上最大規模となり、この年金闘争のなかで、年金額の大幅改善、物価スライド制、賃金再評価等の制度改善が勝ち取られた。

68年春闘以降、春闘要求として、大幅賃上げとともに全国一律最低賃金制、公共料金や物価値上げ反対、社会保障充実などの国民的な要求が掲げられるようになった。70年春闘では、大幅賃上げ、全国一律最賃制、週40時間、年金改善などの「15大生活要求」が掲げられ、74年春闘は「国民春闘」と銘打ってたたかわれた。春闘は、労働者の賃上げを中心課題としつつ、国民的な規模での生活改善の社会運動として発展する中で、70年安保闘争や革新自治体づくりなどの政治闘争の高揚とも連動していた。72年春闘では大規模な交通ストが行われ、一部に批判があったものの全体的にはストライキ闘争が国民的な支持を得て取り組まれた。73年の年金統一ストは、こうした国民的な広がりを持った運動の中でたたかわれたのである。73年春闘では20%、74年春闘では33%の大幅賃上げも実現した。労働者・国民のたたかいが高揚していく大きな流れのなかで、「年金要求」が国民的な要求の柱として結集軸に位置付けられたことに注目したい⁵。また、ナショナルセンターが総評、同盟、中立労連などに分立している状況にあっても、労働者の要求と国民的

な連帯の広がり、労働界全体を、春闘期における歩調を合わせた共同の取り組みに向かわせた。

(2) 労使負担割合の変更を求める「三・七闘争」

全国的な統一ストの成功には、制度改善要求の世論の広がりとともに、組織労働者が、職場からストライキに参加していくうえで、その土台となる職場闘争の盛り上がりが不可欠だったと思われる。

1970年代に、社会保険の労使負担割合について、法定の5対5（労使折半）から、使用者負担を増やし、「労働者3、使用者7」に変更していく運動が、産別ごとに団体交渉の統一要求項目として設定され、職場闘争として取り組まれた。69年・70年の春闘で、出版労連が先鞭をつけ、71年春闘で全国金属がつづき、72年には中央社保協が運動の強化を呼びかけた。73年には、総評、中立労連による春闘共闘委員会が「社会保険料の負担割合変更闘争（三・七闘争）を強化するための全国討論集会」を開催し、春闘の高揚と並行して運動がひろがり、労働組合運動全体に波及した。

当時、戦前の厚生年金保険料は戦費調達に使われ、戦後は財政投融资資金として独占資本の資本蓄積のための資金になり、賃金で搾取したうえに、低い賃金から保険料として再度収奪される、それでいいのか、という議論が盛んに行われた。

73年春闘では「保険料納付義務者は経営者であって、当局は全額納付されればよい」（厚生省年金局長）、「現行法は、労働者から50%以上を取ってはならないという精神で、負担割合は企業内労使で解決すべき」（宮城県社会保険事務所）などの見解が示され、年金局長の見解は、74年、75年、77年、78年の春闘時の交渉で繰り返し確認されている。「三・七闘争」の成果は、77年度末までに、23単産、521組合に達したとされている⁶。

年金・健保の保険料の負担割合が変われば、手取り賃金は増え、実質的な賃上げにもなる。また、給与明細や年金や健保の仕組みについても目が向く。中央では全国的な統一要求にもとづく対政府交渉が行われ、職場では団体交渉の中で年金が語られている。こうした取り組みが、年金統一ストへの職場からの結集力をたかめたとも思われる。

その後、79年6月の国民春闘共闘会議や81年1月の中央社保協総会でも「三・七闘争」の強化が図られたが、70年代末から80年代に進行した健康保険法の改悪や被用者保険の財政調整施策などのもとで、80年代以降の取り組みには困難を強いられ、「3：7」の獲得ののちに「5：5」への後退を余儀なくされた職場も多い。

なお、現在、連合は基礎年金の全額税方式化（1／2は消費税を充てる）を提起しており、その場合には使用者負担が軽減されることから、労使負担割合を「45対55」に変更すべきとしている。

（3）戦後初期の労働組合と年金・社会保障闘争

日本の年金制度は、1875年（明治8年）の海軍退隠令、76年（明治9年）の陸軍恩給令から始まり、1884年（明治17年）には、高等の国家公務員を対象とする官吏恩給令が制定され、1923年（大正12年）に恩給法となって一般の公務員に対象が広がられた。富国強兵、軍事大国化の下で、天皇制国家に忠誠を尽くす軍人と公務員への、上からの恩恵的な制度だった。

1939年（昭和14年）に船員保険法、1941年（昭和16年）には労働者年金法が、いずれも戦争遂行という国策に沿う形で制度化された。労働者年金は1944年（昭和19年）に厚生年金保険となり、加入対象を広げたが、保険料の長期の積み立てを前提とし、制度発足後の一定期間は給付はなく保険料の徴収が先行するので、徴収した保険料は戦費、軍事費に使われ、終戦の際には、積立金はす

べて回収不能の不良債権と化したと言われている。

戦後、いち早く活動を始めた産別会議、労働総同盟などは、失業保障要求と合わせて「厚生年金保険料の徴収の一時停止」や「国営社会保険化」などの年金要求を掲げた。総理大臣の諮問機関である社会保障制度審議会は、1950年に、日本国憲法25条の理念を掲げた「社会保障制度に関する勧告」（50年勧告）で、被用者を対象とした社会保険とともに「全額公費による無拠出年金制度を設けることが望ましい」と提起していた。1956年に出された初の「厚生白書」では国民年金の創設、国民皆年金をめざす課題が提起された。

1954年のMSA予算反対運動⁷、1956年の労医共闘⁸、1957年に始まった朝日訴訟などのたたかいの中で1958年には中央社会保障推進協議会（中央社保協）が結成され、社会保障をめぐる国民的な運動が高揚し、社会保障制度の整備が進行した。その中で、総評をはじめとする労働組合が大きな役割を果たした。1959年の国民年金法の成立（実施は61年）により国民皆年金の形がつくられ、労働者・国民のたたかいは紆余曲折を経ながら、70年代初頭の春闘の高揚、「4・17年金スト」へと発展していく。

こうした戦後の労働組合運動の社会保障・年金闘争にとって、1953年の国際社会保障会議における「社会保障綱領」の採択、1961年の世界労働組合大会で採択された社会保障憲章（1982年の世界労働組合大会では（新）社会保障憲章を採択）など、国際的な労働組合運動の成果が、日本の社会保障運動にも大きな影響をあたえた。

3 今日の労働組合の状況と年金闘争の課題

（1）労働組合運動の停滞と年金改悪の進行

70年代後半から、管理春闘と呼ばれる財界・

経営者団体と一部大企業労組による春闘の変質化が進行し、労働戦線の再編、政治戦線での革新勢力の共闘・統一の破壊が進められた。1989年に、労働戦線は連合と全労連に再編され、解散した総評に代わって、中央社保協の運動を全労連が支えることになった。労働戦線の再編は、さまざまな分野の社会運動と労働組合の共同闘争に少なからず影響を及ぼし、一方で、80年代の臨調行革（臨時行政調査会をてこにした行政改革）から89年の消費税導入とその後の税率引き上げ、90年代の新自由主義的構造改革の下で進行する社会保障の改悪、社会保障の理念の変質化が進行した、

公的年金制度については、1985年以降、基礎年金の創設、給付水準の削減、厚生年金支給開始年齢の60歳から65歳への引き延ばし、被用者年金の一元化などの制度改定が行われ、2004年にはマクロ経済スライドと保険料の連続値上げが法定化された。

1999年、2004年の年金制度改悪に対するたたかいでは、連合と全労連が連携する部分的な共同行動が行われたが、労働界全体の本格的な統一闘争に発展することはなかった。

こうして、繰り返されてきた年金水準の削減と保険料の引き上げ、マクロ経済スライドによる今後の年金水準の低下などの制度改革によって、また、非正規労働とワーキングプアの広がりによる貧困の増大が、今日、労働者・国民の中に、年金制度への不安や不満を広げている。一方で、2008年末の派遣村以降の反貧困運動、2011年の東日本大震災と福島原発事故を契機にした国民的な連帯と反原発闘争、2015年の安保関連法（戦争法）反対と安倍改憲に反対する運動などの国民的な運動が高揚し、市民運動の広がりが、安倍政治に反対する野党の共闘を促進している。こうした情勢の下で、労働者・国民が共感できる政策と目に見える分厚い国民的な共同行動がつくられていけ

ば、政府と財界が主導する年金改革に対抗する、民主的な年金改革に向けたたたかいが急速に発展する可能性があるように思われる。

（2）年金闘争の再構築への土台づくり

年金闘争のむつかしさは、現役世代にとって身近な運動の課題として感じ取れないというところにある。地域で年金学習会に取り組んでも、若い世代に参加してもらうことができないとの声も聞こえてくる。一方で、若い世代は年金に関心かという点、前述の調査結果に現れているように、多くが、将来の生活に不安を感じているという。非正規等の低賃金労働者にとっては、手取り賃金が大事で、社会保険料の負担は手取りを減らすのが、その一方で将来の不安を増す。こうした労働者の漠然とした不安や不満を要求にし、政策化し、運動にしていくのは労働組合の基本的な仕事である。

73年の年金ストでは、その背景に、春闘の高揚でたたかいの社会的な雰囲気があり、「三・七闘争」などの提起は、賃金闘争に関連した団体交渉の要求課題として、年金問題が身近なものとして感じられていた。年金については、退職金と合わせて、老後の暮らしを支えるという側面と、保険料が年々引き上げられ、その分だけ賃金が減少してきているということの是非についても、職場闘争の課題として年金闘争を考える必要がある。

日常の組織活動のなかで、議論する場、学習の場があるというのは、労働組合の強みである。労働組合の闘争課題は、労働者の不満や不安を土台にしているが、不満や不安が自然発生的に統一要求に発展するわけではない。組織としての政策提起と日常的な仲間同士の語りの中で見いだされる要求がつながったときに、たたかいは起きる。

現行の年金制度は、現役時代の賃金が比例的に反映されるから、賃金闘争は年金闘争でもあるが、反映される比率（年金計算における乗率）が

改悪されれば、闘いといった賃上げも年金に反映されなくなる。公的年金は民間保険ではなく、強制加入の社会保険であり、公的資金が投入されればそれだけ保険料は安くなる。所得税も払っているのだから、税からの投入で保険料を引き下げてもいいのではないか、巨額の内部留保をもつ大企業はもっと法人税を負担してもいいのではないか、等々、春闘時の賃金要求を話し合うときに、こうした議論も行われていだろう。毎月の実際の賃金額から、将来の年金支給額を概算してみるといったことも、年金を身近に感じさせることになるだろう。年金闘争の再構築への土台づくりとして、労働組合の職場組織における学習・討論は必須である。署名運動も対話を広げ、学習と討論を重ね、世論を広げていく機会として生かしていきたい。

(3) 当面の課題と最低保障年金制度の創設要求

社会的な共感を組織するうえで、国民年金（基礎年金）の底上げ、マクロ経済スライドの停止などの、解決しなければならない当面の制度改善の課題がある。地域には、非正規労働者やフリーランスなどの厚生年金から排除されている労働者や低年金で生活困難を抱えている多くの高齢者がいる。地域労連や年金者組合の各支部は、そうした人たちと結びつき、要求を組織していく位置にある。

同時に、最低保障年金制度の創設を、国民的な社会運動の共同目標として、合意形成に向かうための議論を広げていきたい。連合は、基礎年金の全額税方式化から最低保障年金への転換をめざしている。全労連と全日本年金者組合もまた、最低保障年金の創設を提起している。日本共産党の最低保障年金政策もある。2009年に政権についたかつての民主党も最低保障年金の創設をうたっていた。それぞれに、最低保障の金額や財源の考え

方に違いはあるものの、基礎年金を全額税方式化して無拠出の年金を制度化する方向では一致している。財源論では消費税を含めた税制改革の方向にかかわるので、世論を喚起しながら、丁寧な議論を積み重ねていく必要があるだろう。

当面する問題の解決での一致点を探り、民主的な年金改革を一步一步進めながら、最低保障年金制度の創設に接近していくための、労働組合の連携、共同を広げたい。

(4) 年金制度の民主的な改革をめざす国民運動の構築

当面する制度改善と最低保障年金制度創設は、大きな国民運動のエネルギーが必要である。フランスの年金闘争では、分立するナショナルセンターが共同し、労働組合が提起するストライキや集会などの大衆行動に、さまざまな分野の人々が参加してくる。労働組合が決起し、目に見えた行動を提起するからこそ、多くの国民・労働者が共感し、賛同し、政府の政策変更を促す力になる。フランスと日本では労働組合をめぐる条件が異なるけれども、労働組合が役割を果たしてこそ国民運動が高揚するという点では共通する。日本の労働組合も、73年の年金ストなどの歴史的な経験を持っている。

安倍政治に反対する国民的な共同のたたかいは、市民と野党の共闘の前進とともに、野党の連合政権のための政策議論の進展にも期待したい。弁護士会や反貧困運動、さまざまな分野の市民運動などがつなぎ役になって、地方・地域で連合傘下の組合と全労連傘下の組合による連携、共同が生まれてきている。つなぎの糸は立憲政治であり、憲法を生かすということがあらゆる分野で強調されている。年金・社会保障の分野でも、憲法13条、25条にもとづく政策が、共感を呼び、力を持ち始めている。憲法との関連でいえば、年金者組合

の年金減額違憲訴訟を支援する取り組みも重視されてい

政府の社会保障解体・年金削減路線に対する対抗軸としての、民主的な年金制度改革をめざすたか

た政策と広範な合意形成、共同の運動を構築していくために、労働組合がその力を発揮するときである。

(はらとみ さとる・労働総研常任理事)

【参考文献】

- ・山田敬男『戦後日本労働組合運動の歩み』（2019年、学習の友社）
- ・熊谷金道・鹿田勝一『春闘の歴史と展望』（2011年、学習の友社）
- ・中央社保協『中央社保協50年史』（2008年、大月書店）
- ・中央社保協『資料と解説 社会保障』臨時増刊 No.290（1993年）
- ・労働総研『社会保障再生への改革提言』（2013年、新日本出版社）
- ・公文昭夫『戦後・労働組合の社会保障運動の教訓』（『労働総研ニュース』No.248、2010年）
- ・公文昭夫『年金を軸にした社会保障闘争の歴史』（『月刊全労連』2018年12月号所収）
- ・大原社会問題研究所『日本の労働組合100年』（1999年、旬報社）

【脚注】

- 1 「平成28年社会保障を支える世代に関する意識調査」（厚生労働省、2018年9月14日公表）。「国民生活基礎調査」の対象単位数から無作為に抽出した355単位数内のすべての世帯の20歳以上の世帯員を対象にし、集計数は8,873人（有効回収率70.8%）。
- 2 金融審議会市場ワーキンググループ報告書「高齢社会における資産形成・管理」。令和元年6月3日公表。
- 3 「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し—2019（令和元）年財政検証結果」、厚生労働省、2019年8月27日公表。
- 4 厚生労働省「2019年12月25日 第15回社会保障審議会年金部会」議事録。
- 5 「生活闘争が初めて国民に見えるかたちで、内容のある展開を見せたのが、73春闘の『4・17年金ゼネスト』である。ストを背景とした政府との交渉で賃金スライド制を勝ち取り、国民の支持と社会的な共感を得ながら、春闘が国民要求実現の成果を見せた歴史的な闘争となっている」（熊谷・鹿田『春闘の歴史と展望』2011年）
- 6 大原社会問題研究所『日本労働年鑑』第50集（労働旬報社、1980年）参照。
- 7 日米相互安全保障法（MSA）関係4協定の調印とともに、アメリカ政府の要求で大幅な防衛予算を編成するために、社会保障予算の大幅削減が行われようとしたことに対し、総評、全日自労、民医連などが「社会保障を守る会」を結成して反対運動を展開した。
- 8 1955年の健保改悪反対連絡会、56年の社会保障連絡会議などの活動の中で労働組合と医療関係団体などの共同の取り組みが広がり、日本医師会も参加した。

「世代間対立」を乗り越える運動の展望

——労働問題を憲法／人権の視点でとらえる

弓田盛樹

はじめに

イギリスではボリス・ジョンソン首相が新型コロナウイルスに感染しました。隔離中、国民に向けてビデオメッセージを送り、「私たちは一致団結することで、コロナと戦うことができる。コロナウイルス危機が証明してくれたのは、社会というものが存在するということだ」と述べました。

これは、マーガレット・サッチャーによる「社会は存在しない」とは真逆の発想です。ジョンソン首相は、サッチャリズムの「小さい政府」を継承し緊縮財政を進めていたのですから、この発言には多くの人が驚きました。

日本とは言えば、感染拡大が明白であるにもかかわらずPCR検査を拡大しない。営業自粛は要請するが休業中の補償はしない。遅すぎる10万円給付の決定。唯一安倍首相がリーダーシップを発揮したのはマスク2枚の配布。この惨状からして、日本では社会が機能していない。もしくは、その存在は限りなくないに等しいものになっていると思えてなりません。

新型コロナウイルスへの政府対応も象徴的ですが、麻生太郎副総理の、「夫婦の老後資産として約2,000万円が必要」「資産形成を考えて」という発言は、日本政府は国民生活に一切責任を負わないというのと同じことです。

コロナ禍後は世代を超えた連帯で社会を再構築しないといけません。そのためにも、自分たちは

どんな社会でどう生きていきたいのかのビジョンがないといけません。この短文では年金問題を中心にして生活のあり方を考えます。

1 青年×女性×中高年労働者

僕には子どもが3人います。6歳の娘と3歳の息子、1歳の娘です。子育てをしていくうえでは様々なことを考えます。まず、共働きであるため保育園を探さないといけません。幸いにして、希望した保育園に預けることができていますが、預けることができればどこでもいいのかと言われると、そんなことはありません。保育園の掲げている理念や保育の質は考えないわけにはいきません。

また、子どもの食費や成長に合わせて服や靴、カバンなども用意しないといけません。我が家の場合は、女の子と男の子なので全てを併用するわけにはいきません。さらに今後のことを考え、学資保険へも加入しています。

小学1年生になった我が娘。コロナ禍により入学早々に休校となり、ほぼ毎日学童に通っていましたが、やっと学校に行けるようになりました。本人は口では言わないのですが、嬉しそうです。しかし、朝の準備をなかなかしない。そもそも起きるのが遅い。宿題は学童でやって帰ってくるからいいものの、本読みの宿題を嫌がる。

毎朝ひと悶着あり、やっと集合場所（我が子の通う学校は集団登校なのだ）に行く。集合時間まであと3分だというのにタラタラする我が娘。急

ぐように促すとべそをかく。このような状況が続いています。

これが日常、もちろん微笑ましい日常ですが、このような日常の状況からしてじっくり腰を据えて自分の将来もらえる年金まで考えがおよばないのが正直なところです。おそらく、多くの青年層や僕と同じような子育て世代も似たような状況だと思います。

厚労省が公表した年金保険料の納付率をみると、20～30代の約4割が未納であることが分かります。背景には、非正規雇用の増加と低賃金化があると推察できます。

年収200万円以下のワーキングプアは5年連続で1,100万人を超えており、年収300万円以下の労働者は1,900万人となっています。また、全世帯のうち3割が貯蓄ゼロ世帯であると言われ、若者の3割が非正規雇用であるともされます。

今の年金制度は、現役時代の格差がそのまま老後の格差になる仕組みとなっているため、将来無年金・低年金に陥る若者が多数いることとなります。不安定雇用の増加、低賃金化によりサービス残業や労働条件の不利益変更がされようとも、今の仕事を失うことを恐れ、声を上げることができないのが若者の直面している現実です。

また、女性労働者も年金額は低くなりがちです。女性労働者の半分が第1子の出産と同時に離職をしていることに要因があります。離職後の再就職は保育園のお迎えや急な病気などに対応することを考えれば条件が合わず、正規での再就職が困難になっています。そのため、全非正規雇用労働者のうち約70%は女性という実態もあります。

女性に対する就職差別も後を絶ちません。出産や家事、子育てを理由に長時間働けないからと言われた女性もいます。離職後の再就職活動で90%以上の女性が女性差別を感じたとする統計もあります。

2001年に国連社会権規約委員会が雇用の男女格差の解消など女性の地位向上に関する勧告を出しています。しかし、日本国内では女性の貧困、シングルマザーが社会問題化しています。非正規として働く女性の大半は将来不安に苦しめられています。その原因は、日本の男女平等観にあります。日本の男女平等は男並みに働くことが平等であるとされている面が強く、長時間働くことが当たり前とされ、子育てや親の介護から長時間働くことのできない人、特に女性は低賃金労働に追いやられる構造になっているのです。

では、中高年の男性労働者は恵まれているのでしょうか。50～60代で高給取りなのに、会社への貢献度合い、生産性が低い男性労働者のことを「妖精さん」と揶揄することばがあります。中高年労働者を、生産性を軸に、①いないと困る人、②いなくても困らない人、③いないほうがいい人と分けるとき、②③に該当するのが「妖精さん」で、リストラしろとする主張が比較的若い層から聞かれます。

生産性の低い人は低賃金・不安定雇用でよいとする風潮が高まっており、分断と対立はコロナ禍後一層強化されると予測できます。しかし、その最大の原因が低賃金化と社会保障削減による貧困と格差の拡大にあることは明らかです。

2 対立と分断

「青年」ということばを辞書で引くと、年齢は15歳～39歳までとされます。一方で高齢者には明確な定義がなく、法律や制度によって違うケースが見受けられます。国連の世界保健機関（WHO）の定義では、65歳以上の人のことを高齢者としており、60歳を過ぎると延長雇用に切り替わることから60歳以上を高齢者とするのが一般的です。

人にはライフステージがあり、年齢に応じて生活段階は否応なしに変化していきます。生活段階が変化すれば当然、経験も違ってくるため要求にも変化が生じます。そう考えると、年齢で区別することから対立と分断の原因があるとは言えなさそうです。では、どこに対立と分断の発生点があるのでしょうか。

西日本新聞（2月17日付）の報道で、学校の一斉休校に対する認識に世代間の分断があると表現されていました。この「分断」ということばの使われ方には違和感があります。報道では、「新型コロナウイルス感染対策として全国の小中学校や高校などに臨時休校を要請する方針を安倍晋三首相が表明したことを受け、『あなたの特命取材班』は27日夜、無料通信アプリLINE（ライン）でつながる全国約1万1千人の通信員に緊急アンケートを実施。2,251人が回答、方針への『賛成』が約65%を占めた」とありました。年代別に結果を見ると、親世代は休校の「緩和」を求める声が多く、高齢者層では「順守」を求める声が多いとも報道されています。

子育て世帯からすると、今回の一斉休校は非常に戸惑うものでした。日中は子どもが学校あるいは保育園に行っているから働くことができているため、預け先がなければ働きに出ることができません。僕のように夫婦共働きの場合はなおさらです。収入に直結する問題であるため、休校や自粛を緩和して欲しいと考えるのは当然です。

しかし、高齢者層は子育てもひと段落し、基本的には自分たちだけの生活であると考えられますし、高齢者が新型コロナウイルスに感染した場合は重症化するリスクは非常に高くなると言われていています。そのため、自粛要請を順守して欲しい、あるいは強化してもらいたいと考えるのは当然です。

つまり、各々が直面している状況と状況（感じ

方）が違うのです。青年層と高齢者層は「分断」され初めから交わることない状況に置かれていると言えますし、はじめからそのように制度設計されているとも指摘できます。お互いが自分たちのことだけしか考えていない状況、双方の状況と情況の違いを考慮することを怠れば問題の本質からは遠のいてしまうだけです。

ある青年は高校生のとき、「あなたたちは年金をもらえないと思わないほうがいい。これからは超高齢化社会になり、少ない人数（働き手）でたくさんの高齢者を支えることになる。あなたたちがもらう頃には年金はないだろう」と言われたと話してくれました。

このように、大多数の青年層は年金問題を理解してもらい以前に、自分たちが65歳になったときに年金がもらえると思うことすら難しい状況にあるのです。したがって、要求も自身が直面している子育てや賃金が中心になりがちです。

一方、年金受給者にとっては年金の増減は生活に直結する課題です。この点に分断の本質があり、対立の発生点があるのではないのでしょうか。つまり、自身の直面する課題の厳しさや制度の複雑性ゆえに、それぞれを単体で独立した問題であるかのように考えている人が多いということです。運動を進めるうえでは、世代間によってそれぞれ違う要求を統合的に捉え、社会保障の問題として提示することが分断と対立を乗り越えるためには大切です。

年金問題は社会保障として全世代に直結する問題であり、生活保護とも最低賃金ともつながっています。最低賃金が引き上げられれば、すべての労働者の賃金を底上げすることになります。そうなれば、年金受給額の引き上げにもつながってきます。このように関連させて考えることで、社会保障全体の底上げを実現できます。

3 生活にゆとりを取り戻すこと

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から一斉休校や学童保育・保育園への登園を自粛するように要請がされ、「休業等対応助成金」制度も実施されました。この制度では、子どもの風邪症状も助成の対象とされています。

せっかく制度があるのに、「緊急事態宣言は解除されたのだから、もう制度を使うのはやめた方がいい」と言う人がいます。緊急事態宣言は解除されましたが、常に感染リスクを軽減させる行動は必要となります。病院へ行けばすぐにPCR検査を実施してもらえない状況にない以上、制度を利用して子どもを休ませるなどの措置は必ず必要になります。

制度に則り休業することや権利を行使することにうしろめたさや罪悪感を抱いてしまう背景には、自己肯定感の低さがあります。自己肯定感の低さは、ありのままの自分を愛することができないことに起因します。そして、自己肯定感が低い人は、自分で考えて判断を下すことに自信を持っていないため、自分よりも立場が上の人、権威のある人の言うことなら正しいと考え、無意識のうちに依存してしまうのです。ある種の権威主義です。

年金引き下げについて政府は、「全ての人の年金を保障するために、現受給者の年金受給額を引き下げる施策を進めている。現在の年金水準を守り通せば、将来の制度維持が危うくなる」という内容の説明をします。また、慶應義塾大学の学生が中心となり開催したユース年金学会では、マクロ経済スライドについて、「現在の年金受給者が将来の年金受給者の子や孫、ひ孫世代に年金資金をできる限り多く残しておくことが目的」と説明されています。

要するに、みんな大変なのだから自分だけがわ

がままを言うてはいけない。しっかり働いてがんばろうというわけです。

しかし、冷静に考えてみると、政府の理屈はおかしいことに気づきます。受給者はあらかじめ受給額が約束されたうえで年金を納めてきたのであり、そもそも将来世代に年金財源を保障するために年金保険料を納入するわけではないからです。自分の老後の生活を守るために年金保険料は納入するのであり、財源不足を理由にした受給額引き下げには同意できるものではありません。財源不足の責任は国民にあるのではなく、年金財源をリスクの高い株式市場に投資し、不要不急の軍事費の拡大を続ける政府にあります。

それでも、政府説明に納得してしまう青年層が多いのが現実です。それは、年金について考えることが困難であると同時に、自己肯定感の低さからくる権威主義に陥っているからです。

では、自己肯定感を高めることさえできれば問題は解決するのかというと、そう簡単なことではありません。ありのままの自分を愛するためには、まずは自分自身を知らなくてはなりません。そのためには、時間的にも精神的にもゆとりがなくてははいけません。現在の労働環境を考えると、とてもそのようなゆとりはあるといえません。

では、どうしたらいいのか。やはり、憲法／人権の視点に立ち返るしかないのです。日本国憲法13条には、「すべて国民は、個人として尊重される」とあります。個人として尊重される＝「ありのままのあなたでいい」ということです。ありのままの自分でいられるように、本来国は、機会と条件を整備しないとイケないのです。その具体的な施策として社会保障制度があり、社会保障を充実させることが生活にゆとりを取り戻すことになるのです。

4 労働問題に憲法／人権の視点を

子育て世代の実体験ばかりで恐縮なのですが、夫婦共働きで、子どもを病院に連れていかねばならなくなったらとても大変です。熱を出した子を放置することはありえません。病児保育もありますが、自宅で静養した方が子どもはストレスがないため早く治ります。結果、労働者はタイム・バインド（仕事と家庭のどちらに時間を割くのかで板挟みになること）に陥ることになります

現在の労働時間は1日8時間ですが、8時間には通勤時間・休憩時間は含まれません。9時始業、終業18時の場合、拘束時間は9時間。通勤に片道30分かかるとしたら往復1時間。合計10時間拘束と考えることができます。24時間のうち10時間もの時間を働くことに費やしているというのは、冷静に考えてみればとても異常なことではないでしょうか。

コロナ禍によってIT技術を駆使した仕事が急速に拡大するようになりました。代表的なものとしてリモートワークがあります。地方から東京へ出張せずとも、会議は成り立ちますし、就職のための面接も行われています。大学の講義ですらリモートで行われています。

残念ながら、資本主義のしくみではIT技術によって業務の効率化・生産性が向上しても労働量は変わることはありません。むしろ、より労働強化されることになります。その根本的な原因のひとつは1日8時間労働制をさらに短縮する闘いができていないからです。それは端的に言って、賃金が低すぎるからです。

僕の住む岡山県の最低賃金は833円です。この金額では月収で146,608円（1日8時間、月22日働いた場合）にすぎません。そこから、社会保険料や税金などを支払えば、手元に残るお金は

10万円以下。まともな暮らしをしていくことなど不可能な水準です。そのため、残業代ナシでは生活できない労働者が多く、残業を前提として基本給を設定する企業も多い。このことが労働時間の短縮を難しくしているのです。

このとき、社会保障が今よりも充実していたらどうでしょうか。医療費、保育費、教育費、住居費、食費などが社会保障として完全に無償化されたとすると、生活にかかる費用は少なくてすみます。そうなると、生活費のために残業する必要性はなくなり、生活にゆとりを取り戻せるようになります。社会保障を充実させることの最大の利点は、働いて得る賃金だけに依存しなくてすむことです。

しかし、低賃金ゆえに鶏が先か卵が先かのジレンマに陥ってしまうため、社会保障を充実させることに注力するのが困難となっています。解決策は、憲法／人権の視点で労働問題を考えることから始めることです。

労働問題に憲法／人権の視点を盛り込むとは、人権の守られる働き方、人権が保障される賃金とはいかなることを意味するのかというように、国家権力に憲法を守らせるのではなく、自分たちの労働・生活を憲法に照らし合わせて点検することです。

いわゆる労働組合の右翼的再編により、労資（労働者×資本家階級）ではなく、労使（労働者×使用者）の関係として労働問題は一般的に考えられるようになりました。労使関係だけで考えると、職場内の問題に労働問題が矮小化されてしまいます。例えば、ある職場で長時間労働による過労死が発生したとします。

責任は長時間労働させた会社側にあることは間違いありません。長時間労働の原因はというと、賃金の低さかもしれません、顧客からの過度の要求かもしれません。顧客も下請けにすぎず、厳し

い経営状況にあるかもしれません。また、ハラスメントがあったのかもしれません。ハラスメントの場合、加害者も過剰なノルマに迫られているなど広い意味で何らかの被害者である可能性もあります。

このように突き詰めれば様々な要因があり、社会全体で解決に向けて行動しなければ根本解決には至りません。それなのに、労使関係だけでとらえると職場内の問題として思考の輪が止まってしまうのです。

現代では、資本家の姿を正確にとらえることが困難になっています。株式市場、為替市場、グローバル化によって階級性を認識することも難しくなりました。今や誰もがお金さえ払えば株主になることは可能で、大企業の取締役社長でもただの雇われでということもありうるのです。

この状況は資本家階級にとって非常に優位です。カツカツの生活に追いやることで目の前の問題にしか目が行かなくなり、社会の仕組みを変えることよりも職場内を変えること、に人々の意識を集中させることができるからです。しかし、労資関係で労働問題を見ることで社会問題としてより本質に迫ることができます。

コロナ禍によって、日本政府は国民の命も生活も守ってくれないことが明らかになりました。今こそ、世代を超えて憲法が活かされる社会を構想し、未来のビジョンを示すときではないでしょうか。コロナ禍を終えたとき憲法が活かされ、人権が守られる働き方と職場のあり方、社会保障の姿を労働組合からも要求し、促進することが求められています。

おわりに

近年、労働者よりも経営側（使用者）の方が労

働の社会的意味付けを強く考慮するようになってきました。社会的責任投資の普及によって、自社の利益しか追求しない企業は投資の対象から除外され、グローバル市場から淘汰されるという国際的な変化があるからです。SDGsやISO26000、持続可能な社会などはその代表例です。

働き方に関しても、革新的なとりくみがなされています。例をあげると、パプアニューギニア海産のフリースケジュール、旬食屋の1日100食限定戦略、そして、ティール組織論、ホラクラシー論など。このような新しい働き方のモデルを労働組合として提唱することができていないことは非常に悔しくありますが、労働者の人権、生活が保障されているかどうかなどの実態は見えません。経営側から提起されるとりくみがどれだけ革新的であろうと、生産性の向上による利益拡大が根本原理とされているからです。

職場の雰囲気、人間関係、労働時間の悩みが解消され楽しく働けるだけでは憲法／人権が活かされているとは言えません。社会生活を維持できる賃金は支払われているか、人としての尊厳が守られた労働条件であるかどうかは決定的に重要です。

憲法を活用していくためにも、自分たちの労働の社会的意味を考えながら働くことができるように労働者をサポートしていくことも進めていかないといけないのではないのでしょうか。そうすることが、社会を再構築することにつながっていくはずです。

（ゆみた さかき・全労連青年部書記次長）

「高齢者就業支援」という名の不安定就業の拡大

井之上 亮

全国労働組合総連合（全労連）が2019年に全国で行った労働相談をみると、年間15,522件の相談のうち60代以上からの相談は10.3%となっている。10年前が6.6%であり率では微増である。近年は横ばい状態が続いていて、60代以上からの労働相談は年間1,000件前後寄せられている。6月6日にいのちとくらしを守る何でも相談会実行委員会が行った電話相談では、1,217件の相談のうち60代が24.1%、70代が25.7%と、実に半数が60代以上であった。寄せられる相談の多くは、定年まで勤めていた会社の関係ではなく、派遣や非雇用で働く労働者である。働いて困ったことが起こるので相談するわけだが、すべての高齢者は本当に働きたくて働いているのか、多くは働かざるをえない状況に追い込まれているのではないだろうか。本稿では、この間の政府の雇用政策と高齢者が置かれている実態をみながら、今後ますます問われるであろう労働組合の役割について紹介する。

はじめに

今年3月末、第201回通常国会において「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が可決・成立した。この改正「一括法案」の中に「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」（以下：高年法という）が含まれている。他にも、「複数就業者に関するセーフティネットの整備等」、「失業者、育児休業者等への給付等を安定的に行うための基盤整備等」として、労災保険法、雇用保険法、労働保険徴収法、労働施策総合推進法、特別会計法などが含まれている。これらは、労働者にとって大きな影響を与えるものであり、一つひとつの法律についてていねいに議論し、法改正の際にはよりよい法律とするのが本来の国会の役割である。何本もの法律を「一括法案」として閣議決定して成立させるこの手法は、この間、安倍内閣・自公連立政権が常套手段として用いてきた。記憶に新し

いのは2019年6月に成立した「働き方改革関連法」である。一括法では、国会での審議時間は短くなり、内容を深めることも難しい。度重なる「一括法」での法改正提案・成立を行ってきた安倍政権の姿勢について、まず強く批判しておきたい。

高年法の見直しは、年金改悪と並行して進められてきた高齢者の労働力化政策を「全世代型社会保障改革」の一環として推進するものである。しかし、法律の名称にある「雇用の安定」どころか、雇用されない働き方への切り替えを容易にする仕組みも組み込まれている。

高年法の主な改正内容は、①65歳から70歳までの就業確保措置（定年の引き上げ、継続的に業務委託する制度もしくは社会貢献活動に継続的に従事できる制度のいずれかの措置）を講じることを企業の努力義務にし、②雇用保険の高年齢雇用継続給付を2025年から縮小するなど。また、同時に改正された「国民年金法等」の主な改正内容は、①老齢年金の受給開始時期の選

択肢の拡大（60歳から70歳の間を60歳から75歳に拡大）、②在職老齢年金制度の見直し、③週20～30時間働く短時間雇用労働者への社会保険（健康保険・厚生年金）適用の段階的拡大など。雇用保険法「等」の改正には、衆議院で14項目にわたる附帯決議がついた¹。

本法案が成立した3月31日に、全労連は事務局長談話を発表して政府の無責任さの指摘を行っているほか、主な改正事項について、項目ごとに評価をしているので、関連する項目について紹介しておく²。

1 生活できないなら働け——政府の雇用政策の問題点、根底には低年金

高齢者が働く姿を目にするようになって久しい。私が幼い頃（1980年代半ば）は65歳といえば立派な「老人」であったが、現在の65歳はまだまだ若いし、若者より筋力もある人だって少なくない。しかし、みんながみんな、高齢を迎えてもなお「働く」ようになったのは、果たして意欲だけなのだろうか。この間、旺盛に進められている雇用と社会保障の破壊について触れておきたい。

少しさかのぼって経過を確認すると、2012年に誕生した第2次安倍内閣は、「世界で一番企業が活躍しやすい国」を目指すと言った（13年第183国会施政方針演説）。2016年の第190回通常国会で、安倍首相は「一億総活躍への挑戦」を掲げ、「多様な働き方が可能な社会への変革」を打ち出した。労働時間について、「画一的な枠をはめる従来の労働制度を改め」「時間ではなく成果で評価する新しい労働制度を選択できるようにする」とする一方、長時間労働の抑制と年次有給休暇の取得促進を強調した。そして成立した第3次安倍第2次改造内閣は、「働き方改革」を政権の目玉政策とした。「働き方改革実行計画」は、

まるで野党のようなキーワードを使いながら、本音は使用者本位の労働政策メニューであった。

①労働基準法に時間外労働の上限規制を導入する（ただし上限は「過労死ライン」）と同時に、労働時間規制の適用除外（高度プロフェッショナル制度）の創設や「企画業務型裁量労働制の対象業務拡大」を実現する。②非正規化促進に向け従来型の均等・均衡待遇規定を整備する。「同一労働同一賃金」は言葉だけ。③雇用対策を転換し、柔軟で多様な働き方を普及する（副業・兼業、テレワーク、雇用されない働き方）。④人手不足解消のための「労働参加率の向上」政策として、女性、若者、高齢者、外国人、育児・介護や病気をもつ人も対象に社会保障制度の見直しや国家戦略特区の活用を行う……等である。

2018年6月に成立した「働き方改革推進一括法」は、実行計画のうち労働時間、均等・均衡待遇、雇用対策の見直しにかかわる多くの法律（労働基準法、労働安全衛生法、じん肺法、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法、労働契約法、雇用対策法等）の見直しを、一括で審議・採決させるもので、国会軽視の政治姿勢があらわであった。

2 政策決定プロセスにおける労働者の口封じ

18年の「働き方改革一括法」の国会審議に際し、連合は表立った国会行動をしないばかりか、「すみやかな法案成立を求める」と表明し、他の労働団体や過労死を考える家族の会、労働弁護団などと隔絶した動きをした。

安倍政権は、労働政策の起案の場を、経済財政諮問会議、産業競争力会議、規制改革会議、未来

投資会議などにおき、財界・業界関係者の要望を閣議決定し、厚生労働省・労働政策審議会に押し付ける手法をとった。労働者側委員が審議会で反対しても、「おおむね妥当」と答申がまとめられ、法案がつくられてきた。しかも、抵抗する労働側の代表を追い込む姿勢も見せた。労働者代表委員を独占している連合に対し、多様な労働者の意見を反映できているのかと委員外しを匂わせた揺さぶりをかけつつ、官邸の判断次第で労働政策審議会をとさずに労働立法を策定することも可能なよう、従来の慣行を切り替える規則を大臣告示で決定した。労働者側委員を強い反対ができない立場へと追い込んだ。

「一億総活躍社会」は、2019年末から「全世代型社会保障改革」のフレームに位置付けられた。全世代型社会保障改革は、徹底した給付水準の引き下げと利用者（患者）負担増を押し付けるものである。これは、2012年に民主・自民・公明の三党協議で成立した社会保障改革推進法による、国民相互の助け合い（自助・共助）を基本路線に進めるものであり、日本国憲法で明記された第25条1項の生存権、2項の社会福祉・社会保障における責任と向上に努める国の責任を投げ捨て、高齢者も子どもも、まさしく「全世代」において国の責任による社会保障から切り捨てる内容である。

2019年12月にまとめられた「全世代型社会保障検討会議・中間報告」は、「人生100年時代」や「1億総活躍社会」などの言葉が用いられ、「生涯現役（エイジフリー）で活躍できる社会」を目指す」と記された。言葉は前向きだが、結局、高齢、出産、子育て、病気罹患など人生のどのような段階・局面であっても、極力、社会保障に頼らず、自己責任＝多様な働き方（就労・就業）でしのごことを基本とする社会づくりが目指されていることがわかる。

政府の労働政策の本音を、わかりやすく示しているのが、2016年8月に厚生労働省がまとめた『働き方の未来2035：一人ひとりが輝くために』だ。そこには、「2035年には、個人が、より多様な働き方ができ、企業や経営者などとの対等な契約によって、自律的に活動できる社会に大きく変わっている」と書かれ、「すべての働くという活動も、相手方と契約を結ぶ以上は、民法が基礎になる。当事者間の自由で対等な契約が存在する場合には、その枠組みの下で、自由な経済活動と競争が起こり、それぞれが、精神的な充実感等の非金銭的なものも含めて、多様な目的をもって充実した活動ができるのが、理想的な形」とまとめられている。一人ひとりが輝く働き方とうたいながら、その本質は、非正規雇用や雇用によらない「雇用類似」の働き方の拡大というものである。

雇用は、正規6割：非正規4割という二元格差構造から、無限定正社員、限定正社員、有期契約労働者、パートタイム労働者、派遣労働者、請負・業務委託労働者等といった多様な契約形態の労働者による重層的格差構造へと変わりつつある。ここに外国人技能実習生や特定技能労働者、留学生（の在留資格による労働者）も加わり、労働者間の分断が進み、職場での団結はよりしにくくなっている。経団連が毎年発表しているこの間の「経営労働政策特別委員会報告」でも、2040年には全労働者の3分の2を非正規雇用労働者に転換すると位置づけられており、近年の非正規雇用労働者の増加を産み出す要因となっている。

社会保障については、生活保護の切り捨てが進み、年金は引き下げられ、経済財政諮問会議において後期高齢者の窓口負担2割化が明記されるなど、破壊が推し進められている。他方で、軍事費は毎年増加し、2020年度予算では5兆3,133億円とまでなった。国民の反対が根強く何度も延期となった消費税の10%増税も強行された。2012年

に「税と社会保障の一体改革」の関連法が成立したが、お金（国民の税金）の集め方と使い方もしっかり見極める必要がある。

3 高齢労働者の置かれている現状

日本の総人口は、2019年8月20日公表値で、1億2,625万人となっている。そのうち高齢者は3,572万人で（人口統計では65歳以上を高齢者とする）、高齢化率は28.3%である。

高齢就業者は、2018年現在862万人で、就業者総数に占める割合は12.9%。また、安倍内閣の6年間（2012年→2018年）で266万人増え、1.45倍に増加した（総務省「労働力調査」）。これは安倍内閣による年金水準の引き下げが大きな原因である。

特例水準の廃止とマクロ経済スライドの発動によって、安倍内閣の7年間で物価が5.9%上がったにもかかわらず、年金は名目0.5%の減で、実質6.4%も切り下げられている（日本年金者組合試算）。

高齢者の就業率は、2018年で、60歳前半（60～64歳）で68.8%（男性81.1%、女性56.1%）、60歳後半（65～69歳）で46.6%（男性57.2%、女性36.6%）、70歳以上で16.1%（男性23.1%、女性11.3%）となっている（総務省「労働力調査」）。これは、欧米と比べても飛びぬけて高い数字である。

高齢者の就業理由は、60歳前半では「生活の糧を得るため」がトップ（男性73.4%、女性65.1%）で、60歳後半では、男性が「生活の糧を得るため」56.0%、「生きがい、社会参加のため」52.2%、「健康にいいから」51.7%の順、女性では「いきがい」51.6%、「健康」45.2%、「生活の糧」39.5%の順となっている（労働政策研究・研修機構「高齢者の継続雇用等、就業自体に関する調査」、2011年）。いずれにせよ、60歳前半では「年

金が少ないor支給されない」、60歳後半では「年金だけでは生活できない」というのが、高齢者が働かざるをえない基本的原因となっている。

また、高齢労働の問題は、低賃金で労働条件が劣悪で雇用が不安定な「非正規雇用が多い」ことである。労働者全体では非正規労働者率は37.8%なのに対し、高齢労働者では76.3%となっている（総務省「労働力調査」、2018年）。そして労災の発生率が高いことが特筆すべき点である。労働災害における休業4日以上の死傷者数における60歳以上の労働者の占める割合は2008年の18%から26%と増加している。また、20代後半の労災発生率（千人率）が男性2.05人、女性0.82人に対し、60歳代後半では男性が4.06人、女性が4.00人と、男性で1.98倍、女性で4.87倍にも及んでいる（総務省「労働力調査」および厚労省「労働者死傷病報告」）。

4 老齢年金と高齢者の生活の現実

昨年、金融庁報告書の「老後資産が2,000万円不足」が話題となったが、あれは厚生労働省のモデル世帯の話であり、実際には女性世帯や国民年金の世帯を中心としてもっと深刻な状態にあると言える。

老齢年金の平均受給額は、厚生年金で145,865円、国民年金で55,708円である。厚生年金でも65歳以上の男性の平均受給額が172,742円なのに対し、女性は108,756円に過ぎない（女性の受給額の平均は男性の62.96%）（厚労省年金局「2018年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」）。

一般世帯の貧困率15.6%に対し、高齢者のいる世帯の貧困率は27.0%である。特に単身世帯になると、男性単身世帯では36.3%、女性単身世帯では56.2%にも及ぶ。

ちなみに、厚生労働省が発表した2020年度の

新規裁定者のモデル厚生年金額は155,583円である。平均標準報酬額は43.9万円なので、所得代替率は36.2%に過ぎない。1985年の年金改悪前の所得代替率は75.5%だったので、この35年間で年金水準は半分以下に切り下げられたことになる。高齢者の貧困は、歴代の自民党政治の年金改悪が原因であることは明白だ。年金を含めた社会保障がこの間の安倍政権によってさらに切り崩されている。全世代型社会保障改革は、高齢者も子どもも切り捨てられ、まさしく全世代にわたる社会保障「改悪」となる内容だ。

5 年金支給開始年齢65歳引き上げと高年法による60歳前半の雇用の現実

改定前の高年法にもとづく「高齢者雇用確保措置」の実施状況は、実施企業は99.8%だが、その内訳は「継続雇用制度の導入」が79.3%で、「定年の引き上げ」18.1%と「定年制の廃止」は2.6%にすぎない（厚労省「高年者の雇用状況」、2018年）。継続雇用の大半は、再雇用による非正規化である。60代前半の継続雇用者の雇用形態は、「正社員」41.6%、「嘱託・契約社員」57.9%、「パート・アルバイト」25.1%となっている（労働政策研究・研修機構の「高齢者の雇用に関する企業調査」・2019年より）。「仕事の内容」はどうかというと、「定年前とまったく同じ仕事」が44.2%、「定年前と同じ仕事だが責任の重さが軽くなる」が38.4%なのにもかかわらず、「賃金水準」は、60歳直前を100として61歳時点の賃金水準が78.7%と2割以上も下がっているという結果が出た。高年法の規定の不十分さ（＝規制の弱さ）が、60歳前半の高年齢労働者の“非正規化”（＝大幅な賃金ダウンと労働条件の悪化、雇用の不安定化）を許したことは間違いない上に、同じ仕事でも差別的な処遇に落とし込んだと言えるだろう。

6 雇用によらない働き方を高齢者から促進。いずれは労働者全体に拡大

改正高年法では、60歳後半の高齢者に「高年齢者就業確保措置」（“雇用”確保措置でないことに注意）を講じることが企業の“努力義務”（＝努力すればよく、結果は問われない義務）とされた。「65歳定年の企業」が16.1%（労働者301人以上の企業が9.4%、31～300人の企業が16.8%）、「66歳以上も働ける制度のある企業」が27.6%（大企業21.8%、中小企業28.2%）という現状（厚労省「高年齢者の雇用状況」、2018年）のもとで、60歳後半は“雇用以外の請負や委任でもよい”（＝労働基準法や労働安全衛生法などの労働者保護法の適用外とされ、労災補償も受けられない）となれば、どんな酷いことになるかは火を見るより明らかだ。高年齢者の身体機能は向上しており、経済的に問題なくても働き続けることを希望する高齢者もいる。その点から見れば、65歳以降においても就業の機会を企業が確保すること自体は悪いことではない。しかし、今回の法律は、「働きたい人には希望に沿った働く場を提供し、働きたくない、働くことができない人には就労しなくても生活できる環境を整備する」制度ではない。日本を「高齢まで働かざるを得ない社会」にしている政府の方針にメスを入れていく必要がある。政府・財界が何を言っているか、どのような社会をつくりあげようとしているかを見極め、様々なことを複合的に相関関係でとらえ、「高齢者が安全に、安心して働ける環境」をつくる必要がある。

請負や非雇用の働かせ方の合法化は、現在は高年齢労働者に限られているが、これが進めば、その先は対象年齢（世代）の拡大が狙われる。「65歳以上ができるのだから…」とはじまり、労働者

間で分断を生み出し、不公平論を用いて、ゆくゆくは全ての世代に広げる目論見だろう。今でも政府・財界は「少子高齢化で大変だ、労働力の確保を」と言いながら、若者は結婚もできず、結婚しても子どもを産み育てられないような状況は一向に改善されないまま、自己責任論だけ押し付けられ、高齢者は年金が引き下げられ、嫌でも、生きるために仕方なく働かざるを得ない状況が作り出されている。就業機会の確保とと言いながら低賃金で、雇用も守られない。高年法の見直しや、一連の法制度改革についての安倍政権の本音を、私たちは見抜かねばならない。少子高齢化、労働人口の減少を口実に高齢者雇用を拡大させながら、社会保障は削減し、軍事費（防衛費）は増大し続けている。国民生活関連予算は削減しながら庶民増税を進め、消費税を10%まで上げた。それでは飽き足らず、さらなる社会保障切り捨てと庶民増税、雇用破壊を推し進めているのが現在の状況である。

7 今後問われる労働組合の役割

私は、全労連の前は建設労働組合（川崎北部建職連組合＝全建総連加盟）で専従をしていた。そこでは、労働法の保護はもちろん、最賃も適用されず、労災すら自己責任にさせられながらも、実質は元下請関係による支配の中において、本来は労働者とされるべき人たちが多数存在した。「現場で事故にあったけど、元請に知られたら仕事が来なくなるから、何とか健康保険で対応してほしい」などという相談は日常茶飯事だった（無論、それは労災隠しであり、しっかり労災にしてもらうのだが）。今回の新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置を通じて、フリーランスや個人事業主が、いかに保障がなく、労働者保護の対象外であることが如実に見え、恐ろしさをおぼえた人は

多いのではないだろうか。

私が見てきた組織を構成する組合員や、組合事務所へ相談しに来る労働者の高齢者の割合は低くはなく、シルバー人材センターなどを介して働いている人からの相談も一定あった。建設業界は請負や個人事業主、一人親方などが多い特殊な業界だが、この様な働き方を、高齢者の働かせ方を皮切りに、多くの産業で、全世代にわたって波及させられようとしている。財界や政府の今後の狙いとの関係でも、労働者性がますます争点化されることが予想される。そのようなときに、労働組合の姿勢が問われるだろう。フリーランスや個人事業主であっても、実態を見て労働者性を主張していくことが重要となる。一部の組織を除き、近年まで非正規雇用労働者やフリーランサーを組織化してこなかった労働組合は少なからずあったし、現在でも存在するが、ここに高齢者が加われば、これまで以上に労働組合の真価が問われるだろう。

私は、そもそもすべての労働者は正規雇用であり、定年を迎えたら誰しも安心して幸せに余生を過ごすことが普通のこととなるべきで、たとえ短時間労働者であってもそれは同様だと考えている。非正規雇用そのものを否定するわけではなく、余力があって副業したい人、非正規雇用でも定年後に働きたいという人がいることは理解しているし、働く意欲については歓迎すべきだろう。しかし、そうした人たちが不幸な目に合わないための法整備（労働者保護）の現状は、決して充分とはいえない。

全労連は、労働者保護の観点から、労基法の解釈を広げ、適用される労働者を拡大し、非正規労働者においても、真の同一労働同一賃金を実現するべく運動している。高齢者はもちろん、8時間働けば誰もが安心して暮らせる社会の実現のため、さらなる運動の前進が求められる。

（いのうえ りょう・全労連事務局）

- 1 雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（2020年3月18日、衆議院厚生労働委員会）
http://www.shugin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/kourouFAD8F1D7BD7EB0014925853400216BDB.htm を参照。
- 2 主な「改正」事項 ⇒全労連評価（○賛成、×反対）
 - ① 70歳までの雇用・就業機会の確保（高年法第10条の2）
 - ※ 60代前半までは雇用確保措置義務に加え、65歳から70歳までの雇用・就業確保措置を、努力義務化する。年金支給開始年齢の引上げと連動した高齢者の労働力化政策。
 - ⇒ × 業務委託、創業、有償ボランティアを「雇用安定政策」の選択肢に含めるべきでない。高齢者を労働法の保護規定から外すなど、言語道断。廃案とするべき。少なくとも、雇用以外の選択肢は削除するべき。
 - ⇒ × 政府は「働く意欲のある高齢者」を強調し、「働くことができない高齢者」を切り捨てることで、誰もが嫌でも働かざるを得ない状況を作ろうとしている。このことにより、高齢労働者全体の労働・就業条件が悪化する可能性がある。まずは、安心して暮らせる年金を確立すべき。年金支給額を引き下げるマクロ経済スライドは廃止し、年金支給開始年齢の引き上げの検討は中止すべき。
 - ⇒ × 法案には明記されていないが、65歳以上については労働者が雇用を希望しても、使用者が選別排除できる旨、建議に書かれている。働く条件のある労働者の希望に応じた、「まともな労働条件での雇用」を確保するものとすべき。
 - ② 高齢雇用継続給付金の削減（後に廃止）（雇用保険法第61条第5項、6項）
 - ※ 2024年まで現状維持、25年以降は給付率を15%から10%に低減（※今回の法案にはないが、30年には廃止の方向）。
 - ⇒ × 高齢者を就業に追い込みつつ、賃金水準の低下を補填するための収入確保制度を改悪することは認めがたい。多くの企業で活用され、既に定着している制度であることや、雇用保険会計の状況からみて減らす必要がないこと、削減によって企業に賃金体系の改悪を促す可能性があることから、削減は中止すべき（40～50代からの賃金カーブの抑制で高齢時の人件費捻出など）。
 - ③ 65歳以上の高齢者就業機会確保措置への助成（雇用保険法第62条第1項）
 - ※ 雇用保険二事業で助成金大盤振る舞い？
 - ⇒ ○ 法律には助成の具体策は明記されていないが、実際に高齢者雇用を実現した使用者に対し、労働者の賃金・労働条件の拡充に資する助成をするものとすべき。制度を仲介する使用者でない事業者（雇用仲介事業者）には助成しないものとすべき。

〈研究ノート〉

2020年最低生計費調査のまとめ

中澤秀一

はじめに

本稿は、2020年7月に公表された茨城、岡山、沖縄、長野の4県の最低生計費調査結果の特徴をまとめたものである。

新型コロナの影響を受け、2020年度の最低賃金について中央最低賃金審議会は引き上げ額の目安の提示を見送った。その後の地方審議会での議論を経て多くの県が+1円～3円の上乗せを決定したが、昨年度までと比較すると大幅引き上げの流れはストップした。

かねてより全労連および地域組織は継続的にマーケット・バスケット方式による最低生計費調査を行っており、その結果を最低賃金の全国一律1,500円引き上げの根拠として活用してきた（調査の詳細については、本誌No.105掲載拙稿「最

低生計費調査から見た現行最賃の問題点」を参照のこと）。最低生計費調査を実施した都道府県では、地方審議会が示した改定額に対して強い確信をもって異議申し立てが行われているところである。

1 全国どこでも時給1500円以上が必要……

表は、4県の調査結果をまとめたものである。参考までに2019年に公表された東京都北区の結果も掲載してある。

25歳単身世帯の最低生計費（税・社会保険料込み）は月額25万円前後であり、中央最賃審議会が用いる月173.8時間の所定内労働時間（法的に許される最長の所定内労働時間）で換算すると、1,400円以上となった。現行の各県の最低賃金額は沖縄＝790円、岡山＝833円、長野＝848円、

表 最低生計費試算調査若年単身世帯総括表（2020年調査）

都道府県名	茨城県		長野県		岡山県		沖縄県		東京都（参考）	
自治体名	水戸市		長野市		岡山市		那覇市		北区	
性別	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
最賃ランク	B		B		C		D		A	
消費支出	179,910	178,147	183,113	184,772	180,404	186,105	179,439	182,095	179,804	176,824
食費	41,967	32,985	41,323	32,926	40,333	33,993	41,266	33,200	44,361	35,858
住居費	36,458	36,458	40,625	40,625	35,417	35,417	36,458	36,458	57,292	57,292
水道・光熱	7,546	7,356	7,298	7,114	7,273	11,491	8,764	10,424	6,955	6,780
家具・家事用品	3,265	3,222	4,342	4,937	4,032	4,297	3,826	3,851	2,540	2,703
被服・履物	8,440	6,719	7,522	7,406	6,575	7,701	5,021	3,339	6,806	5,302
保健医療	1,002	2,866	1,026	2,934	1,094	2,352	1,142	3,643	1,009	2,885
交通・通信	29,990	32,481	29,359	31,799	33,384	33,384	33,794	33,794	12,075	12,075
教養・娯楽	28,534	28,630	26,393	26,393	25,454	25,547	25,620	25,177	25,577	25,613
その他	22,708	27,430	25,225	30,638	26,842	31,923	23,548	32,209	23,189	28,316
非消費支出	55,177	55,177	53,399	53,399	50,107	50,107	48,977	48,977	51,938	51,938
予備費	17,900	17,800	18,300	18,400	18,000	18,600	17,900	18,200	17,900	17,600
最低生計費	197,810	195,947	201,413	203,172	198,404	204,705	197,339	200,295	197,704	194,424
(月額)	税抜	252,987	251,124	254,812	256,571	248,511	254,812	246,316	249,272	249,642
	税込	3,035,844	3,013,488	3,057,744	3,078,852	2,982,132	3,057,744	2,955,792	2,991,264	2,995,704
年額(税込)		1,687	1,674	1,699	1,710	1,657	1,699	1,642	1,664	1,642
月150時間換算		1,456	1,445	1,466	1,476	1,430	1,466	1,417	1,434	1,436
月173.8時間換算										
2019年最低賃金額		849	848	833	790	1,013				

(注1) 東京都調査は2019年に実施。茨城県調査と長野県調査については軽自動車所有モデルでの比較。

(注2) 25歳単身・賃貸ワンルームマンション・アパート(25㎡)に居住という条件で試算。

(注3) その他には理美容品費、理美容サービス費、身の回り用品費、交際費、自由裁量費(1ヵ月6,000円)を含む。

(注4) 非消費支出=所得税+住民税+社会保険料

茨城=849円であり、今回の調査結果とは600円以上の隔りがある。さらに、人間らしい生活と両立させるような労働時間=月150時間(年間1,800時間)で換算すると、1,600円以上となり、最低賃金額との格差はますます拡大する。今回の4県の調査結果は、最低賃金額では一人暮らしの若者が普通に生活することは難しいことを示した。

また、今回の4県の最低生計費は、これまでに実施された調査から試算された最低生計費と大きな差がなかった(図を参照のこと)。大都市と地方都市との最低生計費には大きな差はないのである。東京都北区の結果と比較してみると、このことが確認できる。生計費の内容で特徴的なのが、住居費と交通費である。東京都北区のほうが住居費が高いが、公共交通機関が発達しているため交通費が低く抑えられているいっぽうで、他の4市は自家用車を所有したことで住居費の低い分が相殺されてしまい、同レベルの最低生計費となっている。つまり、最低賃金は都道府県別に定められるべきではなく、全国一律の制度にすべきである。

少なくとも最低賃金の地域間格差は、最低生計費ほどの格差に是正されるべきである。

まとめると、今回の4つの調査結果もまた、最低賃金を全国一律で1,500円以上に引き上げる根拠となったのである。

2 各県の調査について

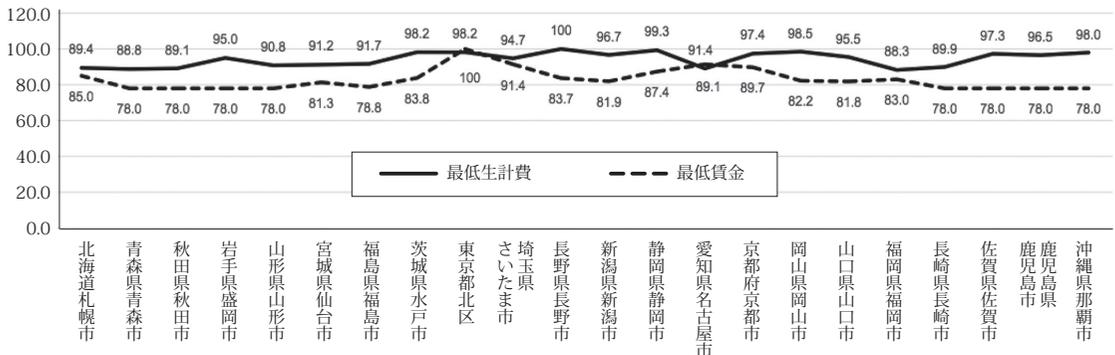
(1) 岡山県調査について

岡山県岡山市は、4市のなかでは比較的、公共交通機関が整備されているので、「自家用車」を所有しないパターンも選択できたのかもしれない。そうすれば生計費は低く抑えられただろう。しかし、岡山市内といえども縦横無尽で交通網が広がっているわけではないので、自動車を所有しなければ通勤や買い物、レジャーなどが困難になり、やはり自動車を所有することが現実的な選択であると言えるだろう。

(2) 長野県調査について

今回は軽自動車所有ケースの結果を掲載したが、実は普通自動車を所有するケースでも試算を

図 最低生計費および最低賃金額の格差の比較



(注) 最低生計費は長野市=100としたときの、最低賃金は東京都=100としたときの、それぞれの指数をグラフ化したもの。

行っている（アンケート調査では、一人暮らしの若者は普通自動車のほうが所有率が高かった）。冬場の雪道での走行を考えると、普通自動車のほうがリアリティがあるのかもしれない。ちなみに、普通自動車だと軽自動車より1万3,000円ほど交通費が上乘せされる。また、長野調査では一人暮らしの若者のデータを748部も集めることができた。組織全体に、調査の意義を浸透させることができたことの表れであろう。

(3) 沖縄県調査について

沖縄県の県民所得は最下位層に属するが、生活にかかる費用が低いわけではないことが、今回の調査で改めてはっきりと示された。自動車を所有させた他県と同様の生計費構造であった。また、県外への旅行（帰省）は必然的に航空機を使わざるをえないことから、他の地域よりも旅行費用がかかることは沖縄の生計費の特徴と言えるだろう。

今回の調査結果を受けて、8月5日付『沖縄タイムス』では、「[最低生計費調査] 最賃引き上げに生かせ」と題して、沖縄県調査の結果を紹介し、誰もが普通に働けば、普通の生活ができる最低賃金の保障が必要だと提言している。画期的な出来事である。

(4) 茨城県調査について

長野県と同様に茨城県も普通自動車を所有するパターンでも試算を行った。自動車が必需品であ

ると、交通費が生計費の大きな部分を占めることになるのは、従前の調査結果と変わらない。

なお、茨城県調査については、茨城大学人文社会科学部の長田華子准教授（アジア経済論）のゼミ生10人が分析および結果公表に協力していた。学生の立場から調査を通じて感じたことを記者会見で述べている。4年生の戸澤琴音さんは、「私たちが学生の立場から調査をし、それに関して抱いた率直な感想を記者会見の場で伝えられてよかった。メディアを通して、特に私たちと同じ世代である若者にこの事実を知ってもらい、少しでも興味を持ってもらう事によって、最低賃金引き上げの第一歩になればよいと感じている」と感想を述べてくれている。長田ゼミ生の皆さんに感謝申し上げたい。

おわりに

監修者として最低生計費調査に関わって10年ほどになるが、本調査が労働組合員に確信をもたらしていることを年ごとに強く感じている。この確信がさらに広がっていくことを願っている。最後に、コロナ禍のなかで調査をやり遂げた関係者の皆さんに敬意を表したい。

(なかざわ しゅういち・静岡県立大学短期大学部、労働総研常任理事)

..... 労働戦線NOW

検証・コロナ禍の史上異例な労働運動と成果

全労連、連合、野党などポストコロナの政治経済変革へ
「全国一律最賃、1500円」も政労使の重要課題

青山 悠

労働運動は新型コロナウイルス禍にみまわれ、史上特異な取り組みとなっている。世界的な問題だが、とりわけ日本は賃金・雇用・福祉・医療破壊など規制緩和の影響で事態はより深刻だ。政府の後手の対策に対し、組合、市民の運動による成果もみられる。今後、ポストコロナの新たな政治経済社会の変革も大きな課題だ。コロナ禍でも中小春闘は健闘し、最賃引き上げもポストコロナ政策に関わる政労使の重要な課題となっている。歴史に残る運動にスポットを当て、成果を検証した。

■ 集会・会議の中止が続出し、ネット配信も

コロナ感染は日本では2月から拡大し始め、4月にコロナ特措法制定と全国に緊急事態宣言が発令され、5月25日に解除された。

この間、政府・自治体による外出・集会自粛や公園など公的施設の使用中止とあいまって、組合では集会や会議の中止・延期が続出し、新たなネット集会など変形した取り組みが展開された。

集会では、最初に連合が3月3日の春闘集会と街頭宣伝も中止して初めてデジタル集会和動画を配信した。春闘65年、連合31年で初めてである。各産別の集集中止も相次いだ。

金属労協は44年の春闘で初めてweb会見を行い、連合も4月16日からZoom会見に変え、大会に次ぐ機関会議となる6月3日の中央委員会

は書面審議となった。

全労連は3月5日の春闘集会を中止したが、都内の街頭宣伝に切りかえた。4月15日にはコロナ対応で駅前宣伝と街頭労働相談を行い、愛労連など各地方でも街頭宣伝が行われた。

第91回中央メーデーも歴史にとどめておくべき史上異例な式典となった。連合は4月27日、会長、事務局長ら幹部3人の本部室内式典を15分のネット配信にとどめた(昨年参加は約4万人)。

全労連は5月1日、第91回メーデーを本部からネット配信し、約1時間で最高視聴者は1,135人(5月9日で2.2万人再生)。医労連、最賃運動など4団体が決意表明し、全労協議長、共産党、海外の米、仏、伊、韓国のナショナルセンターなどが連帯ビデオメッセージを寄せた(昨年参加は2万8,000人)。神奈川などは駅前宣伝を行った。

全労協などは日比谷第91回メーデーを5月1日、東京・全水道会館で行い、ネット配信(30分式典で最高視聴者は172人)の後、約80人でJR駅前アピールも行った(昨年参加は7,000人)。

メーデー100年、日本では91回目。戦時下で1936年から9年間、禁止されたことはあるが、ウイルスによる集会、デモなし式典は史上初の異例メーデーとなった。

■ 深刻な電話相談と組成果

コロナ解雇・雇止めなどは「10年前のリーマンショックの年越し派遣村より大きく変わり、深刻な事態」といわれている。

会社から休業を告げられた労働者は4月で597万人と前年同月より420万人多く、リーマンショック直後のピークだった153万人の約4倍にのぼり、過去最多を記録している。非正規労働者は前年同月より97万人も激減し、このうち女性が71万人を占める。新規求人も22%減少した。

全労連の2回目の労働相談は4月18日に行われ、前年同期より1.5倍の350件に達した。内容は解雇(93件)や休業補償、賃下げなどである。非正規雇用が53%と多いが、リーマンショック時の製造業派遣切りから、今回は多様な派遣切りとなり、正規雇用も29%を占めているのが特徴だ。

連合が3月30日から2日間行った労働相談にも全国から168件の問い合わせがあり、昨年4月比では2倍の約2,000件に達した。日本労働弁護団も全国一斉ホットラインを4月5日を中心に実施。東京では賃金不払い(33件)、休業・休暇(17件)など121件の相談が寄せられ、6台の電話は終日、ほぼ鳴りっぱなしとなった。

反貧困ネットなど23団体が3月に結成した「いのちと暮らしを守る何でも相談会実行委員会」は4月18、19の両日、全国31カ所で相談会を行い、個人事業主やフリーランス、パート・アルバイトで働く人々から5,009件の相談が寄せられた。

運動の成果もみられる。タクシー会社のロイヤルリムジングループはコロナで乗客減少などを口実に従業員全員、約600人に退職強要を迫ったが、自交総連の組合員は交渉で撤回させ、雇用調整助成金の活用による企業継続で合意した。

大手立食いそばチェーン「名代 富士そば」の従業員は、コロナ感染対策による勤務シフト削減

分の休業補償を求めて首都圏青年ユニオンに加入して会社と交渉し、100%補償の回答を得た。

全国医師ユニオンや医労連などが要請していたコロナに感染した医師などに対し、厚労省から原則として労災補償の対象になるとの通達を実現させている。

全労連の労働相談でも飲食店で働くパート労働者が突然解雇され、4人が組合に加入し交渉して解決(奈労連)。連合・全国ユニオンの千葉「なのはなユニオン」はディズニーキャストの休業補償を6割から8割に増額させている。また中立系の総合サポートユニオンはコナミスポーツクラブの非正規インストラクターへの休業手当支給を勝ち取っている。

UAゼンセンは、コロナによる休業や営業時間短縮をした企業の組合員を、加盟組合のある企業に就労紹介し、ワタミグループなど合計6組合が活用。多様業種の複合産別の強みを見せている。

■ 政府要請でも多くの団体が成果

政府要請は多くの団体がいき、成果をあげている。連合は6月までに4回、全労連は7月までに5回の要請や提言を行った。両組織とも内容はほぼ共通しており、一斉休校に伴う休業助成金や休業に伴う雇用調整助成金の拡充、内定取消、中小企業支援などである。連合、全労連など各産別、地方も関係省庁に要請している。

医療崩壊にさらされている医労連は4月25日、全国152病院の実態調査を発表し、医師・看護師・医療器具確保など第3次緊急要請を行った。森田しのぶ委員長は「これまでの効率最優先の医療政策、公衆衛生の縮小政策の誤りが露呈している。命を最優先の対策を」と強調。5月28日には医療5団体の医団連がコロナによる経営危機の調査を発表し、4分の3が資金破綻の深刻さを指摘。「医療機関は崩壊・倒産の危機。国民の命を守る

ため、国の財政援助拡大を」「医療従事者は一時金削減、手当もカットされ、要員確保・保護へ減収分の公費支援を」と政府に緊急第2次要請を行った。

研究者や弁護士でつくる「非正規労働者の権利実現全国会議」もアンケート調査を実施し、2週間で約300件の回答が寄せられ、4月6日に国に対してフリーランスなどへの所得補償の提言書を提出した。その他、中央労福協、奨学金問題対策全国会議、「移住者と連帯する全国ネットワーク」（移住連）なども政府に支援を要請した。

運動の成果では「外出自粛・休業要請と補償は一体」のもとに政府政策を改善。雇用調整助成金の申請簡素化や上限改善（助成率と8,330円から1万5,000円へ）や全国民1人10万円給付への予算組み替え、フリーランス支援、俳優やフリーターへの労災保険特例の拡大検討、学生支援、家賃補助、PCR検査の拡大などを実現させている。生活保護でも「稼働能力」「働ける場」の要件緩和と申請手続きの簡素化で東京など13都道府県の申請件数は昨年4月より3割増となっている。

■ ポストコロナへ全労連、連合が政策変革へ

ポストコロナの新たな政治経済社会のあり方も国内外の労組、野党などで検討され始めた。

国際労働組合総連合（ITUC）は世界に広がったコロナ感染は「これまでのグローバル化モデルは失敗だったことが明らかになった」として、「公的な医療制度が緊縮政策によって弱められ、働く者の権利侵害が進んだことだ」と指摘。国際労働機関（ILO）も「各国で雇用と労働条件を守る適正な緊急政策が必要」と提起している。

全労連は7月の大会議案で「新型コロナウイルス感染終息後の社会を展望する」と題した政策概略を提起した。骨子は、コロナ感染拡大は新自由主義に基づく「市場原理主義」の誤りであり、日

本の政治・経済・財政を労働者や中小企業を中心とするものに根本的に変革することを提起。これまでの運動で実現させた政府、自治体の支援措置を臨時的でなく恒常的な制度として確立させることも重視している。さらに世論は変化しており、政権を変える機会として大企業・富裕層優先の政治の転換をめざし、憲法を守り、民主的で人権擁護の政権樹立に奮闘するとしている。

連合は5月21日の中執会議と6月3日の中央委員会で、コロナ後を含む政策を確認した。骨子は、すべての働く者・生活者の命と雇用を守るため、雇用、生活、経済を3本柱として総がかりで取り組みを推進。社会の構造変化を促し、「働くことを軸とする安心社会」の構築を提起している。

全労協は政財界の「新しい働き方に潜む危険」などを指摘し、「コロナ後の危機を見据えた闘い」（機関紙・全労協6月1日付）を呼びかけている。

■ 新自由主義脱却と政治転換へ野党共闘

野党では日本共産党の志位和夫委員長と立憲民主党の枝野幸男代表が5月28日、インターネット番組でポストコロナを展望した共闘について対談。志位氏はコロナ危機のもとで「世界でも日本でも新自由主義が破綻した。市場原理主義、規制緩和万能、福祉切り捨て、自己責任の押し付けの社会でいいのかと、多くの人が感じ始めている」と強調。政治の転換のために、野党が魅力ある新しい政治の旗印を示すことが不可欠と提唱。野党共闘で積み上げてきた13項目の共通政策の合意に加え「ポストコロナを展望して、自己責任でなく、人々が支えあう社会をめざし、豊かなビジョンを作りたい」と提起した。

枝野氏も「人々が支えあい、適切な再配分を行う社会と政治のあり方が必要だ」と述べ、「新自由主義型の社会を抜け出し、信頼できる機能する政府、環境問題を含めて未来志向の経済」などの

「枝野私案」を示した。両氏とも「小さな政府」という言い方で社会保障を削り、自治体合併を進め、公的セクターを削っているやり方が失敗したなどでも一致した。

立民、国民両党も連合の神津会長の提起を受け、次期衆院選も視野に「新たな経済・社会のあり方の構想」と健全な社会変化への「日本の将来ビジョン」で3者間の共通政策をめざしている。

一方、経団連など財界は、世界同時不況といわれ、日本でも成長率が20年にマイナス2.2%と大幅な減速も予測。業種でばらつきがみられるが、上場企業の1～3月は純利益が32%減少し、内需・外需の総崩れに危機感を表明している。

ポストコロナについては「社会の姿も変化」するとして、経団連の中西宏明会長は「グローバル化、デジタルと Society5.0 の実現を加速させる」と表明。経営側からはテレワークの拡大などを踏まえ、成果と効率化と生産性向上へ個人の人事評価を強めるとの見解も見られ、グローバル化の国際競争、効率優先への反省は見られない。

■ ドイツと日本の安倍政権失政との違い

コロナ危機は、新自由主義に基づく規制緩和とグローバル経済の失政の結果とされている。

新自由主義については、「これまで効率的で正しいとされてきた新自由主義的な経済政策は、人間の生命を守らないし、いざとなれば結局、経済自体をストップすることでしか対応できないことが明らかになった」（フランスの歴史家エマニュエル・トッド氏、朝日新聞5月23日）との提言もみられる。

国際的にも国によってコロナ政策で大きな違いがみられる。ドイツではメルケル首相が3月18日のコロナ演説で移動の自由の尊厳と規制に関して、「政府は雇用を守るために可能なことはすべて行い、必要なものはすべて投入し実行に移す予

定です」と述べ、各企業の従業員に3カ月で最大9,000～1万5,000ユーロ（105万～175万円）の給付金を支給した。医療体制も国内に集中医療施設があり、各地の保健衛生当局の準備も早く大量の検査体制で感染経路を掌握した。消費税も3%引き下げ、経済回復を図る方針だ。韓国では米兵器購入を先送りしてコロナ対策費にも充てている。

ところが日本の安倍政権は、「補償なき休業要請・外出自粛」を柱とする自助努力型の緊急事態宣言を発令。後手政策の結果、「医療崩壊」をはじめ、コロナ失政の象徴とされる欠陥商品のあった2枚のマスク運配や給付金・助成金の支給遅れと手続きトラブル、給付金の民間委託疑惑などで迷走している。補正予算では税制民主主義を踏みにじり、米兵器の「爆買い」や県議選で敗れても沖縄辺野古基地の建設強行など暴政は止まらない。世論調査でも安倍政権のコロナ対策を「評価しない」が60～76%と国民の大半を占めている。

ポストコロナ政策では、新自由主義による規制緩和や効率最優先から、暮らしと命を守ることを第一とする政治転換が求められている。その実現へ労働界と政党、市民など組織の枠を超えた共闘拡大がとりわけ重要となっている。

■ コロナに乗じた改憲、検察庁法改悪案NO!

コロナ危機に乗じて安倍政権が狙った改憲論議も政府の思惑どおりにはっていない。また検察幹部を内閣の下部とする検察庁法改悪案は、国民の怒りで廃案に追い込まれた。コロナ対応の政府批判と合わせ、内閣支持率も最低の20～30%台へ急落している。

安倍首相は5月3日の憲法施行日にコロナ対策特措法の緊急事態宣言にからめ、憲法にも集会・言論の自由や人権、ストなど労働基本権を政令で禁止できる緊急事態条項新設への改憲意欲を表明した。一方、安倍首相は「3年前に2020年を新

全労連の小田川義和議長はあいさつで「経済危機の核は需要の縮小にある。最賃引き上げと中小企業支援策がコロナ危機克服のポイントだ」と最賃1500円と全国一律最賃制実現を強調。コロナ禍でも過去最高の488兆円の内部留保の活用を提起した。黒澤幸一全労連事務局長は行動提起で署名運動や地方議会への意見書採択などを呼びかけ、生協労連、出版労連、山形労連が決意を表明。地方では北海道から佐賀まで全国29都道府県で統一宣伝が展開され、建交労は産別本部として初めて東京都内を宣言カーで訴えた。6月11日には自共立民などと野党議員の最賃学習会も開催された。

連合の神津里季生会長は日商などの最賃凍結の検討に対して、「最賃は構造的に賃金が低い状況の改善であり、経営危機で短期的にやめましようという性格とは様相が違う」と表明。日本弁護士連合会も6月3日、「最賃引上げと全国一律最賃制度の実施を求める会長声明」を発表している。

自民党最賃一元化推進議員連盟は6月11日の会合でコロナ後の「最賃緊急提言案」を作成し、中小企業への賃金、社会保険料の直接助成などを指摘。財源では「大企業の内部留保に注目」として、450兆円の内部留保0.5%の課税で2兆2,500億円になると言及しているのが注目される。

■ イギリスは最賃6%アップ、韓国は賃金助成

最賃の引き上げ水準については、10年6月の政労使合意で20年までに「全国平均1000円」の早期達成と、15年の「年3%程度引き上げ」の政府公約がある。安倍政権もこの4年間は毎年3%程度、25~27円引き上げ、全国平均901円となっている。しかし現行水準は政府公約とは大きな隔たりがあり、しかも最低は沖縄など15県の790円から東京の1,013円まで223円の大きな格差が

ある。さらに全国平均1,000円は東京など高い地域の数県の最賃アップで、40数県が低くても全国平均1,000円となる懸念も指摘されている。

問題は日本の最賃が国際比較(19年)でも低いことだ。ルクセンブルクは1,445円、オーストラリア1,382円、フランス1,154円、オランダ1,141円、ドイツ1,058円などである。また日本のような地域別最賃は9カ国にすぎなく、59カ国が全国一律最賃制であり、日本は異例とされている。

安倍首相や日商は「中小企業の経営は厳しく、雇用優先」というが、経営環境と雇用の厳しさの原因は需要不足であり、賃上げによる景気回復と雇用増がカギとなる。08年のリーマンショック時のような最賃引き下げ、「派遣切り」など雇用破壊で長期の深刻なデフレに陥った誤りを繰り返してはならない。

ILO最賃条約は水準について「まず生計費を充足し、組織労働者の協約賃上げ」「国内の一般的標準賃金」参照と規定している。最低生計費は全労連調査では北海道から東京、鹿児島までの全国26都市ではほぼ1,500円で共通している。標準賃金比較でも日本の最賃は低く、フランスは賃金中央値の61%、ニュージーランド60%、オーストラリア53%などだが、日本は44%にすぎない。

最賃支援でもフランスは企業の社会保険料の軽減、韓国では2018年から最賃引き上げ事業主(雇用者30人未満)に対して1人につき時給1,500ウォン(約130円)を直接支給する雇用安定資金支援制度もある。コロナ禍のイギリスでは最賃を4月から6.2%アップし8.72ポンド(1,186円)に引き上げた。日本も中小支援を強め、地域格差是正と生計費に基づく1,500円と全国一律最賃制の確立は、ポストコロナ政策に関わる政労使の重要な政策課題となっている。

(あおやま ゆう・ジャーナリスト)

Editor's note
編集後記

■ 本号の特集は、安心して暮らせる公的年金をテーマに、現行制度の問題点の整理や改革の提言だけではなく、世代間対立や高齢者の就労問題等の論考も加えながら、労働運動がこのテーマにどう取り組むべきかについて多面的に迫っている。

■ 現在の公的年金は貧困に陥りやすく、とても「安心して暮らせない」。だからこそ、老後の生活に対して、中高年層だけでなく青年層も含めた全ての世代が大きな不安を抱えているのだ。しかしながら、そのような状況に国も、そして労働組合も正面から向き合っていない。新型コロナがもたらした危機に際して、年金制度のみならず生活保障全般にナショナル・ミニマム保障の観点を取り入れたビジョンを労働運動が提示することが必要であると改めて感じた。

■ 特集以外でも、コロナ禍のなかで労働運動があげた成果の検証や、コロナ禍だからこそ重要な政策課題として注目される生計費にもとづく全国一律最賃運動等を掲載している。ご一読の上、是非感想をお寄せいただきたい。(S.N.)

次号予告 (No.118 2020 年秋季・2021 年冬季合併号) 発行予定 12 月 1 日

【特集】新型コロナウイルス問題と労働現場

巻頭論文 新型コロナ禍と内部留保の活用 小栗崇資

総論 新型コロナウイルス問題と新自由主義 岩佐卓也

・労働現場からの報告と問題提起

医療、福祉・保育、タクシー・観光バス、航空、教育、行政窓口、流通、文化・芸術、建設、非正規雇用労働者、自営業者・個人事業主（飲食店、宿泊施設など）、学生への影響

・問題だらけの安倍内閣の新型コロナ対応

Information

「読者の声」欄への投稿を募集

本誌についての率直な感想、ご意見などを、編集部までお寄せください。掲載分には図書カードを進呈します。

E-mail : rodo-soken@nifty.com

(内容は一部変更することがあります。)

季刊 労働総研クォーターリー No.117 (2020 年 夏季号)

2020 年 9 月 1 日発行 定価：本体 1200 円+税 年間：4800 円+税

編集 ● 労働運動総合研究所

発行 〒102-0093 東京都千代田区平河町 1-9-1 メゾン平河町 501

TEL.03-3230-0441 FAX.03-3230-0442

http://www.yuiuidori.net/socken/ E-mail : rodo-soken@nifty.com

発売 ● 株式会社 本の泉社

〒113-0033 東京都文京区本郷 2-25-6

TEL.03-5800-8494 FAX.03-5800-5353

http://www.honnoizumi.co.jp/ E-mail : mail@honnoizumi.co.jp

印刷・製本 ● 亜細亜印刷 株式会社 / DTP ● 木椋 隆夫

落丁本、乱丁本は小社にてお取り替えいたします。定価は表紙に記載されております。

本書の内容を無断で複製複製、転載することは、法律で定められた場合を除き、著作権の侵害となります。

©The Japan Reseach Institute of Labour Movement (Rodo Soken) / HONNOIZUMISHA INC.

Printed in Japan ISBN978-4-7807-1886-7 C0336

実現しよう 大幅賃上げ、全国一律最賃、均等待遇、消費税減税
許すな 安倍9条改憲、社会保障破壊 職場と地域で共同を助け、未来を切り拓こう

2020年 国民春闘白書

全労連・労働総研 編 (A4判 96頁) 定価 1000円+税

データブック

<もくじより>

総論 春闘で未来を切り拓こう—2020 国民春闘の課題

- 1 日本経済の未来を閉ざすアベノミクス
- 2 賃上げは切実—賃金は低下、雇用は劣化
- 3 社会的な賃金闘争の前進を
- 4 地域経済の活性化と公務・公共サービス
- 5 安倍「働き方改革」をやめさせ、働く権利の拡大を
- 6 働くルールの確立とディーセントワークの実現
- 7 憲法改悪ストップ、市民と野党の共同で
1日も早く安倍政権打倒へ
- 8 主要企業の内部留保分析
- 9 春闘基本統計



(ISBN 978-4-7617-0913-6)

〒113-0034 東京都文京区湯島 2-4-4 学習の友社 TEL 03-5842-5641 FAX 03-5842-5645

国民生活と経済をダメにしたアベノミクスを総括

アベノミクス崩壊

—その原因を問う

牧野富夫 編著

「一億総活躍」どころか格差が拡大—日本経済と国民生活をダメにした経済政策を第一線研究者8人が全面的に検証する!



- 目次から
- 序章 安倍政権の野望とアベノミクス — 富国強兵のゆくえ (牧野富夫)
 - 第1章 アベノミクスの国民的総括 (友寄英隆)
 - 第2章 「アベノミクス」とTPP — TPPからの撤退で、国民生活の安定を (荻原伸次郎)
 - 第3章 TPP、インフラ輸出、安保法制と経団連 (山中敏裕)
 - 第4章 命運尽きる異次元金融緩和と政策 (建部正義)
 - 第5章 重大化する「働く貧困」とアベノミクス — 「働くルール」の確立で打開へ (藤田 宏)
 - 第6章 「アベノミクス」の現在と労働者のたたかい (生熊茂実)
 - 終章 アベ政治とアベノミクスの現段階 — 「一億総活躍社会」と同一労働と同一賃金 (下山房雄)

新日本出版社 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-25-6
☎03-3423-8402 FAX03-3423-8419

定価：本体 1600円+税
ISBN978-4-406-06032-5



9784780718867



1920336012005

Featured Theme

Public Pensions that Can Guarantee a Decent Living

- *"All-Generation Social Security" and 2020 Pension System Reform"
..... Toru HATANAKA
- *The Problems of the Existing Pension System that Fails to Sustain
People's Living on Pension Benefits Naoyoshi KARAKAMA
- *Need for Establishing a Minimum Guarantee Pension Scheme and
the Way to Achieve it Tsutomu YOSHIDA
- *The Current Situation and Problems of the Pension Financing and
the Direction of Reform Kenkichi KAWAMURA
- *Rebuilding the National Struggle for Pensions and the Trade Union
Movement Satoru HARATOMI
- *"A Vision for a Movement that Can Overcome 'Generational
Conflict'" – Relating the Labor Issues to the Constitutional / Human
Rights Perspectives Sakaki YUMITA
- *Expansion of Unstable Work in the Name of "Support for Elderly
Employment" Ryo INOUE

Study Note

- Summary of 2020 Research on the Minimum Living Cost
..... Shuichi NAKAZAWA

Labor Front Now

- Verification: Labor Movement and Its Achievement In an Extraordi-
nary Situation amidst Coronavirus Crisis
- Zenroren, Rengo and Opposition Parties Started Working on Political
and Economic Changes in a Post-Corona Society
- National Minimum Wage of 1,500 Yen Is One of the Priority Issue for
Government, Workers and Employers Yu AOYAMA

ISBN978-4-7807-1886-7

C0336 ¥1200E

定価： 本体1200円 +税

発売：本の泉社